

「李廣、馳西成紀の
人漢の武帝の天
漢二年に匈奴と
戦ふ事七十餘回
奴虜曰漢飛將
軍六十餘歳也。」

雁書とも云ひ雁札とも又名づけられ。あなむざん、蘇武の譽の跡なりけり。胡國に未だあるにこそとて、今度は李廣といふ將軍に仰せて、百萬騎を向けらる。今度は漢の戦ひ強くして、胡國の軍敗にけり。味方戦ひ勝ちぬと聞えしかば、蘇武は曠野の中より這ひ出で、是こそ古の蘇武よとなのる。片足なき身となつて、十九年の星霜を送り、輿にかゝれて舊里へ歸り、蘇武は十六の年、胡國へ向けられし時、帝より下したまはつたりける、旗をば巻いて、身を放たず、何としてかは持つたりけん、此十九年が間、今又取り出して、帝へ參らせたりければ、君も臣も感嘆斜ならず。蘇武は君の御爲に大功雙なかりしかば、大國數多たまはりて、其上、典屬國といふ司を下されけるとぞ聞えし。李少卿は胡國に留つて、終にかへらず。如何にもして漢朝へ歸らばやとは歎きけれども、胡王許さねば力及ばず。漢王是をば夢にも知り給はず、李少卿は不忠なる者ぞかして、はかなくなれる二親が尸を掘り起いて打たせらる。李少卿此由を傳へ聞いて、怨深うぞなりにける。さりながらも猶故郷や戀しかりけん、不忠なきよしを一卷の書につけて、漢朝へ送つたりければ、さては不忠なかりし者をとて、父母が尸を打たせられることをのみ、悔し給ひけり。漢家の蘇武は、書を雁の翼につけて舊里へおくり、本朝の康頼は、浪の便に歌を故郷へ傳ふ。彼は一筆のすさみ、

此は二首の歌、彼は上代、此は末代、胡國、鬼界が島、境を隔て、世々はかはれども、風情はおなじ風情、ありがたかりし事どもなり。

卷三

一 救 文

「朝觀の行幸」仙洞
春秋の行幸なり。

「彗星」日本紀和名抄等にはハ、キホシとあり。漢書註に光芒參々々如掃とあり。杜預曰彗所こ以除舊布新也。とされば彗星の出現を革新の象となすなり。百練抄七日條云寅刻彗星見。其方之由奏問云々。

治承二年正月一日の日、院の御所には拜禮行はれて、四日の日朝觀の行幸ありけり。何事も例に變りたる事はなけれども、去年の夏、新大納言成親の卿、以下近習の人々、多く流し失はれしこと、法皇其の御憤未だ止まず、されば世の政事をも、萬物憂く思しめて、御快からぬ事どもにてぞ候ひける。太政の入道も、多田の藏人行綱が告げ知らせを奉つて後は、君をも一向御宥きことに思ひ參らせ、上には事なきやうにはし給へども、内々は用心して、苦笑ひてのみぞ候はれる。七日の日、彗星東方に出づ、蚩氣とも申す。又赤氣とも申す。十八日光を益す。入道相國の御女建禮門院、その時は未だ中宮の御方と聞えさせ給ひしが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞありける。諸寺に御讀經始り、諸社へ官幣使を立てらる。陰陽術を極め、醫家薬を盡し、大法秘法一として残る所なう修せられけり。されども御惱たゞにも渡らせ給はず。御懷妊とぞ聞えし。主上は今年十八、中宮は二十二にならせ給ふ。然れども皇子も姫宮も未だ出來させ給はず。若し皇子御誕生あらば、如何にめでたからんと、平家

「守覺法親王」後
白河院の宮御母
は建春門院なり
號北院

「梨花一枝」長恨
歌の句

「神子」巫なり、
よりを立ると云
うて心なき童に
白き帷を着せ、
してを切りけ
て祈れば神は其
童にのりうつり
て有無を云ふな
り

「明王の縛」不動
明王なり明王の
索は惡魔邪道な
戒ん爲めなり
五大尊あれども

「崇徳院」尊號宣下
の事恩管抄には
治承三年(安元
元年)七月二十
九日とあり

「早良」光仁天皇の
皇子延暦十三年
佐伯の今毛人な
龍用せし件にて
廢立せられ同
十九年七月追
尊

「井上」光仁天皇の
皇后他戸親王の
生母、儲位事よ
り天皇を呪詛し
太子と共に廢せ
られ幽囚中に薨
す。後早良親王
と同時に追尊

「冷泉院」天皇の物
狂しき様榮花續
古事談等に見ゆ
即位後一日神器
を視んとせられ
たる事などあり
。在位僅に二
年

「花山院」道兼に計
られ通世。元方
とは關係なし

「元方」兼足八代の
孫文章博士藤原
菅衡の子、母は

の人々も、只今皇子御誕生あるやうに申して勇み喜びあはれけり。他家の人々にも平
氏繁昌折を得たり、皇子御誕生、疑ひなしとぞ申し合はれける。御懷妊定らせ給ひし
かば、入道相國、有驗の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修し、星宿、佛菩薩に告げて
偏に皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日の日、中宮御着帯ありけり。仁和寺の御
室守覺法親王は、急ぎ御參内あつて、孔雀經の法を以て御加持あり。天台座主覺快法
親王、寺の長吏圓慶法親王も、同じう參らせ給ひて、變成男子の法を修せられけり。
かゝりし程に、中宮は月の重るに隨つて、御身を苦しうせさせ坐します。一度笑めば
百の媚ありけん、漢の李夫人、照陽殿の病の床もかくやと覺え、唐の楊貴妃、梨花一
枝春の雨を帯び、芙蓉の風に萎れつゝ、女郎花の露重げなるより、猶痛はしき御様な
り。かゝる御惱の折節に合せて、こはき御物氣ども數多取り入れ奉る。神子明王の縛
にかけて、靈顯れたり。殊には讃岐の院の御靈、宇治の惡左府の御憶念、新大納言成
親の卿の死靈、西光法師が惡靈、鬼界か島の流人どもの生靈なんとなぞ申しける。是に
依つて、生靈をも死靈をも宥めらるべしとて、先づ讃岐の院の御追號あつて、崇徳天
皇と號し、宇治の惡左府、贈官贈位行はれて、太政大臣正一位を贈らる。勅使は少内
記維基とぞ聞えし。件の墓所は大和國添上の郡、河上の村般若野の五三味なり。保元

の秋、掘り起して捨てられし後は、死骸、道の邊の土となつて、年々に唯春の草のみ
繁れり、今勅使尋ね來て、宣命を讀みければ、亡魂尊靈や如何に嬉しと思しけん。さ
れば早良の廢太子をば崇徳天皇と號し、井上の内親王をば皇后の式位に復す。是皆怨
靈を宥められし策とぞ聞えし。怨靈は昔もかく怖しかりし事どもなり。冷泉院の御
物狂しうまし、花山の法皇の十善の帝位をすべらせ給ひしは、元方の民部卿が靈
なり。又三條の院の御目も御覽せられざりしは、寛算供奉が靈とかや。門脇の宰相、
かやうの事どもを傳へ承つて、小松殿に向つて申されけるは、今度中宮御産の御祈
様々に候ふなり。何と申すとも、非常の赦に過ぎたる程の事、有るべしとも覺え候は
ず。中にも鬼界が島の流人どもの、召し還されたらん程の功德善根、何事か候ふべき
と申されたりければ、大臣父の禪門の御前におはして、あの丹波の少將がことを、門
脇宰相あながちに嘆き申すが不惑に候ふ。殊更中宮御惱の由承り、及ぶべくんば、
成親卿が死靈など聞えて候ふ、大納言が死靈を宥めんと、思しめさんにつけては、生
きて候ふ少將を召しこそ歸され候はめ。人の思ひをやめさせ給はゞ、思しめすことも
叶ひ、人の願を叶へさせましますば、御願も則ち成就して、御産平安、皇子御誕生な
つて、家門の榮花愈々盛に候ふべしと申されければ、入道相國、日比より事の外に和

石見守江の女
祐姫なり。村上
天皇の更衣とな
りて廣平親王を
生む。元方私に
皇太子たらしめ
んとし。皇后
安子(師輔の女)
を立。皇后皇
子を生む。冷泉
皇は元方にして
儲位に立ち給ふ
後三ヶ月にして
元方絶望して憤
死し。天皇の物
は冷泉天皇の物
と云へり。大鏡
にも見ゆ。

三條院冷泉院第
二の皇子御母は
兼家の女。在位
五年。心の御製
は。讓位後眼病に
御誅なり。

寛算僧賀静の事
なり。供奉とは
内供奉僧官な
り。大極殿にて
講經の時内供
を講師とせり。此
の事延喜の僧
禁中供奉の僧

なり。大鏡云
算に現はれて申
しけるは云々。

「天鏡」天然にては
摩羅と云ふ。討
殺し智慧の命を
殺すもの。

「波旬」法花音義
に正しくは波卑
夜と言ふ。此には
悪者と云ふとあ
り。

「雜式」サフシキの
フを吞んでツと
發音す。

「禮紙」書狀を卷き
包みたる白紙な
り。

いて、俊寛や、康頼法師が事は如何にと宣へば、それも同じうは召しこそ歸され候は
め。若し一人も残されたらんは、中々罪業たるべう候ふと申されたりければ、入道相
國、康頼法師が事はさることなれども、俊寛は随分入道が口入を以て、人となつたる
者ぞかし。それに所しもこそ多けれ、我山庄、鹿の谷に寄り合ひて、謀反の企てのあ
りけんなれば、俊寛が事は思ひも寄らずとぞ宣ひける。大臣歸つて、叔父の宰相を呼
び出しまるらせて、少將ははや赦免なるべきにて候ふぞ、御心安う思し召され候へと
申されたりければ、宰相世にもうれしげにて、手を合せてぞ悦ばれける。下り候ひし
時も、是程の事などや申し受けざらんと、思ひたりげにて、教盛を見候ふ度毎には、
涙を流し候けるが、不惑に存じ候ふとぞ申されける。大臣、子は誰とても悲しければ、
よくく申し候はんとして入り給ひぬ。さる程に、鬼界が島の流人どもの召し還さるべ
き事定りしかば、入道相國の赦文書いてぞたうでんげる。御使既に都を立つ、宰相餘
の嬉しさに、御使に私の使を添へてぞ下されける。夜を晝にして急ぎ下れとありしか
ども、心に任せぬ海路なれば、波風を凌いで下る程に、都をば七月下旬に出でたれど
も、長月二十日比にぞ、鬼界が島には着きにける。

二足摺

御使は丹左衛門の尉基康といふ者なり。急ぎ船よりあがり、是に都より流され給ひ
たる丹波の少將成經、平判官康頼入道殿やおはすと、聲々にぞ尋ねける。二人の人
人は、例の熊野詣してなかりけり。俊寛一人ありけるが、是を聞いて、餘に思へば夢
やらん又天魔波旬の、我心を誑さんとていふやらん、現とも更に覺えぬものかなと
て、走るともなく倒るゝともなく、急ぎ使の前に行き向つて、是こそ流されたる俊寛
よと、名乗り給へば、雜色が頸に懸けさせたる文袋より、入道相國の赦文を取り出で
奉る。是をあけて見給ふに、重科は遠流に免ず、早く歸洛の思をなすべし。中宮御
産の御祈によつて、非常の赦行はる。然る間、少將成經、康頼法師、赦免とばかり書
かれて、俊寛といふ文字はなし。禮紙にぞあるらんとて、禮紙を見るにも見えず、奥
より端へ読み、端より奥へ読みけれども、二人とばかり書かれて、三人とは書かれず。
さる程に、少將や、康頼法師も出で來り、少將の取つて見るにも、康頼法師が読み
けるにも、二人とばかり書かれて、三人とは書かれざりけり。夢にこそかゝることは
あれ。夢かと思ひなさんとすれば、現なり、現かと思へば、又夢の如し。其上二人の

人々の許へは、都より言傳てたる文ども、幾らもありけれども、俊寛僧都の許へは、事問ふ文一つもなし、されば我が縁の者は、皆都の内に跡を止めずなりにけるよ、と思ひ遣るにも覺束なし。抑々我等三人は、罪も同じ、配所も同じ所なり。如何なれば赦免の時、二人は召し還されて、一人爰に残るべき。平家の思ひ忘れかや、執筆のあやまりか、こは如何しつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲めども甲斐ぞなき。僧都、少將の袂にすがり、俊寛が斯様になるといふも、御邊の父、故大納言殿の、よしなき謀叛の故なり、されば他所の事と思ひ給ふべからず。赦されなければ、都までこそ叶はずとも、せめては此船に乗せて、九國の地まで着けて給べ、各々是におはしつる時こそ、春は燕、秋は田の面の雁の音づる、やうに、おのづから故郷の事をも傳へ聞きつれ、今日より後何としてかは聞くべきとて悶え焦れ給ひけり。少將誠にも、御有様を見參らせ候に、更に行くべき空も覺え候はず。此船に打ち乗せ奉つて、上りたくは候へども、都の御使、如何にも叶ふまじき由を頻に申す。その上御赦されもなきに、三人共に島の内を出でたり、など聞え候は、中々悪しう候ひなんす。成經先づ罷り上つて、人々にもよき様に申し合せ、入道相國の氣色をも伺ひ、迎に人を

「小夜姫」欽明天皇
三十七年八月に
大伴の狭手彦新
羅を攻めて渡り
別時悲みて其の
所を死すて其れ
神ふ則社ありて
歌に則社ありて
しに松浦の沖な
を本松浦の沖な
提比古と大伴の
萬葉第九山人ま
其遠つ人まつ

奉らん。其程は日頃おはしつるやうに、思ひなして待ち給へ、何と申すとも命は大切のことにて候へば、假令此瀬にこそ洩れさせ給ひ候ふとも、一度はなにか赦免なうては候はざるべきと、やう／＼に慰め宣へども、僧都堪へ忍ぶべうも見え給はず。さるほどに、船出すべしとて聞ぎければ、僧都船に乗つては下りつ、下りては乗りつ、あらまし事をぞし給ひける。少將の形見には、夜の袂、康頼入道が形見には、一部の法華經をぞ留めける。既に纏解きて船押し出せば、僧都綱に取りつき、腰になり脇になり、丈の立つまでは引かれて出づ。丈も及ばずなりければ、僧都船に取りつき、さて如何に各々俊寛をば、終に捨て果て給ふか、日頃の情も今は何ならず、せめてこの船に乗せて、九國の地までと、口説かれけれども、都の御使、如何にも叶ひ候ふまじとて、取り付き給ひつる手を引きのけて、船をば終に漕ぎ出す。僧都せん方なさに渚にあり、倒れ伏し、稚きもの、乳母や母などを慕ふやうに足摺をして、これ乗せて行け、具して行けと宣ひて、をめき叫び給へども、漕ぎ行く船の習ひにて、跡は白波ばかりなり。未だ遠からの船なれども、涙に暮れて見えざりければ、僧都高所に走り上つて、沖の方をぞ招ぎける。かの松浦小夜姫が唐船を慕ひつ、領巾振りけんも、是には過ぎじとぞ見えし。さる程に船も漕ぎ隠れ、日も暮るれども、僧都あやし

「早離速離」考證補
 云早離速離は觀音菩薩の因位なりと云ふ事あり。又早利速利の兄弟繼母の爲めに海巖山に天竺にありと云ふ事も定むならす。

「待賢門院」鳥羽院の後崇徳後白河の御母后公實卿の女。
 「九月十一日」諸本に九月一日とある非なり正節及び京都本正し歴代皇記一代要記等皆然り。

「八幡」山城國綾喜郡男山に鎮坐。比吹大神の三坐を祭る。清和天皇貞觀元年行教の奏請により字に準じて立てらる。
 「平野」山城國葛野郡大北山村平野にあり。今木久野の四神相殿比賣源の四神相殿比賣は八姓の祖神と云へり。初め大和の後宮にありしを延暦十三年此地に移さる。
 「大原野」山城國訓郡大原野にあり。文徳天皇仁壽二年春日を藤原氏の祖神なれば延喜式外の神に尊崇せらる。
 「五條大納言」謙足十二代の孫從五位上佐馬頭盛國男。
 「七佛藥師」善名稱如來、善吉祥如來、消除病患如來、生滅苦惱如來。

の臥處へも歸らず、波に足打ち洗はせ、露に萎れて、其夜は其處にてぞ明しける。さりとも、少將は情深き人なれば、能き様に申す事もやと、たのみを懸けて、其瀬に身を投げざりし心の中こそはかなけれ。昔早離速離が、海巖山へ放たれたりけんかなしみも、かくやとぞ覺えたる。

三 御産の巻

さる程に、二人の人々は鬼界が島を出で、肥前の國鹿瀬の庄にぞ着き給ふ。宰相、京より人を下いて、年の内は波風も烈しう、道の間も覺束なう候へば、春になつて上られ候へとありしかば、少將鹿瀬の庄にて年を暮す。さる程に、同じき十一月十二日の寅の刻より、中宮御産の氣ましますとて、京中六波羅ひしめきあへり。御産所は六波羅池殿にてありければ、法皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて、大政大臣以下の卿相雲客、すべて世に人と數へられ、官加階に望を懸け、所帯所職を帶する程の人の、一人も漏るゝはなかりけり。先例も、女御、后、御産の時に臨んで大赦ありき。大治二年九月十一日の日、待賢門院御産の時、大赦行はるゝ事ありけり。今度も其例たるべしとて、非常の大赦行はれて、遠流の輩多く赦される中に、此の俊寛僧都一人、

赦免なかりけることこそうたてけれ。御産平安、皇子御誕生あらば、八幡、平野、大原野などへ、行啓あるべきよし御立願あり。全玄法印承つて、是を敬白す。神社は伊勢太神宮を始め奉つて、二十餘箇所、佛寺は東大寺、興福寺、以下十六箇所へ御誦經あり。御誦經の御使には、宮の侍の中に有冠の輩是を勤む。平紋の狩衣に帶劍したる者どもが、いろゝの御誦經物、御劔、御衣を持ちつゝいて、東の臺より南庭をわたつて、西の中門に出づ、めでたかりし見物なり。小松の大臣は、例の善惡に、騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に日たけて後、嫡子權亮少將維盛、以下の公達たちの車ども遣り續させ色々の御衣四十領銀劔七つ廣蓋に置かせ、御馬十二匹引かせて參らせ給ふ。是は寛弘に上東門院御産の時、御堂殿の御馬參らせられし其例とぞ聞えし。そも此の大臣と申すは中宮の御兄にておはしける上、取りわき父子の御契なれば、御馬參らせ給ふも道理なり。又五條の大納言國綱の卿も、御馬二匹進んせらる。志の至か徳の餘かとぞ、人申しける。猶、伊勢より始め奉つて、安藝の嚴島に至るまで、七十餘箇所へ神馬を立てらる。内裏にも寮の御馬に四手附けて、數十匹引き立てたり。仁和寺の御室、守覺法親王、孔雀經の法、天台座主覺快法親王は、七佛藥師の法、寺の長吏圓慶法親王は、金剛童子の法、其外五大虚空藏、六觀音、一字金輪五

來、瑞光如來、名勝珠明如來等、心門に配す一切の衆生の病を治する本誓なり。

「金剛童子の法」本
地大日調利帝母
金剛童子は金胎
兩部也、胎羅、
制多伽中一字に
よるなり。或は
こうきやうとも
云ふ。是は忿怒の
面として、忿怒の
伏するなり。制
多伽は善を司る
なり。上に慈悲を
起す。

「五大虚空藏」五大
は地水火風空を
方す。虚空藏は北
日五大虚空藏、
福智惠滿能滿
とて四佛あり。

「六観音」千手、十
一面、順呪、正、
馬頭、如意輪を
云ふ。如意輪を
主大慈、悲深甚の
意を以て本誓を
顯す。

「金輪五壇」金輪は
四輪王五壇の法
五壇なり、五大

壇の法、六字加輪、八字文殊、普賢延命に至るまで、残る所なく修せられけり。護摩の煙、御所中に満ちて、鈴の音雲をひかし、修法の聲、身の毛よだつて、如何なる御物氣なりとも、何面を向ふべしとも見えざりけり。猶佛所の法印に仰せて、御身等身の薬師、並に五大尊の像を造り始めらる。かゝりしかども、中宮は隙なくしきらせ給ふばかりにて、御産も頼に成りやらず。入道相國、二位殿、胸に手を置いて、こはいかせん、くんとぞあきれ給ふ。人の物申しけれども、只兎もかくも、善きやうに善きやうとばかりぞ宣ひける。淨海、軍の陣ならば、是程までは憶せじものをとぞ後には宣ひける。御験者には、房覺、昌運、兩僧正、俊堯法師、豪禪、實全、兩僧都、各僧侶の句ども上げ、本寺本山の三寶、年來所持の本尊達、責め伏せく採られければ、誠にさこそはとおぼえて、尊かりける中に、をりふし法皇は、新熊野へ御幸なるべきにて、御精進の序なりけるが、錦帳近く御座あつて、千手經を打ち上げく遊されけるにぞ、今一際事替つてさしも躍り狂ひける御神子ともが縛も暫く打ち静めけり。法皇仰なりけるは、假令如何なる御物氣なりとも、この老法師が、かくて候はんする所へ、いかでか近づき奉るべき。就中、今顯る、所の怨靈は、皆我が朝恩を以て、人と成つたる者ぞかし。假令法者の心をこそ存せずとも豈障碍を爲すべきや。速に罷り

尊は降三世明王
軍荼利夜叉、大
威徳、金剛夜叉、
不動、一字金輪
佛頂尊に向ひて
祈禱する法。

「六字加輪」千手觀
音に向ひて六字
の眞言を唱ふる
修法。

「八字文殊」正しく
は文殊師利と云
ふべし。普賢と一
對の菩薩にて常
に釋尊の左方に
ありて知恵を司
る。一字、六字、
八字、一字、五
字、兒等種々の
文殊あり。

「普賢延命」修法の
名、普賢菩薩に
延命の徳あれば
も延命菩薩とも
云ふ。此の菩薩
に對して延命の
祈禱を修する
法。

「東方朔漢武帝の
時の人仙術を得
たり。」

「桑の弓」男子出生
の時する儀式、
禮記第八内則篇
にあり左傳には

退き候へとて、女人生産し難からん時に臨んで、邪魔遮障して、苦忍び難からんには、心をつくして大秘呪を稱誦せば、鬼神退散して、案樂に生せんとあそばして、皆水晶の御珠數を押し揉ませ給へば、御産平安のみならず、皇子にてこそましくけれ。本三位の中將重衡の卿、その時は未だ中宮の亮にておはしけるが、御簾の中よりつと出で、御産平安、皇子御誕生候ふぞやと、高らかに申されたりければ、法皇を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、各助修、數輩の御験者、陰陽の頭、典樂の頭、すべて堂上堂下、一度にあつと悦びあへる聲は、門外までもとよみて、暫しは静りもやらざりけり。入道相國嬉しさのあまりに、聲を上げてぞ泣かれける。悦泣とは是をいふべきにや。小松の大臣は、急ぎ中宮の御方へ參らせ給ひて、金錢九十九文、皇子の御枕に置いて、天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命は方士東方朔が齡を保ち、御心には天照太神入り替らせ給へとて、桑の弓、蓬の矢を以て、天地四方を射させらる。

四 公卿捕

御乳には、前の右大將宗盛の卿の北の方と定められたりしかども、去ぬる七月に、

桃の弧。蓬の矢
を以て除其災と
あり又漢儀に
は葦の矢とあ
りつ

「こしき」大原よ
り奉る。飯を炊
ぐ具古は瓦にて
造れり。腰氣と
音通なれば御胞
衣帯らねやうと
落すなり。

「稻麻竹葦」物の
義。たらしこみたる

「放つて正節及京
都本」拂つてと
あり放つての方
よろし。

「反閉し神拜の時す
る法なり。」

難産をして失せ給ひしかば、平大納言時忠の卿の北の方、帥のすけ殿、御乳には参らせ給ひて、後には帥の内侍とぞ人申しける。法皇聽て還御なる、門前に御車を立てられたり。入道相國嬉しさのあまりに、砂金一千兩、富士の綿二千兩、法皇へ進上せらる。是又然るべからずとぞ人申しける。をかしかりしは入道相國のあきれさま、めでたかりしは小松の大臣の振舞、本意なかりしは前右大将宗盛の卿の最愛の北の方に後れ給ひて、大納言大将兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に仕出あらば、如何にもめでたからん。今度の御産、笑止數多あり。先づ法皇の御驗者、次に后御産の時、御殿の棟より飯を轉すことありけり。皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落されたりければ、人々如何にと騒ぎ取り上げ、落し直されたりしかども、猶悪しきことにぞ人申しける。次に七人の陰陽師参つて、千度の御秘仕る。その中に、掃部頭時晴といふ老者あり。所従なんども乏少なりけるが、餘りに人多く参り集ひ、たかななをこみ、稻麻竹葦の如し、役人ぞ開け候へとて、大勢の中を押し分け、参る程に、いかゞはしたりけん、右の脊を踏み脱がれて、其處にてちつと立休まに、冠をさへ衝き落されて、さばかんの砌に東帯正しき老者が、髻放して練り出でたりければ、若き公卿、殿上人は耐へずして、一度にとつとぞ笑はれける。陰陽

師なんといふは反閉として、足をもあだに踏まずとこそ承れ。其外不思議共いくらもありけども、其時は何とも覺えあはせられざりけるが、後にこそ思ひ合する事どもは多かりけり。御産に依つて、六波羅へ参らせ給ふ人々、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊の御門、右大臣月の輪殿、内大臣小松殿、左大将實定、源大納言定房、三條の大納言實房、五條の大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中の御門の中納言宗家、花山の院の中納言兼雅、源中納言雅賴、權中納言實綱、藤中納言實長、池の中納言頼盛、左衛門の督時忠、別當忠親、左の宰相の中將實家、右宰相中將實宗、新宰相の中將通親、平宰相教盛、六角の宰相家通、堀川の宰相頼定、左大辨の宰相長方、右大辨の三位俊經、左兵衛の督重孝、右兵衛の督光能、皇太后宮の大夫朝方、左京の太夫長教、太宰の大貳親宣、新三位實清、以上三十三人、右大辨の外は直衣なり。不參の人々には、花山の院の前の太政大臣忠雅公、大宮の大納言隆季の卿、以下十餘人、後日に布衣着して、入道相國の西八條の邸へ、向はれけるとぞ聞えし。

五 大塔建立

日數經にければ、中宮は六波羅より内裏へ歸り参らせ給ふ。入道相國いかにして此

「御修法の結願に
は勳賞どもも行

はる。仁和寺の御室は東寺修造り。後七日の御修法大元の法並に灌頂興行せらるべき由仰せらる。御弟子圓眞法印になさる。座主の宮は二品並に牛車の宣旨を申させ給ふを御室支へ申させ給ふに成つて御弟子覺成僧都法印になさる。其の外勳賞とも杖擧に暇あらずとぞ聞えし。以上間之物として正節には別巻に記せる爲め落したり。

「大塔」十六丈の寶塔、大日千手、二十八部藥師、十二神等の佛像を現す。

「氣比の宮」大日本聖地觀音。

「大師」弘法大師

の後の御腹に皇子誕生あれかし、位に即け參らせて、夫婦共に外祖父外祖母と、仰がれんと願はれけるが我が崇め奉る嚴島へ申さんとて、月詣せられけるに、中宮やがて御懷妊なつて、御産平安、皇子御誕生こそめでたけれ。抑平家嚴島を、信じ始められけることを、如何にといふに、清盛公未だ安藝の守たりし時、安藝の國を以て、高野の大塔修理せられけるに、渡邊の遠藤六郎頼方を、雜掌に附けられて、六年に修理畢んぬ。修理畢つて後、清盛高野へ登り、大塔拜み奉つて、奥の院へ參られけるに、何處より來るともなく、白髮なる老僧の、眉には霜を垂れ、額に浪を疊んで、鹿杖の二膀なるにすがつて出で給ひけるが。此の僧、何となう物語をぞしたりける。それ我山は、昔より密宗をひかへて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理畢り候ひぬ。それにつぎ候ひては、越前の氣比の宮と、安藝の嚴島は、兩界の垂跡にて候ふが、氣比の宮は榮えたれども、嚴島はなきが如くに荒れ果て、候。あはれ同じうは、此序でに奏聞なつて修理せさせ給へかし。沙汰にも候は、官加階は天下に肩を並ぶる者、又もあるまじきぞとて立たれける。此老僧の居給へる所に、異香則ち薫じたり。人を附けて見せらるゝに、三町ばかりは見え給ひて、其後は掻き消すやうにぞ失せ給ひぬ。是凡人にあらず、大師にておはしけりと愈々たつとく覺えて、娑婆世界の思出なるべ

「八尊の中尊」胎金の「大日なり」。

しとして、高野の金堂にて曼陀陀を書れけるが、西曼陀羅をば、常明法印といふ繪師に書かせらる。東曼陀羅をば、清盛書かんとて、自筆に書かれけるが。八葉の中尊の寶冠をば、如何思はれけん、我頭の血を出いで、書かれけるとぞ聞えし。その後都へ登り、院參して、此由を奏聞せられたりければ、君も臣も感嘆斜ならず、猶任延べられ、嚴島をも修理せらる。鳥居を立て替へ、社々を造り替へ、百八十間の廻廊をぞ造られける。修理畢つて後、清盛嚴島へ參り、通夜せられける夢に、御寶殿の中より鬘結ひたる天童の出で、汝この劍を以て、朝家の御かためたるべしとして、銀の蛭巻したる小長刀を賜はる、といふ夢を見て、覺めて後見給へば、現に枕上にぞ立つたりける。さて大明神御託宣なつて。汝知れりや忘れりや、或聖を以て言はせし事は、但し悪行あらば、子孫までは叶ふまじきぞとて、大明神上らせ給ひけり。ありがたかりし事どもなり。

六 頼 豪

白河の院の時、京極の大殿の御女、后に立ち給ふ事ありけり。賢子の中宮とて、御最愛ありけり。主上いかにもしてこの後の御腹に、皇子誕生あらまほしう思しめして、

「賢子」六條右大臣顯房の女京極關白の養女、延久三年太子宮に入

「阿闍梨」善見律第一音義に云正行とあり。又云「軌範」舊譯には云於善法中之教授令知名阿闍梨。「一階」一躍して僧正になること。

「繪言汗の如し易

其頃三井寺に、有驗の僧と聞ゆる頼豪阿闍梨を召して、汝如何にもして此後の御腹に皇子誕生祈り申せ、願成就せば、所望は請に依るべしと仰せ下さる。頼豪安いほどの御事に候として急ぎ三井寺へかへりまゐつて、肝膽をくだいて祈りければ、中宮やがて百日の中に御懷妊なつて、承保元年十二月十六日、御産平安、皇子御誕生こそ目出度けれ。主上斜ならず御感なつて、頼豪阿闍梨を内裏へ召して、さて汝が所望は如何にと仰せければ、三井寺に戒壇建立のよしを奏問す。一階僧正などの事をも、申さんするかとこそ思し召しつるに、是こそ存の外の所望なれ。今汝が所望を達せば、山門憤つて世上も静なるべからず、凡そ皇子誕生あつて、祚を繼がしめんも、海内無爲を思し召す御故なり。兩門共に合戦せば、天台佛法亡びなんすとして聞し召しも入れざりけり。頼豪こは口惜しき事こそあんなれとて、急ぎ三井寺に走り歸つて、干死せんとす。主上大に驚かせ給ひて、江帥匡房の卿、其時は未だ美作の守と聞えしを御前へ召して、汝は頼豪に師壇の契あんなれば行いて拵へて見よと仰せければ、畏り承つて、急ぎ三井寺へ走せ参り、頼豪阿闍梨が宿坊へ尋ね行いて、勅定の趣、仰せ含めんとすれば、以の外にふすばうたる持佛堂に立て籠り、怖しげなる聲して、天子には獻の言葉なし、繪言汗の如しとこそ承つて候へ。是程の所望叶はざらんに於ては、い

の漢の卦に曰く九五は漢するくと汗の如し其大に號す朱子の附録に曰く汗出當教如汗出逆千毛百竅中逆出來て道筒の不出づ不さ會反

かさまにも、我祈り出し奉つたる皇子なれば、取り奉つて、魔道へこそ行かすらんめとて、終に對面もせざりけり。美作の守歸り参つて此由奏聞せられければ、主上御歎斜ならず、頼豪終に干死に死にけり。さる程に皇子御惱つかせ給ひて、打ち臥させ給ひしかば、様々御祈ともありけれども、叶ふべしとも見えざりけり。白髮なる老僧の錫杖を以て、常は皇子の御枕に在むと、人の夢にも見え、幻にも又立ちけり。怖しなんども愚なり。承暦元年八月六日の日、皇子御年四歳にて、終に薨れさせ給ひぬ。敦文の親王是なり。主上大に御嘆あつて、其頃又山門に、有驗の僧ときこえし、西京の座主良信大僧正、その時は未だ圓融坊の僧都と聞えしを、内裏へ召して、こは如何にと仰せければ、何時も左様の御願な、我が山の力にてこそ成就することでは候へ。されば九條の右丞相師輔公も、慈惠大僧正に御契り申させ給ひてこそ、冷泉院の皇子をば生み参らせ給ひしか、やすい程の御事候ふとて、急ぎ山門に歸り登つて、百日、肝膽を摧いて祈りければ、中宮廳で百日の中に御懷妊なつて、承暦三年七月九日の日、御産平安、皇子御誕生こそ目出度けれ。堀川の天皇是なり。怨靈は、かく昔も怖しかりし事ともなり。されば今度さしもめでたく、御産に非常の大赦行はれたりといへども、この俊寛僧都一人、赦免なかりけるこそうたてけれ。去程に同じき年の

十二月八日の日、皇子東三條にして東宮に立たせたまふ。傳には小松の内大臣、大夫には池の中納言頼盛の卿とぞきこえし。さる程に今年も暮れて、治承も三とせになりにけり。

七 少將の都還

正月下旬に、丹波の少將成經、平判官康頼入道、二人の人々は、肥前の國鹿瀬の庄を立つて、都へとは急がれけれども、餘寒も未だ烈しう、海上も痛く荒れければ、浦づたひ島づたひして、二月十日比にぞ、備前の兒島に着き給ふ。それより父大納言殿の御わたりあんなる、有木の別所と云ふ所に尋ね行いて見給へば、竹の柱、舊りたる障子などに書き置き給ひつる筆のすさびを見給ひて、あはれ人の形見には、手跡に過ぎたるものぞなき。書き置き給はずば、いかでか是を見るべきとて、康頼入道と二人讀みては泣き、泣いては讀む。安元三年七月二十日の日出家、同じき二十六日信俊下向とも書かれたり。さてこそ源左衛門の尉信俊が、参りたるをも知られられ。傍なる壁には三尊來迎便あり、九品往生疑なしとも書かれたり。此形見を見給ひてこそさすが欣求淨土の望もおはしけりと、限りなき歎の中にも、聊頼もしげには見給ひけ

「三尊來迎、彌陀勢至觀音の死者を迎に來ること。」

「九品往生、淨土に往生する行因に九等の優劣あり此の優劣によりて往生に九等の差別を生ず上品上品、上品中生、上品下生、中品上品、中品中生、中品下生、下品上品、下品中生、下品下生是なり。」

「行道、左右に分れて各々右繞左繞する定なり佛邊を圍繞する作法。」
「過去精靈、死者の精靈佛性を云ふ。」

れ。其墓を尋行いて見給ふに、松の一村ある中に、甲斐々々しう壇の築いたることもなく、土の少し高き所のありければ、少將其に向ひ袖掻き合せ、生きたる人に物を申す様に、泣々掻き口説いて申されけるは、遠き御守とならせおはしましたる事をば、島にても幽に傳へ承つて候ひしかども、心に任せぬ憂き身なれば、急ぎ参ることも候はず、成經かの島へ流されて、後の便なさ、一日片時人の命の生きてあるべき様はなかりしかども、さすが露の命の消え遣らで、此二年を送うて、今召し還さる、嬉しさも、さる事にては候へども、父大納言殿のまさしう、此世に渡らせ給はんのみ、見参らせても候はゞこそ、さすが命の長き甲斐も候はめ、是までは急がれつれども、今日より後は急ぐべしとも覺えずとて、掻き口説いてぞ泣かれける。誠に存生の時ならば、大納言入道殿こそ、如何にとも宜ふべきに、生を隔てたる習ひほど、口惜しかりけることはなし。昔の下には誰か答ふべき。唯嵐に騒ぐ松の響ばかりなり。其夜は康頼入道と二人、墓の廻を行道し、明けければ新しう壇築き、釘ぬきさせ、前に假家造り、七日七夜が間念佛申し、經書いて、結願には大きな卒都婆を立て、過去精靈、出離生死、證大菩提と書いて、年號月日の下には、孝子成經と書かれたれば、賤山がつの心なきも、子に過ぎたる寶なしとて、袖を濡らさぬはなかりけり。年去り年

「出離生死二度生れざるを云ふ」
 「證大菩提善提覺此處には道又は覺と翻す佛なるべき智慧なり云ふ即ち佛果なり證とは證得して眞理を得ずると云ふ」
 「三世十方三世は過、現、未、十方は東南西北四方の角天上下界此の十方にいつれも淨土あり佛あり聖衆とは佛の弟子」
 「あ、うぞ、明き中」
 「秋の山山城の名所新拾遺雜の鳥長一深き夜の鳥羽田の面の鹿の音をはるかにおつる秋の山風」
 「主はなげれど昔公の歌、東風吹かば香おこせよ梅の花主人なしとて春な忘れそ、左遷の時紅梅に結びつけたるもの」
 「桃李不言、明詠に

來れども、忘れ難きは撫育のむかしの恩、夢の如く幻の如し。盡きがたきは、戀慕の今の涙なり。されば三世十方の佛陀の聖主も憐み給ひ、亡魂存靈も如何に嬉しと思しけん。今暫く候ひて、念佛の功をも摘むべく候ひしかども、都に待つ人どもの、心もとなく候ふらん、又こそ参り候はめとて、亡者に暇申しづ、泣くく其處をぞ立たれる。草の蔭にても、名残惜しくや思はれけん。同じき三月十六日、少將鳥羽へあかうぞ着き給ふ。故大納言殿の山庄、洲濱殿とて鳥羽にあり。住みあらしめて、年經にければ、築地はあれども、おほひもなく、門なあれども扉もなし。庭に立ち入り見給へば、人跡絶えて苦深し。池の邊を見廻せば、秋の山の春風に、白波頻に折りかけて、紫鸞白鷗逍遙す。興せし人の戀しさに、唯盡せぬものは涙なり。家はあれども、欄門破れて、蒔遣戸も絶えてなし。此處には大納言殿のところおはせしか、この妻戸をばかうこそ出入り給ひしか、あの木をば、自らこそ植ゑ給ひしかなんどいつて、言の葉につけても、唯父の事をのみ、戀しげにこそ給ひけれ。三月中の六日なれば、花は未だなごりあり。楊梅桃李の梢こそ、折知り顔に色々なれ、昔の主人はなけれども、春を忘れぬ花なれや、少將花の下に立ち寄つて、

桃李不言 春幾暮 煙霞無跡昔誰栖

「故郷の花出羽辨の歌後拾遺春の部にあり」
 「鶴籠の山」本朝文料紀齋名詩序、文侯夫侍衛鶴籠山之欲曙

「靈山」洛東の鷲尾なり。祇園寺尊觀寺等東方一帶の地なます。天竺の靈鷲山にならふ

故郷の花のものいふ世なりせば如何に昔のことを問はまし
 この古き詩歌を口ずさみ給へば、康頼入道も、折ふしあはれに覺えて、墨染の袖をぞ濡しける。暮る、程に待たれけれども、餘に名残惜しくて、夜更くるまでこそおはしけれ。更け行くまゝには、荒れたる宿の習ひにて、古き櫓の板間より、洩る月かげぞ隈もなき、鶏籠の山明けなんとすれども、家路は更に急がれず。さてしもあるべきことならねば、迎に乗物ども遣して、待つらんも心なしとて、少將泣くく洲濱殿を出でつ、都へ歸り上られける。人々の心の中、さこそは嬉しうも又哀にもありけめ。康頼入道が迎にも、乗物はありけれども、今更名残の惜しきにとて、それには乗らず、少將の車の尻に乗つて、七條河原までは行き、それより行き別れけるが、猶行きも遣らざりけり。花の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過ぎ行くに、一樹の蔭に立ち寄つて、別る、名残も惜しきぞかし。況や是はうかりし島の住居、船の中、波の上、一業所感の身なれば、先世の芳縁も淺からずや思ひ知られけん。少將は舅平宰相の許に立ち入り給ふ母上靈山におはしけるが、昨日より宰相の宿所におはして待たれけり。少將の立ち入り給ふ姿を只一目見給ひて、命あればとばかりにて、引き被いでぞ伏し給ふ。宰相のもとには女房侍さし集ひて死んだる人の活きかへりた

「法勝寺」東山に六
寺の西南にあり
西行の住せる處
なり。

る心地して喜び泣きをぞせられける。北の方めのとの心の中、如何ばかりうれしかりけん。六條が黒かつし髪も白くなりたり。少將流されし時三歳にて別れ給ひし若き、今はおとなしうなつて、髪結ふほどなり。その傍に、三つばかりなる稚き人のおはしけるを、少將あれは如何にと宣へば、六條はこそとばかり申して、涙を流しけるにこそ。さては我が下りし時、心苦しげなる有様どもを見置きしが、事故なう育ちけるよと、思ひ出で、も悲しかりけり。少將は元の如く院へ召つかはれ參らせ給ひて、宰相の中將まで上り給ひぬ。康頼入道は、東山雙林寺に、我山庄のありければ、それに落ち着きて、先づかうぞ續けゝる。

故郷の軒の板間に苦むして思ひしほどは洩らぬ月かな
やがて其處に籠居して、憂かりし昔を思ひやり、寶物集といふ物語を書きけるとぞ聞えし。

八 有王島下

さる程に、鬼界が島の流人ども、二人は召し還されて、都へのぼりぬ。今一人残されて、うかりし島の、島守となりにけるこそうたてけれ。僧都の稚うより、不惑にし

て召し使はれける童あり、名をば有王とぞ申しける。鬼界が島の流人、今日既に都へ入ると聞えしかば、有王、鳥羽まで出で向つて見けれども、我主なかりけり、如何にと問へば、それは猶罪深しとて、島に残されぬと聞いて、心憂しなれども愚なり。常は六波羅邊にイみて聞きけれども、何時赦免なるべしとも聞き出さざりければ、僧都の姫御前の、忍うでまし／＼ける御許に參つて、君は此瀬にも洩れさせ給ひて、御上りも候はず、今は如何にもしてかの島へ渡つて、御行方をも尋ね參らせんと存じ候御文給つて參り候はんと申しければ、姫御前斜ならずに悦び、やがて書いてぞたうでんげる。暇を乞ふとも、よも赦さじとて、父にも母にも知らせず、唐船の籠は、卯月早月に解くなれば、夏衣たつを遅くや思ひけん、彌生の末に都を立つて、多くの波路を凌ぎつゝ、薩摩灣へぞ下りける。薩摩より彼の島へ渡る船津にて、有王を人あやしめ、着たる物を剥ぎ取りなどしけれども、少しも後悔せず、姫御前の御文ばかりぞ、人に取らせじと、元結の中には隠しける。さて商人と船に乗つて、件の島へ渡つて見るに、都にて幽に傳へ聞きしは事の數ならず、田もなく畑もなく、里もなく村もなし。おのづから人はあれども、言ふ詞をも聞き知らず。有王、島の者に行き向つて物申さうといへば、何事と答ふ。是に都より流されさせ給ひたる、法勝寺の執行俊

勝寺あり、尊勝寺、圓勝寺、成勝寺、最勝寺、法勝寺、延勝寺、法勝寺、是なり。

「諸阿修羅」報世經の文なり、須彌の東過三千由旬、大海の下轉摩訶多羅阿修羅王の國あり、天帝の敵なり。
「三惡四趣」三惡は地獄、饑鬼、畜生、是

四趣に修羅を加へて

寛僧都と申す人やましますと問ふに、法勝寺とも僧都とも知りたらばこそ返事はせめ。只頭を振つて知らぬといふ。其中にありける者が心得て、いざとよ、左様の人は三人こゝにありしが、二人は召還されて都へ上りぬ。今一人残されて、あそこ此處よと迷ひありしが、其後は行方をも知らずとぞいひける。山の方の覺東なさに、籠に分き入り、峯に攀ち谷に下れども、白雲跡を埋んで往來の路もさだかならず、晴嵐夢を破つては、其面影も見えざりけり。山にては終に尋ねも遇はず、海の邊につきて尋ぬるに、沙頭に印を刻む鷗、沖の白洲にすだく濱千鳥の外は、又事問ふ者もなかりけり。或朝、磯の方より、蜻蛉などの如くに瘦せ衰へたる者、よろほひ出で來り、本は法師にてありけりと覺えて、髪は空様に生ひ上り、萬の藻屑取りつけて、荆棘を戴いたるが如し。繼目顯れて皮ゆたひ、着たるものは絹布の分ちも見えず。片手には魚を持ち、片手には荒海布を持つて、歩む様にはしけれども、はかも行かず、よろしくとしてぞ出で來る。都にて多くの乞丐人は見しかども、かやうの事は未だなし。諸阿修羅等故在大海邊とて、修羅の三惡四趣は深山大海の邊にありと、佛の説き置き給ひたれば、知らず、我れ餓鬼道などの方へも、迷ひ來たるかとぞ覺えたる。はや彼も是も次第に歩み近づく。有王斯様の者にて、我主の御行方や知りたると、物申さうと

いへば、何事と答へ、是に都より流され給ひたる、法勝寺の御坊俊寛僧都と申す人やましますと問ふに、童こそ見忘れたれども、僧都はいかで忘れ給ふべきなれば、是こそそれよと宣ひもあへず、手に持てる物を投げ棄て、沙の上にご倒れ伏す。さてこそ我主の御行方とは知りてんげれ。僧都聽て消え入り給ふを、有王膝の上に掻き載せ奉り、多くの波路を凌ぎつ、遙々と此處まで尋ね参りたる甲斐もなく、如何に騒て憂き目を見せんとはせさせ給ひ候ふぞと、袖を顔に押しあて、潜然と掻き口説きければ、僧都ゆめの心地して、息出でぬ。助け起され少し人心の付いて汝誠に多くの波路を凌ぎつ、遙々と是まで尋ね参りたるこそ神妙なれ。只明けても暮れても、都の事をのみ思ひ居たれば、戀しき者共の面影を、夢に見る折もあり、又幻に立つ時もありけり、身もいたく疲れ弱つて、後は夢も現も思ひわかず、今又汝が來れ、只夢とのみこそ覺ゆれ。若し此事が夢ならんには、覺めての後はいかや、有り王、此は現にて候ふ。さても此の御有様にて、今まで御命をこそ、不思議には思ひたてまつれと申しければ、いざとよ、入道が迎の時、其瀬に身をも投ぐべかりしを、よしなき少時待てかしなんと慰め置きしを、愚に誠と思ひつ、なが、島には、人の食物も絶えてなき所なれば、身に力のあ

ふものを取り、九國より通ふ商人に逢ひ、食物に替へなどせり
り行けば、今は左様の業をもせず、斯様に日の長閑なる時は、磔
手を摺り、膝を屈めて魚を貰ひ、潮干の時は貝を拾ひ、荒海布を取
命を懸けてこそ、憂きながら今日までもながらへたれ。さらではうき世
をば、如何にしつらんとか思ふらん。

九 僧都の死去

僧都是にて何事をもいはやとは思へども、いざ我家へと宣へば、有王あな不思議
あの御有様にても、家を持ち給ふことによと思ひ、僧都を肩に引き懸け参らせて、教に
随つて行く程に、松の一村ある中に、より竹を柱とし、蘆を結び、桁梁にわたし、上
にも下にも、松の枯枝蘆の枯葉をひしと取り懸けたれば、雨風溜るべうも見えず。都
にては法勝寺の寺務職にて、八十餘職所の庄務を司り給ひしかば、棟門平門の内に、
四五百人の所従眷屬に圍繞せられてこそおはせしが、眼のあたりかゝる御目に逢はせ
給ふことの不思議さよ、業にさまゝあり、順現、順生、順後業といへり。僧都一期
が間、身にもちふる所、皆大伽藍の寺物、佛物ならずといふことなし。されば彼の信
施無慚の罪に依つて、今生にてはや感せられけりと見えたりける。都僧こは現ぞと

「順現云々」因果經
の文。惡業現在
に報らるゝを順
現、生をひて順
現はるゝを順生
孫々に現はるゝ
こと順後業と云
ふ。

「信施無慚」慈善心

「人の親の」中納言
兼輔の作。

思ひ定めて、去年少將や判官入道迎の時も、是等が文といふこともなし。今又汝が
たよりだにも音信のなきは、是等には知らせざりつるかと思ひ給へば、有王涙に咽び
うつぶして、暫しはとかうの御返事にも及ばず、やゝあつて、起き上り、涙を抑へ
て申しけるは、君の西八條へ出でさせ給ひて後、六波羅より官人ども参つて資財雜具追
捕し、御内の人ども搦め取つて、御謀叛の次第を委う尋ね問ひ、皆失ひ参らせて候。
北の方は稚き人を隠しかね参らつさせ給ひて、鞍馬の奥に忍うでましましたしけるにも、
此童ばかりこそ時々参つて、御宮仕へ仕り候ふなれ。何れもあはれの愚なる事は候は
ねども、稚き人は、餘に戀ひかね参らつさせ給ひて、参る度毎に、如何に有王よ、鬼
界が島とかやへ具して行けとの給ひて、むつがらせ給ひしが、過ぎ候ひし二月に、瘡
と申す事にて空うならせ給ひて候ぬ、北の方はその御歎と云ひ、又この御事と申し、
一方ならぬ御思に思し召し沈ませ給ひて、打ち伏させ給ひしが、去ぬる三月二日の日、
終にはかなくならせ給ひ候ひぬ。今は姫御前ばかり残らせ給ひて奈良の姨御前の御許
に忍うでましましたしける、その御許より御文の候ふとて、取り出して奉る。僧都是を
開けて見給ふに、有王が申すに違はず書かれたり。奥には、などや、三人まで流され
させ給ひて候ふ人の、二人は召し還されても候ふに、今一人残らせ給ひて候やらん、

おのれ以下「恨
めしきよ」まで
衍文故けづる。

「人の親」後撰集戀
「人の親」心は
間にあられども
子を思ふ道に迷
ひぬるかな。

「夢秋」五月の事詩
日千峰鳥路含梅
雨、五月蟬聲送
夢秋。

あはれ尊きも賤しきも、女の身程いふ甲斐なきことは候はず。男の身にても侍は、
渡らせ給ふ島へも、なか尋ね参らで候ふべき。此童を御件にて、急ぎ御上り侍へと
ぞ書かれたる。僧都此文を顔に押當て、少時はとかうの事をもの給はず良あつて、こ
れ見よ、有王よ、この子が文の書き様のはかなさよ、おのれを伴にて急ぎ上れと、書
きたることの恨めしさよ、夫程に俊寛が心に任せたる身ならば、いかでか三年の春秋
を此島にて送るべき。今年は十二になると覺ゆるが、夫程にはかなくては、いかでか
人にも見え、宮仕へをもして、身をもたすくべきとて泣かれるにぞ、人の親の心は
間にあらねども、子を思ふ道に迷ふとは、今こそ思ひ知られけれ。此の島へ流されて
後は、曆もなければ、月日の立つをも知らず只自ら花の散り、葉の落つるを見ては、
三年の春秋を知り、蟬の聲、秋を送れば、夏とおもひ、雪の積るを冬と知る。白月、
黒月の代謝行くを見ては、三十日を辨へ、指を折つて數ふるに、今年は六になると覺
ゆる、稚者もはや先立ちけるござんなれ、西八條へ出でし時、此子が我も行かうと
慕ひしを、戀て還らうするぞと慰め置きしも、今のやうに覺ゆるぞや。それを限り
とだも思はましかば、今暫くもなか見ざらん。夫等が左様に先立ちけるをも今迄は
夢現にも知らざりつるぞ、親と云ひ子と云ひ夫婦の縁を結ぶも、此の世一つに限らぬ

「茶毗」或は闇維と
云ふ共に梵語と
葬の事、天武大
皇の御時道昭禪
師を火葬せるよ
り始る。

「他生曠劫」十二因
縁の流轉曠劫を
ふるとも相逢ふ
こととはなきとの

契ぞかし。命を生かうと思ふも是等を今一度見ばやと思ひし爲なり、今は生きても何
かはせん、姫が事許りこそ、心苦しけれども、れは生身なれば、嘆きながらも過さんす
らん。さのみながらへて、おのれに憂き目を見せんも、我身ながらうたてかるべしと
て、自ら食事を止め、臨終正念を祈られける。有王わたつて、二十三日と申すに、
僧都庵の中にて、遂にはかなくなり給ひぬ、年三十七とぞ聞えし。有王空しき御姿
に取りつき奉り、天に仰ぎ地に伏して、心の行く程泣き飽きて、戀て後世の御件仕
るべう候ひしかども、この世には、姫御前ばかりこそ残らせ給ひて、後世申ひ参らす
べき人もなし、しばししながらへて、御菩提を弔ひ奉るべしとて、寢所を改め、庵をさ
りかけ、松の枯葉、蘆の枯枝をひしと取りかけて、藻鹽の煙と爲し奉り、茶毗事終へ
ぬれば、御骨を取つて、頭にかけて、又商人船の便にて、九國の地にこそ着きにけれ。
それより急ぎ僧都の御女の忍うておはしける、御許に参つて、ありし様を始よりして
細々と語り申す。中々文を披いて御覽せられてこそ、いと々御思ひはまさらせ給ひし
か。件の島には、硯も紙もなき所なれば、思し召されんする御事どもは、さながら空
しうて止み候ひぬ。今は生々世々を送り、他生曠劫を隔て給ふとも、いかでか御聲を
聞き、御姿をも見参らつさせ候ふべきなれば、只、御菩提を弔ひ参らつさせ給へかし

「諸國七道六十餘州と東海東山、北陸等。」

と申しければ、姫御前聞きもあへ給はず、伏し轉びてぞ泣かれける。やがて十二の年、尼になり、奈良の法華寺に行ひすまして、父母の後世を弔ひ給ふぞあはれなる。王も俊寛僧都の遺骨を頭にかけて、高野へのほり、奥の院に納めつゝ、蓮花谷にて法になり、諸國七道修行して、主の後世をぞ弔ひける。斯様に人々の思ひ歎きの積りぬる、平家の末こそおそろしけれ。

十 颯 風

さる程に、同じき五月十二日の午の刻ばかり、都には颯風夥しく吹いて、人屋多く轉倒す。風は中の御門の京極より起つて、坤の方へ吹いて行く、棟門平門吹きぬいて、人々の家々四五町十町ばかり、吹きもて行き、桁、長押、柱などは虚空に散在す、檜皮葺板の類は、冬の木の葉の風に亂るゝが如し。只舎屋の破損するのみならず、命を失ふものも多し、牛馬の類数を知らず打ち殺さる。夥しく鳴りどよむ音は、彼地獄の業風なりとも、是には過ぎじとぞ見えし。是徒事にあらず御卜あるべしとして、神祇官にして御卜あり、今日の中に、祿を重んずる大臣の愼み、別しては天下の大い事、佛法王法、共に傾いて、並に兵革相續すべしとぞ、神祇官、陰陽寮共に卜ひ奉

「陰陽寮」季謙天皇
天平勝寶四年吉

備大臣入唐して
天文を學び安部
大輔に傳ふ。

十一 醫師問答

小松の大臣は、斯様の事どもに、萬心ほそうや思はれけん、其頃熊野詣の事ありけり。日數ふれば本宮證誠殿の御前に参りつゝ、靜に法施參らせて、終夜敬白せられけるは、親父入道相國の體を見るに、惡逆無道にして、やゝもすれば君を惱し奉る。其振舞を見るに、一期の榮花猶危し。重盛長子として、頻に諫をいたすといへども、身不肖の間、彼以て服膺せず、枝葉を連續して、親を顯して名を擧げん事かたし。この時に當つて、重盛いやしうも思へり。慙に列して、世に浮沈せんこと、敢て良臣孝子の法にあらず。しかじ、名を通れ身を退いて、今生の名望を投げ捨て、來世の菩提を求めんに。但し凡夫薄智、是非に惑へるが故に、志を猶恣にせず、南無權現、金剛童子、願はくは子孫繁榮絶えずして、仕へて朝廷に交るべくば、入道の惡心を和げて、天下の安全を得せしめ給へ、榮耀又一期を限つて、後昆耻に及ぶべくば、重盛が運命を縮めて、來世の苦輪を助け給へ、兩箇の求願、偏に冥助を仰ぐと、肝膽を摧いて祈念せられければ、燈籠の火の様なるもの、大臣の御身より出で、はつと消ゆるが如くに失せにけり。人あたま見奉りけれども、恐れて是を申さず。大臣又下向の時、

「本宮云々」伊弉册
の御子速玉男之
命又一説に天照
大神の御子天照
日神の御子天照
大菩薩藥師如誠
來大菩薩藥師如誠

「淨衣」絹布兩様あり薄色は花葉白、襪の條下に狩衣平絹鼠色云々、薄色の衣の白きを隔てし水に濡たりと凶服に似たりと云ふ。

「別業」別荘なり。福原攝津武庫郡岡方及び長田尻地等の地ならん。清盛此の地に都を築てたり。

「延喜の御門」大鏡

勸文云古老云延喜御時異國相百參來天皇御三子慶中、開御聲云此人爲國主歟多上少下之聲也叶國語云々天皇耻給不出御

「關西」史記列傳四十五云關西勃海郡人姓秦氏名越人軒轅の時仍て關西と號す
「九卿」周以後三公九卿あり大常、司農、大府、光祿、鴻臚、宗正、都尉、大僕、大理等の九つの正卿を云ふ
「三台」大政大臣左右大臣の三公たる紫微宮の内左に三台星あり右に三台星あり是即ち三台星なり
「精星」上台星は虚星とて臣を守り中台星は星とて臣を守り

岩田河を渡らせけるに、嫡子權の亮少將維盛、以下の公達、淨衣の下に薄色の衣を着て、夏のことなれば、何となう水に戯れ給ふ程に、淨衣の濡れて衣にうつつたるが、偏に色のやうに見えるを、筑後の守貞能、是れを見咎めて、あれはいかに、御淨衣のぬれて衣にうつつたるが世に忌はしげに見えさせ給ひ候ふ、急ぎめしかへらるべうもや候ふらん、と申しければ、大臣さては、我所願既に成就しにけり。敢て其淨衣改むべからずとて、岩田河より別して熊野へ、悦の奉幣をぞ立てられける。人怪しと思へども、猶其心をば得ざりけり。然るにこの公達誠の色を着給ひけるこそ不思議なれ。大臣下向の後、幾許の日數を経ずして、病つき給ひぬ。權現既に御納受あるにこそとて、祈禱をも致されず、又療治をもし給はず、其比末朝より勝れたる名醫渡つて、本朝にやすらふことありけり。をりふし入道相國は、福原の別業におはしけるが、越中の前司盛俊を使者にて、小松殿へ宣ひ遣されけるは、所勞いよ、大事なるよし、その聞えあり、かねては、又宋朝より勝れたる名醫渡れり。折ふし是を悦し。因つて彼を召し請じて、醫療を加へしめ給へと、宣ひ遣されたりければ、大臣扶け起され、盛俊を御前へ召して對面なりけり。先づ醫療の事は、畏つて承り候と申すべし。但し汝も能く承れ。延喜の御門は、さばかんの賢王にて渡らせ給ひしかども、

異國の相人を、都の中へ入れられたりしことを、末代までも、賢王の御誤、本朝の耻とこそ見えたれ。況や重盛程の凡人が、異國の醫師を王城へ入れん事、全く國の耻にあらずや。漢の高祖は三尺の劍を提げて天下を治めしに、淮南の黥布を討ちし時、流矢に當つて疵を蒙る。后呂太后、良醫を迎へて見せしむるに、醫の曰く、此疵治しつべし、但し五十斤の金を與へば治せんといふ。高祖の宣はく、我守の強かりし程は、多くの戦に遭ひて、疵を蒙りしかども、その痛みなし。運既に盡きぬ。命は則ち天にあり、扁鵲といふとも、何の益かあらん。然らば又金を惜むに似たりとて、五十斤の黄金を醫師に與へながら、遂に治せざりき。先言耳にあり、今以て感心す。重盛いやしうも九卿に列して、三台に昇る、其運命を計るに、以て天心にあり、何ぞ天心を察せずして、愚に醫療をいたはしうせんや。所勞若し定業たらば、醫療を加ふとも益なからんか。また非業たらば、療治を加へずとも助かる事を得べし。彼耆婆が醫術及ばずして、大覺世尊、滅度を跋提河の邊に唱ふ、是則ち定業の病癒さる事を示さんが爲めなり。治するは佛體、療するは耆婆なり。定業若し醫療に拘るべく候は、豈釋尊入滅あらんや。定業猶治するに堪へざる旨明けし。然るに重盛が身佛體にあらず、名醫又耆婆に及ぶべからず。假令四部の書を鑑みて、百療に長ずといふとも、争でか

「下台星は曲順星と號して民を守ると云ふ。」
 「滅度」梵語涅槃に同じ。
 「跋提河」即羅刹野伐底河なり。天竺拘尸那國の城金河と譯す。閻浮樹金を産するも故なり。
 「四部」經史子集のこと。經は十三經は諸子百家集は人々の文集。
 「善見太子」庶兄母は奈女。得又尸羅の阿提婆寶迦羅に學ぶ。

有待の穢身を救療せん、假令又五經の説を詳にして、衆病を癒やすといふとも、豈前世の業病を治せんや、若し彼醫術に依つて存命せば、本朝の醫道なきに似たり。醫術効驗なくんば、面謁所詮なし。就中、本朝鼎臣の外相を以て、異朝浮遊の來客に見えん事、かつは國の耻、かつは道の陵遲なり。假令重盛命は亡すといふとも、いかでか國の耻を思ふ心を存せざらん。此様を申せとこそ宣ひけれ。盛俊泣くく福原へ馳せ下り、此由かくと申しければ、入道相國、國の耻思ふ大臣、上古未だ聞かず。まして未代にあるべしとも覺えず。日本に相應せぬ大臣なれば、如何様にも今度失せなんとすとして、急ぎ都へ上られけり。七月二十八日、小松殿出家し給ひぬ。法名は淨蓮とこそ附き給へ。やがて八月一日の日、臨終正念に住して失せ給ひぬ。年四十三。世は盛とこそ見えつるに。哀れなりし事どもなり。入道相國のさしも、横紙を裂れしをも、この人のおはして、やうやうに宥め申されければにや、世は今日までもおだしかりつれ。明日よりして天下に如何ばかんのことか出で來んすらんとて、上下皆嘆きあへりけり、前の右大將宗盛の卿の方様の人々、世は只今大將殿へこそ參りなんすとして、勇み悦びあはれけれ。人の親の子を思ふ習ひは愚なるが、先立つだにも悲しきぞかし。況や是は當家の棟梁、當世の賢人にてましますせば、恩愛の別、家の衰微、悲んでも猶

餘あり、されば世には良臣を失へることを嘆き、家には武略の廢れぬることを悲む。凡そはこの大臣、文章うるはしうして、心に忠を存し、才藝優れて、詞に徳を兼ねたまへり。

十二 無紋の沙汰

都てこの大臣は、不審第一の人にて、未來の事をも、かねて悟り給へるにや、其故は去ぬる四月七日の夜の夢に、見給ひける事こそ不思議なれ。譬へば或濱路を遙々と、行き給ふ程に、傍に大なる鳥居のありけるを、大臣夢の中に、あれは何の御鳥居やらんと問ひ給へば、春日大明神の御鳥居なりと申す。人群集したり。その中より大なる法師の、頭を太刀の先に貫き、高く指し上げたるを、大臣あれは何者の首ぞと問ひ給へば、平家の太政の入道殿の、悪行超過せるに依つて、當社大明神の召し取らせ給ひて候ふと申すと覺えて夢覺めぬ。當家は保元平治より以來、度々の朝敵を平げ、勳賞身に餘り、帝祖太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年のこのかたは、樂み榮えて又立雙ぶ人もなかりつるに、入道の悪行に依つて、當家の運命の末になるにこそ大きに思し召し沈んで、おはしける所に、妻戸をほとくと打ちたたく。大臣何者ぞ、

「引出物 古くは率
出物と書きたり
曳物に馬を遣
しことは江次第
などに見ゆ贈
物のこと」
「御太刀 太刀とは
鞘の足に鑲あり
紐を通し此皮の
尻柄などつけて
なり佩きたる者
太刀怒物作りの
全く後世の刀と
は異れり刀と
も鑲刀とも腰刀
とも腰の物とも
云ふなり」

「小鳥 今伊勢氏に
傳へらるる銘に
大寶三年天國の
あり唐革の鑑
と共に平家重代
の寶物なり」

「六八弘誓 彌陀の
願はひろきちひ
ひのねがひな
り」
「彌陀 彌陀の事
異死に云ふ彌陀
國の王得二彌陀
三年不鳴夫人
掛鏡照して死
す云々」
「淨土 七寶莊嚴
鏡の如し
來迎引接 彌陀を
念ずれば臨終の
時來り迎へ給ひ
て引き接へて彌
陀の光明と一つ
になるとの心」
「南無安養云々 南
無とは歸命の義
安養界とは極樂
の總名善逝とは
佛の十號の一は
成實論第一に佛
有正道行施等

あれ聞くと宣へば、瀬尾太郎兼康が、今夜餘に不思議の夢を見候程に申し上げんがた
めに、夜の明くるを遅く覺えて、參つて候、御前の人を遙に除けさせ給へと申しけれ
ば、大臣は人を除けて對面なりけり。見給ひたりつる御夢に、少しも違はず、具に語
り申したりければ、さてこそ兼康は、神にも通じたるものかなとて、大臣も感じ給ひ
けり、其朝、嫡子權介少將維盛、院へ參らんとて出で立たれるを、大臣呼び奉つ
て、人の親の斯様の事申せば、をこがましけれども、御邊は人の子には優れて見え給
ふなり。あれ少將に酒進めよと宣へば、筑後の守貞能御酌にまゐる。是をば少將にこ
そ給ふべけれども、親より先にはよも賜はらじとて、大臣三度酌んで、其後少將殿に
ぞさ、れける。少將又三度受け給ふ時、あれ少將に引出物せよとの給へば、畏り承
つて、赤地の錦の袋に入つたりける御太刀、持つて參つたり。少將是は當家に傳はる
小鳥といふ太刀やらんと、嬉しげに見給へば、さなくして、大臣葬の時用ゐる無紋の
太刀なり。少將氣色變つて見え給へば、大臣、それは貞能が科にはあらず、大臣葬の
時、佩きて供する無紋といふ太刀なり。日比は入道殿、如何にもなり給はば、重盛佩
きて供せんところ存せしが。今は重盛、入道殿に先立ち奉らんすれば、御邊に賜ふな
りとぞ宣ひける。少將とかくの返事にも及び給はず、涙を抑へて宿所にかへり、其日

は出仕もし給はず、引き被いてぞ臥し給ふ。その後大臣熊野へ參り下向して、幾多の
日數を経ずして、病づきて失せ給ひけるにこそ、げにもと思ひしられけれ。

十三 燈籠

またこの大臣は、當來の浮沈を嘆いて、六八弘誓の願に准へて、東山の麓に、四十
八間の精舎を立て、一つ間に一つづ、四十八の燈籠を懸けられたりければ、九品の
臺、目の前に輝き、光耀鸞鏡をみがい、淨土の砌に臨むかと疑はる。毎月十四日、
十五日を點じて大念佛ありしかば、當家他家の人々の許より、色白う若う盛んなる女
房を召請じて、一間に六人づ、二百八十八人の尼衆と定めて、大臣行道の中に交つ
て、一向此兩日が間は、一心不亂の稱名の聲息らす。されば彼の來迎引接の悲願も、
此所に影向を垂れ、攝取不捨の光も、此大臣を照し給ふかと覺えたる。十五日の月中
を結願として、西方に向つて手を合せ、南無安養世界の彌陀善逝、三界六道の衆生を
遍く濟度し給へと、廻向發願し給へば、見る人慈悲心を起し、聞く者感涙をぞ催しけ
る。それよりしてこそ、この大臣を燈籠の大臣とは申しけれ。

十四 金わたし

天性此大臣は滅罪生善の御志深くましくければにや、我が朝には如何なる大善根をしておいたりいふとも、子孫相續いて、重盛が御世弔はんことありがたし。他國に如何なる善根をもし置いて、後世弔はれんとて、安元の春の比、鎮西より妙典といふ船頭をよびのぼせ、御前の人を遙に除けて對面ありけり、黄金三千五百兩召し寄せて、汝は聞ゆる大正直の者なればとて、五百兩をば汝に得さす。三千兩をば宋朝へわたいて、一千兩をば育王山の僧に引き、二千兩をば御門へ參らせて、田代を育王山へ申し寄せて、重盛が後世弔はすべしとぞ宣ひける。妙典是を賜りて、萬里の煙浪を凌ぎ、大宋國へぞ渡りける。育王山の方丈、佛照禪師徳光に遇ひ奉つて、この由申しければ、隨喜感嘆して、聽て千兩をば育王山の僧にひき、二千兩をば御門へ參らせて、小松殿の申されつるやうを、具に奏聞せられければ、御門大に感じ思召して、五百町の田代を育王山へぞ寄せられける。さるは日本の大臣、平の朝臣重盛公の後生、善所と祈ること、今にありとぞ承る。

十五 法印問答

入道相國、小松殿には後れ給ひぬ。萬心ばそうや想はれけん、福原へ馳せ下り、閉門してこそおはしけれ。同じき十一月七日の夜の戌の刻ばかり、大地震しう動いてやや久し、陰陽の頭阿部の泰親、急ぎ内裏へ馳せ參り、今度の地震、占文のさす所、其謹軽からず候ふ。當道三經の中に、坤儀經の説を見候ふに、年を得ては年を出でず、月を得ては月を出でず日を得ては日を出でず、以の外に火急に候ふとて、雙眼より涙をばら〜と流しければ、傳奏の人も色を失ひ、君も徹慮大に驚かさせおはします。若き公卿殿上人は、何條事のあるべきかけしからぬ泰親が唯今の泣きやうかなとぞ笑はれける。されども此泰親は、清明五代の苗裔を受けて、天文は淵源を極め、推條掌を指すが如し。一事も違はざりければ、指すの神子とぞ申しける。雷の落ちかゝりたりしかども、雷火のために狩衣の袖は焼けながら、其身は恙もなかりけり。上代にも末代にもありがたかりし泰親なり。同じき十四日、入道相國いかゞは思ひなれたりけん、數千騎の軍兵を棚引いて、都へ還り入らる。京中何と聞き分きたることはなけれども、上下みな騒ぎ合へり。又何者の申し出したりけるやらん、入道相國、朝

「坤儀經」正節金櫃
經に作る非なり。
三經とは坤儀
明道星宿の三
經を云ふ。

家を怨み奉るべきよしの披露をなす。關白殿は内々聞し召さる、旨もやありけん、急ぎ御参内なつて、今度入道の入洛こそ、偏に基房滅すべきよしの結構にて候ふ、終に如何なるうきめにか遭ひ候はんずらんと、奏せさせ給へば、主上聞し召して、そこに如何なる目にも遇はんは、偏に我逢ふにてこそあらんずらめとて、龍顔より御涙を流させ給ふぞかたじけなき。誠に天下の御政は、主上攝録の御計らひにてこそあれ、是は如何にしつる事どもぞや。天照太神、春日の大明神の神慮の程も計りがたし。明くる十五日、入道相國、朝家を恨み奉るべき事、必定と聞えしかば、法皇大に驚かせ給ひて、故少納言信西の子息、静賢法印を御使にて、入道相國の邸へ遣さる。仰せ下されけるは、近年朝廷静ならずして、人の心も調らず、世間も未だ落居せぬやうになり行く事を、惣別に附けて歎き思し召せども、さて足下になれば、萬事は頼み思し召さる、でこそあるに、それに天下を鎮むるまでこそなからめ、あまつさへ嗷々なる體にて朝家を怨み奉るべしなどと聞し召さるゝは、何事ぞと仰せ下さる。法印畏り承つて急ぎ入道相國の西八條の邸に行き向つて、朝より夕に及ぶまで待たれけれども、無音なりければ、さればこそと無益に思ひ、源太夫の判官季定を以て、勅定の趣言ひ入れさせ、暇申すとして出でたりければ、その時入道、法印呼べとして出られたり。呼び

「顯頼、葉室中納言
顯頼の母は感後守
入道季綱の女
前權中納言正二
位民部卿近衛
天皇の安元四年
正月五日薨去

返して、や、法印の御坊、淨海が申す所備事か、先づ内府が身まかりぬる事、當家の運命をはかるにも、入道随分悲涙を抑へてこそ罷り過ぎ候ひしか、御邊の心にも推察し給へ。保元以後は、亂逆打ち續いて、君安い御心もましまさずと、入道は只大方を執り行ふ許りにてこそ候へ。内府こそ手をおろし、身を摧いて、度々の逆鱗をば静め參らせ候ひしか。其外臨事の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣はありがたうこそ候へ。こゝを以て古を思ふに、唐の太宗は魏徵に後れて、悲のあまりに、昔の殷宗は夢の中に良弼を得、今の朕は覺めて後賢臣を失ふといふ、碑の文を自ら書いて、廟に立て、だにこそ悲み給ひけるなれ。我が朝にも間近う見候ひしことぞかし、顯頼の民部卿が逝去したりしをば、故院殊に御歎あつて、八幡の行幸延引あつて、御遊なかりき、代々の御門、其の他臣下の卒するをば、皆御歎あるでこそ候へ。されば親よりも睦う子よりも愛養さをば君と臣との御中と申事にては候はずや。それに内府が中陰に八幡の御幸あつて御遊ありき。御歎の色一事も是を見ず。假令入道が悲をこそ、御憐なくとも、なか内府が忠をば思しめし忘れさせ給ふべき。假令内府が忠をこそ、思し召し忘れさせ給ふとも、いかでか入道が歎きをば、御憐なくては候はざるべき。父子共に御慮に背き申すこと、今に於いて面目を失ふ、これ一つ。次に越前の國をば、

子々孫々まで御變改あるまじきよし、御約束あつて、下し預つて候ひしかども、内府に後れて後、幾程なく召し返され候ひぬることは、何の過怠やらん、これ一つ、次に中納言關の候ひし時、二位の中將頻りに所望申ししかば、入道隨分取り申ししかども、遂に御承引なくして、關白の息をなされしことはいかに、たとひ入道非據申し行ふとも、一度はなどか聞し召し入れざるべき。位階といひ、家嫡といひ、理運左右に及ばぬことを、引き違へさせ給ひぬる事は、餘りなる御政事とこそ存じ候へ、これ一つ。次に新大納言成親の卿、以下近習の人々、東山、鹿の谷に寄り合ひて、謀叛の企てし事も、全く是等は私の計略にあらず。併しながら、君御許容とこそ承つて候へ。事新しき申事にて候へども、この一門をば、七代までもいかでか、思し召し捨てさせ給ふべきに、それに入道七旬に及んで、餘命幾許ならぬ一期の中にだに、動もすれば滅すべきよしの御結構候ふ、申し候はんや、子孫相續いて、朝家に召し置れんことも、ありがたうこそ候へ。凡そ老いて子を失ふは、枯木の枝なきに異ならず。今は程なきうき世に、心を費しても、何にかはし候べきなれば、いかでもありなんと思ひなつてこそ候へとて、かつは腹立し、かつは落涙し給へば、法印怖しくも又哀にも覺えて、汗水にこそなられけれ。其時は如何なる人も、一言の返事には及び難きことぞかし。其

淨賢も入道な説破
を叱責せるに比す
を假りて作す平口
家を專横に恨む
君愛國の志は忠
後年山陽土外
史を著すも亦長
鼓舞するも亦長
紙背を讀み給へ

上我身も近習の仁にて、東山、鹿の谷に寄り合ひしことを、正しう見聞かれたれば、只今も其人數とて、召しや込められんすらんと思はれければ、龍の鬚をなで、虎の尾を踏む心地はせられけれども、法印もさる怖しき人にて、些ともさわがず、申されけるは、誠に度々の御奉公淺からず候ふ。一旦怨み申させ給ふ、其のいはれあり。官位といひ、俸祿といひ、御身に取つては悉く満足す。されば功の莫大なることをば、君常に御感あふでこそ候へ。然るを近臣事をみだり、君御許容ありなんど申すことは、謀臣の兇害にてぞ候はんすらん。耳を信じて目を疑ふは、俗の常の弊なり。少人の誣言を重んじて、朝恩の他に異なるに、今更又君を傾け參らせ給はん事、冥顯につけて、其恐れ少からず候。凡そ天心は蒼々として測り難し。叡慮定めて其儀にてぞ候はんすらん。下として上に逆ふことは、豈人臣の禮たらんや、よく御思惟候ふべし。詮する所、此趣御所にてこそ披露仕り候はめ、とて立たれたれば、其座に並み居給へる人々、あなおそろし、あれ程に入道の怒り給ふに、些ともさわがず、返事うちして立たれけるよとて、法印を譽めぬ人こそなかりけれ。

十五 大臣流罪

法印歸り参つて、此の由奏聞せられければ、法皇も道理至極して、重ねて仰せ下さる旨もなし。同じき十六日入道相國、この日頃思ひ立ち給へる事なれば、關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、四十三人が官職を止めて皆押し籠め奉らる。中にも關白殿をば、太宰の帥に遷して、鎮西へとぞ聞えし。世の中かくなる上は、兎ても角てもありなんとて、鳥羽の邊、故川といふ所にて、御出家あり、御年三十五。禮義能く知ろしめして、曇なき鏡にておはしつる人をとて、世の惜み奉る事斜ならず。遠流の人の道にて出家したるをば、約束の國へは遣さぬ事にてある間、始は日向の國と定められたりしが、是は御出家の間、備前の國府の邊、岩狹間といふ所にぞ置き奉る。大臣流罪の例は、左大臣蘇我の赤兄、右大臣豊成、左大臣魚名、右大臣菅原、掛卷も忝く、今の北野の天神の御事なり。右大臣高明公、内大臣藤原の伊周公に至るまで、其例既に六人、されども攝政關白流罪の例は、是始とぞ承る。故中殿の御子、二位の中將基通は、入道の婿にてあるあひだ、大臣關白になし奉らる。去ぬる圓融院の御宇、天祿三年十一月一日の日、一條の攝政謙徳公失せ給ひしかば、御弟堀川

「關白」クランバクと讀む

の關白仲義公、其時は未だ從二位の中納言にておはしき。其弟法興院の大入道兼家公、其比は大納言の右大將にてましくければ、仲義公は御弟に、加階越えられさせ給ひたりしかども、今又越え返して、内大臣正二位して、内覽の宣旨蒙らせ給ひたりしとぞ、人皆耳目を驚したる御昇進とは申しあはれしが、是はそれには猶超過せり。非參議二位の中將より、大中納言を経ずして、大臣攝政になる事、是始、普賢寺殿の御事なり。上卿宰相、大外記、大夫、史に至るまで、皆あきれたる様にてぞ候はれる。太政大臣師長は、官を停めて東の方へ流され給ふ。去ぬる保元には、父惡左大臣殿の縁座によつて、兄弟四人流罪せられ給ひにき。御兄右大將兼長、御弟左中將隆長、範長禪師三人は、歸洛を待たずして、配所にて遂に失せ給ひぬ。是は土佐の畑にて、九のかへりの春秋を送り迎へ、長寛二年八月に召し還されて、本位に復し、次の年正二位して、仁安元年十月に、前の中納言より權大納言に上り給ふ。折節大納言關ざりければ、員の外にぞ加はられける。大納言六人になる事は始、又前の中納言より權大納言に上る事も、後山階の大臣三守公、宇治の大納言隆國卿の外は、是始とぞ承る。菅絃の道に達し、才藝優れておはしければ、次第の昇進滞らず。太政大臣まで極めさせ給ひて、又如何なる罪の報にや、重ねて流され給ふらん。保元の昔は、南海土

「菅絃」管は箏、笛、篳篥、琵琶等なり。

「唐の太子樂天字居易憲宗に仕ふ。元和十五年郡司馬。江都。尋陽。江頭。夜。客。楓葉。荻花。琴。客。たるに卒す。年十五。」

「瓠巴」淮南子曰瓠巴。楚人也。鼓琴而飛鳥下。潭魚出。又善於琴。云々。淮南子は高祖の子。虞公杜祐通典百四十五に云ふ。漢有虞公善歌能令梁塵起。

資時入道して後正

佐へ遷され、治承の今は、又東關尾張の國とかや。本より罪なくして、配所の月を見んといふことを、心ある際の人の願ふことなれば、大臣敢て事ともし給はず。彼唐の太子の賓客白樂天、潯陽の江の邊に休らひ給ひけん、その古を想像り、嗚海瀉沙路遙に遠見して、常は明月を望み、浦風に嘯き、琵琶を弾じ、和歌を詠じて、等閑がてらに月日を送り給ひけり。或時當國第三の宮、熱田明神に參詣あつて、其夜神明法樂のために、琵琶を弾き朗詠し給へども、素より無智の界なれば、情を知れる者もなし、邑老、村女、漁人、野叟、頭をうなだれ、耳を敲つといへども、更に清濁を分け、呂律を知ることもなし。されども瓠巴、琴を弾せしかば、魚鱗躍り進り、虞公、歌を發せしかば、梁塵動き揺ぐ。物の妙を極むる時は、自然に感を催す道理なれば、諸人身の毛よだつて、滿座奇異の思ひをなす。漸々深更に及んで、譜香調の内には、花芬馥の氣を含み、流泉の曲の間には、月清明の光を顯す。願はくは今生世俗文字の業、狂言綺語の謬を以てといふ朗詠をして、秘曲を彈き給ひしかば、神明感應に堪へずして、寶殿大に震動す。平家の悪行なかりせば、今この瑞相をばいかでか拜むべきとして、大臣感涙をぞ流されける。按察の大納言資方の卿、子息右近衛の少將、兼讃岐の守源の資時、二つの官を停めらる。參議皇太后宮の權太夫、兼右兵衛の督、藤原の光能、

佛と云後又勝圓と改む。行長平諱を生佛に教ふ世に佛のありと書談を佛のありと書談を雄本の南葵文庫の紙上昨夜の國開讀を正佛となし此の如く論事に辯じたる事と云へることなる

大藏卿右京の大夫、兼伊豫の守高階の泰經、藏人左少辨、兼中宮の權の大進藤原の基親、三官共に停めらる。中に按察の大納言資方の卿、子息右近衛の少將、孫の右少將雅方、この三人をば、今日聽て都の中を追ひ出さるべしとて、上卿には藤原大納言實國、博士の判官中原の憲貞に仰せて、その日聽て都の中を追ひ出さる。大納言宣ひけるは、三界廣しといへども、五尺の身置き所なし。一生程なしといへども、一日暮し難しとて、夜中に九重の中をまぎれ出で、八重立つ雲の外へぞ赴かされる。かの大江山や、生野の道にかゝりつ、始は丹波の國村雲といふ所に、暫しは休らひ給ひける、それより終には尋ね出されて、信濃の國とぞ聞えし。

十六 行隆沙汰

前關白松殿の侍に、江大夫の判官遠成といふ者あり。是も平家に快らざりけるが、六波羅より搦め捕らるべしと聞えし程に、子息江左衛門の尉家成相具して、何地を指すともなく落ち行きけるが、稻荷山に打ち上り、馬より下りて、親子言ひ合せけるは、是より東國へ落ち下り、伊豆の國の流人前の右兵衛の佐頼朝を、頼まばやとは思へども、それも當時は勅勘の身にて、我身一つだに叶ひ難うおはすなり。其外日本國に、

いづくか平家の庄園ならぬ所やある、年來住み馴れたる所を、人に見せんも耻ぢがまし。いざ是より取つて返し、六波羅より召使あらば、館に火をかけ、焼き上げ、父子共に腹掻き切つて、死なんにはしかじとて、又河原坂の宿所へ取つて返す。按の如く、六波羅より源太夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、混甲三百餘騎、河原坂の宿所に押し寄せて関をどつとぞつくりける。江大夫の判官縁に立ち出で、大音聲を上げて、如何におのゝ、六波羅にてはこの様を申させ給へやとて、館に火かけ焼き上げ、父子共に腹掻き切つて、焔の中にて焼け死しぬ。抑かやうに人の滅び損することを、如何にといふに、前の大殿の御子、三位中將殿と、當時關白にならせ給ふ二位の中將殿と、中納言御相論故とぞ聞えし。さらば關白殿御一所ばかりこそ、如何なる御目にも逢はせ給ふべきに、四十三人の人々の、事に遇ふべきやは。凡は是にも限るまじかんなれども、入道相國の心に、天魔入り變つて、萬腹を据ゑかね給ふ由聞えしかば、京中又騒ぎあへり。去年讃岐の院御追號あつて、崇徳天皇と號し、宇治の悪左府、贈官贈位行はれたりといへども、世間は猶も静ならず。其頃前の左少辨行隆と申し、は、故中山の大納言顯時の卿の長男なり、二條の院の御時は、辨官に加つて、さしもゆゝしくおはせしかと、此十餘年は官をも止められて、夏冬の衣更にも及ばず、朝暮の喰も稀

「行隆」は室の一
族にして此の物
語の作者行長
父なり此の邊
心して見よ。

なり。有るか無きかの體にておはしけるを、入道相國、使者を以て、屹度立ち寄り給へ、申し合すべきことありと宣ひ遣されたりければ、行隆此の十餘年は、官をも停められて、何事にも交らざりつるものを、いかさまにも是は讒言して、失はんとする者のあるにこそとて、大きに恐れ騒がれけり。北の方以下女房たち、聲々に喚き叫び給ひけり。さる程に、西八條殿より使しきなみにありしかば、行隆今ははや出で向つてこそ、ともかうもならめとて、人に車借つて出でられたれば、思ふには似ず、入道廳て出で遇ひ對面あつて、御邊の父の卿は、入道大小事を申合せし人なり。其餘波にておはすれば、御邊とても全く疎に思ひ奉らず。年來籠居の事も勞しうは覺ゆれども、法皇の御政務の上は力及ばず。今ははや出仕し給へ、官途の事も申し沙汰仕り候はん。さらば疾う歸られよとて歸されたれば、宿所には女房侍さし集ひて、死にたる人の生き返りたる心地して、悅泣をぞせられける。次の日源太夫の判官季貞を以て、知行し給ふべき庄園状ども、數多なし遣し、先づさぞおはすらんとて、百疋百兩に米を積んでぞ送られたれば。行隆手の舞ひ足の踏み處も覺え給はず、こは夢やらんとぞ驚かれける。同じき十七日、五位の侍従に補せられて本の如く左少辨になし返さる。今年五十一、今更若やぎ給ひけり。只片時の榮花とぞ見えし。

十七 法皇御遷幸

同じき二十日の日、院の御所法住寺殿をば、軍兵四面を打ち圍ひ、平治に信頼の卿が、三條殿をしたりしやうに、御所に火をかけ、人をば一向焼き滅すべきよし聞えしかば、院中の公卿殿上人、局の女房、あやしの女の童に至るまで、物をだに打ち被がず、我れ先に〜とぞ逃げ出でける。前の右大將宗盛の卿、御車を寄せて、疾う〜と申されたりければ、法皇嗚呼はや、成親俊寛等がやうに、遠き國、遙の島へも遷しやられんするにこそ、更に御科あるべしとも思し召さす。さて主上渡らせ給へば、政務の口入するばかりなり。それも指圖は、さらでもあれかしなにと仰せければ、宗盛の卿、申されけるは、暫く世を静めん程、鳥羽の北殿へ御幸なし奉るべきよし、父の禪門申し候と申されたりければ、さらば汝聽て御供仕れと仰せけれども、父の禪門の氣色に恐れて、御供には參られず。是につけても、兄の内府には、事の外に劣りたるものかな、一年もかゝる御目に遇ふべかりしを、内府がやう〜に制し止めてこそ、世は今日までもおだしかりつれ。今は諫むる者のなきとて、かやうに仕るにこそ行末とても頼もしからず思し召すとして、御涙せきあへさせ給はず。さて御車に召され

「十六洛又の底」
 十を洛又と云ふ
 百六十億なり地
 獄のドン底。
 「堅牢地神」大現修
 理菩薩。
 「信成」鎌足十四代
 の孫仲隆長男本
 人は崇徳院の藏

けり。公卿殿上人、一人も供奉せられず、北面の侍、金行といふ、御力者ばかりぞ参りける。御車の尻には、尼前一人候はれけり。この尼前と申すは、聽て法皇の御乳母、紀伊の二位の御事なり。七條を西へ、朱雀を南へ御幸なる。あはや、法皇の流されさせおはしますぞやとて、あやしの賤男賤女に至るまで、皆涙を流し袖を濡さぬはなかりけり。去るる七日の夜の大地震も、かゝるべかりける前表にて、十六洛又の底までも答へ、堅牢地神の驚き騒ぎ給ふらんも、理かなとぞ人申しける。法皇の鳥羽殿へ御幸あつて後、御前に一人一人も候はず、何としてか紛れ入りたりけん。大膳の太夫信成が、只一人候ひけるを召して、我は近う失はれんと覺ゆるぞ、御行水を召さばやと思し召すは如何に、と仰せければ、さらぬだに信成、今朝より肝魂も身にそはず、あきれたるさまにて候ひけるが、この仰承ることの忝さに、狩衣の玉襷あげ、釜に水酌み入れ、小柴燗毀ち、大床の束柱割りなどして、かたの如くの御湯し出して奉る。故大納言入道信西の子息静憲法印、此の由を傳へ承つて、急ぎ入道相國の西八條の邸へ行き向つて、夕、法皇の鳥羽殿へ御幸なつて候ふに、御前に一人一人も候はぬよし承つて、無下に口惜う存じ候、何か苦しう候べき、静憲ばかりは御許されを蒙つて、参り候はやと申されければ、入道相國、御坊は事過つまじき人なり、

「喪代」俗の直衣。京都本「書吉」作「あて字なり」。

「供御」天皇所頂の精物の稱。これ内裏仙洞にては一切食物異名を附けて召さる。事あり飯を供御と云ふと海人藻層に記せり。

疾う〜と許されけり。法印斜ならず悦び、急ぎ車を飛ばせ鳥羽殿へ馳せ参り、門前にて車より下り門の内へさし入り給ふに、折ふし法皇は、御經打ちあげ〜遊ばされける御聲の悽うぞ聞えさせおはします。法印の、つと参られたれば、遊ばされける御經に、御涙のはら〜と、かゝらせ給ふを見参らせて、法印あまりのあさまつさに、喪代の袖を顔に押し當て、泣く〜御前へぞ参られける。御前には尼前ばかりぞ候はれける、や、御坊、君は昨日の朝、法住寺殿にて供御開しめされて後よりは夕も今朝も聞しめさず、長き夜すがら御寝もならず、御命も已に危うこそ見えさせ給ひ候へと申されたりければ、法印、何事も限りある事にて候へば、平家世を取つて二十餘年。天下に靡かぬ草木も候はず、されども悪行法に過ぎて已に亡び候ひなんす。其上我君をば天照太神、正八幡宮も、君をばいかでか思し召し放たせ給ふべき。中にも君の御頼みおはします、日吉山王七社、一乗守護の御誓改らさば、彼の法華八軸に立ちかけつてこそ、君をば守り参らせ給はめ。されば政務は君の御代となり、凶徒は水の泡と消え失せ候ひなんす、と申されければ、法皇此の詞に少し慰ませおはします。主上は上下かやうに人の多く亡び損ずる事をこそ、御歎ありつるに、今又法皇の鳥羽殿に押籠られて渡らせ給は、つや〜供御も開しめさず、御惱とて晝は夜の

此の一段の後に讀んで百行より目出度けれまで語る百行云々の段は中音なり。

御殿にのみ入らせおはします。御前に候はせ給ふ女房たち、後の宮を始の参らせて、如何なるべしとも覺え給はず。内裏には法皇の鳥羽殿へ御幸なつて後、臨事の御神事として、主上常は清涼殿の石灰の壇にして、日ごとに、太神宮をぞ御拜ありける。是は一向法皇御祈の爲とぞ聞えし。二條の院は、さばんの賢王にて渡らせ給ひしかども、天子に父母なしとて、常は院の仰を申し返させおはしましたければにや、繼體の君にてもまします。されば御受けとらせ給ひたりし六條の院も、安元二年七月十七日、御年十三にて遂に崩れさせ給ひぬ。

十八 城南離宮

百行の中には孝行を以て先とし、明王は孝を以て天下を治むといへり。されば唐堯は老い衰へたる母を尊び、虞舜は頑固なる父を敬ふと見えたり。彼の賢王聖主の先規を逐はせまし〜けん、叡慮の程こそめでたけれ。其比内裏より鳥羽殿へ、密に御書ありけり。かゝらん世には、雲居に跡を止めても、何にかはし候ふべきなれば、寛平の昔をもとぶらひ、花山の古をも尋ねて、山林流浪の行者ともなりぬべくこそ候へと、遊ばされたりければ、法皇の御返事に、さな思し召され候ひこそ、さて渡らせ給へばこ

「君は船、舟子に出
づ又韓非子にも
見ゆ。」

「大宮大相國、朝白
道長の齋藤大納
言宗通子伊通。」

「三條内大臣、藤原
實行子公教。」

「葉室大納言、民部
卿顯頼子光頼。」

「南山、秦の亂を避
けて商山に隠れ
たる仙人あり。」

「顯川、堯位を許由
に譲らんとせる
に許由は耳の汚
れとなして顯川
に洗ひし事文
選第三十四にあ
り。」

「中山大納言、坊城
大藏卿爲房孫因
幡守長隆の子顯
時。」

「以上四人は皆葉室
の一族なり此は他
顯臣あり行長の四
人をあげたるは親
近よりせるものな
るべし。」

そ、一つの頼みにても候へ。跡なく思し召しならせ給ひなん後は、何の頼みか候ふべき。只ともかうも、愚老がならんやうに御覽じ、果てさせ給ふべかもや候ふらんと、遊ばされたりければ、主上此の御返事を、龍眼に押しあてさせ給ひて、御涙せきあへさせ給はず。君は船、臣は水、水よく船を浮べ、水又船を覆し、臣能く君を保ち、臣又君を覆す。保元平治の比は、入道相國、君を保ち奉るといへども、安元治承の今は、また君を蔑し奉る、史書の文に違はず。大宮の大相國、三條の内大臣、葉室の大納言、中山の中納言も失せられぬ。今ふるき人とは、成頼親範ばかりなり。此人々もか、らん世には、朝に仕へ身を立て、大中納言を経て、何にかはせんとして、未だ盛なつし人々の、家を出で世を遁れ、民部卿入道親範は、大原の霜に伴ひ、宰相入道成頼は、高野の霧に交つて、一向後世菩提の外は、又他事なしとぞ見えたりける。昔も商山の雲に隠れ、顯川の月に心をすます人もありけんれば、是豈博覽清潔にして、世を遁れたるにあらずや。中にも高野におはしける、宰相入道成頼、此由を傳へ聞き給ひてあはれ心疾うも、世をば遁れたるものかな、かくて聞くも同じ事なれども、まのあたり立ち交つて聞かましかば、いかに心苦しからん。保元平治の亂をこそ、あさましと思ひつるに、世、末になれば、かゝる不思議も出で來にけり。此後天下に如何ばかん

「大寺云々、白樂天
山居の詩に、瀟
寺鐘敲枕聽、香
爐峰雪映簾看と
あり。寺と峰と
は共に江州に有
る山なり。」

「行人征馬、行く人
行く馬のことと。
蠻夷宮門を守る
田舎武士のこと。

の事か出で來んすらん。雲を分きても上り、山を隔て、も入りなばやとぞ宣ひける。實に心あらん程の人の、跡を留むべき世とも覺えず。同じき二十二日、天台座主覺快法親王、頻に御辭退ありしかば、前座主明雲大僧正還着し給ふ。入道相國、かく散散にしちらされたりしかども、中宮と申すも御娘、關白殿も又婿なりければ、萬心安うや思はれけん、政務は一ツ向主上の御計ひたるべしとして、福原へこそ下られけれ。明る二十三日、前の右大將宗盛の卿參内して、此申奏聞せられたりければ、主上法皇の譲りましゝたる世ならばこそ、只執柄にいひ合せて、宗盛兎も角もよきやうに相計へとして、聞き召しも入れざりけり。法皇は城南の離宮にして、冬も半過させ給へば、射山の嵐の音のみ烈しくて、寒庭の月ぞ爽けき。庭には雪降り積れども、跡踏みつく人もなく、池には氷とち重ねて、群れ居し鳥も見えざりけり。大寺の鐘の聲、遺愛寺の聞をおどろかし、西山の雪の色、香爐峯の望みを催す。夜、霜に寒けき砧のひびき、幽に御枕につたひ、曉、氷を輾る車の跡、遙の門前に横はれり。巷を過ぐる行人、征馬の忙しげなる景色、浮世をわたる形勢も、思し召し知られてあはれなり。宮門を守る蠻夷の、夜晝警衛を務むるも、前の世の如何なる契にて、今縁を結ぶらんと、仰せありけるぞかたじけなき。凡そ物に觸れ事に随つて、御心を痛ましめずといふこと

なし。吉備にはかの折々の御遊覧、所々の御参詣、御賀のめでたかりし事ども、思し召し出でて、懐舊の御涙抑へがたし。年去り年來つて、治承も四年になりけり。

平家物語卷三終

卷四

一 嚴島御幸

「元日ケワンニナ」とよむ。
「重則」系圖には成範とあり又一に重教に作る。
「脩則」に長教に作る。
「摩那始」天子御學問の始。

「蘇姑射山」注前に出づ。

治承四年正月一日の日、鳥羽殿には相國も許さず、法皇も恐れさせまし／＼ければ、元日三元の間、参入仕る人一人もなし。されども其中に、故少納言入道信西の子息、櫻町の中納言重則の卿、其弟左京の大夫脩則ばかりぞ、許されては参られける。同二十日の日、春宮御袴着、并に御摩那初とて、めでたき事どもありしかども、法皇は鳥羽殿にて、御耳のよそにぞきこし召す。二月二十一日、主上ことなる御志も渡らせ給はざりしを、おし下し奉つて、春宮踐祚あり。是も入道相國、萬思ふさまなるが致す所なりといへり。時よくなりぬとて、ひしめきあへり。神璽、寶劔、内侍所わたり奉る。上達部陣に集つて、古き事ども先例にまかせて行ひしに、左大臣殿陣に出で、御位譲りのことども仰せしを聞いて、心ある人のみ涙を流し、心を傷ましめずといふことなし。我と御位を儲君に譲りまゐらせて奉り、蘇姑射の山のうちも静になんと思しめす。さき／＼だにも、哀は多きならひぞかし。況や是は御心ならず、押し下されさせたまひけん御心のうち、おしはかられてあはれなり。傳れる御寶物ども、品々

「鶏人の聲」都長香の請鶏人曉鳴聲驚明王眼とあり着て火あやうし王の眠る聲に帝の哀しき様なり。
 「瀧口の門」藤原御抄云瀧口に於北軍申之。御湯殿北之次於瀧口申之。對面あり。武士名。

司々請け取つて、新帝の皇居、五條内裏へ渡し奉る。閑院殿には、火の影かすかに、鶏人の聲も留まり、瀧口の問籍も絶えにしかば、ふるき人々、かゝるめでたき祝の中にも、今さら哀に覺えて、涙を流し袖をぬらさぬはなかりけり。新帝今年三歳、あはれ、いつしかなる讓位かなとぞ、人々さ、やきあはれける。平大納言時忠の卿は、内の御乳母帥の典侍の夫たるゆゑ、今度の讓位いつしかなりと、誰か傾け申すべき。異國には、周の成王三歳、秦の穆帝二歳、我が朝には、近衛の院三歳、六條の院二歳、是皆襍褌の中につままれて、衣帯を正しうせざつしかども、或は攝政負うて位につき、或は母后抱いて朝に臨むとみえたり。後漢の孝章皇帝は生れて百日といふに踐祚あり。天子位をふむ先蹤、和漢かくの如しと申されければ、其時有事の人々、さればそれらは皆よき例どもかや、とぞつぶやき合はれける。春宮踐祚ありしかば、入道相國夫婦ともに、外祖父外祖母とて、准三后宣旨をかうむり、年官年爵を賜つて、上日の者をめしつかひ、繪かき花つけたるものども出で入つて、偏に院宮の如くにてぞ候らはれける。出家の人の准三后の宣旨をかうむる事は、法興院の大入道殿兼家公、外はこれはじめとぞ承る。同じき三月上旬に、上皇安藝の嚴島へ、御幸なるべきよし聞ゆ。主上位をすべつて、諸社の御幸始には、八幡、賀茂、春日へこそ御幸はなるべきに、

「年官年爵」年々の除目に官位により其被官を官位に進むるなり。
 「上日云々」准后となりて清盛殿上人職人を召し仕ふに云ふ、西八條にあつて上日の制を立つるを云ふ古に諸官男

遙々と安藝の國までの御幸はいかにと、人不紊をなす。そのなかにある人の申しけるは、白河の院は熊野へ御幸、後白河は日吉の社へ御幸なる。己に知んぬ。寂慮にありと申すことをば、御心に深き御立願あり。そもく安藝の嚴島をば、平家斜ならず、崇め敬ひ申されける間、上には平家御同心、下には法皇のいつとなく、鳥羽殿に押しこめられて渡らせ給へば、入道相國の心も、和らぎ給ふかとのはかりごととぞ聞えし。山門の大衆憤り申しけるは、主上御位をすべつて、諸社の御幸初には、石清水、賀茂、春日へ御幸ならずば、我が山の山王へこそ御幸はなるべきに、遙々と安藝の國までの御幸は何時の習ひぞや。その儀ならば、神輿をふり下し奉つて、御幸をとめまゐらせよとぞ申しける。是によつて、暫く御延引ありけり。入道相國、やうくになだめ申されければにや、山門の大衆静まりぬ。同じき十七日、上皇嚴島御幸の御門出とて、入道相國の北の方、二位殿の宿所、八條大宮なる所へ御幸あつて、其夜やがて、嚴島の御神事始めらる。殿下より唐の御車うつしの馬など參らせられけり。明十八日、入道相國の邸へ入らせおはします。其日の暮程に、上皇前の右大將宗盛の卿を御前へ召して、明日嚴島御幸の御ついでに、鳥羽殿へ御幸なつて、法皇の御見參に入つたかりつるは、相國禪門に知らせずしては悪しかりなんやと、仰せければ、宗盛の卿、

何條ことの候ふべきと、奏せられたりければ、さらば汝やがて鳥羽殿へ参つて、其様を申せかして仰せければ、かしこまり承つて、いそぎ鳥羽殿へはせ参り、此由奏聞せられたりければ。法皇はあまりに思召す御心にて、こは夢やらんとぞ仰せける。明くる十九日、大宮の大納言隆季の卿、いまだ夜ふかう参つて、御幸催されけり。此日頃聞えさせ給ひたる嚴島御幸をば、入道相國の西八條の邸より既に遂げさせおはします。彌生もなれば過ぎぬれど、霞に曇る有明の月はなほ朧なり。越路をさしてかへる雁の、雲井に音づれゆくも、をりふしあはれに思召す。いまだ夜のうちに鳥羽殿へ御幸なる。門前にて御車よりおりさせおはし、門の内へさし入らせ給ふに、人稀にして、木ぐらく物さびしげなる御すまひ、先づあはれにぞ思しける。春既に暮れなんとす。夏木立にもなりにけり。梢の花色衰へて、宮の鶯聲老いたり。去年の正月六日の日、朝親の爲に、法住寺殿へ御幸ありしには、樂屋に亂聲を奏して、諸卿列に立つて、諸衛陣を引き、院司の公卿参り向つて、幔門を開き、掃部寮筵道を布き、正しかりし儀式一事もなし。今日はたゞ夢とのみを思しめす。櫻町の中納言重則の卿、参つて御氣色申されたりければ、法皇ははや新殿の階がくしの間へ御幸あつて、待ち参らつさせ給ひけり、上皇は今年二十、明方の月の光にはえさせ給ひて、玉體もいと

「鑑道天子行幸の時門内に筵薦をしくなり」

「鳥羽山城の名所西行法師の歌に何となく物なしくぞ見えわたる鳥羽田の面の秋の夕暮」

「九重二條より九條まで其他は洛外」

ど美しうぞ見えさせおはします。御母儀、故建春門院にいたく似参らつさせ給ひたりしかば、法皇はまづ故女院の御事おぼしめし出でて、御涙せきあへさせ給はず。や、あつて兩院の御座近くしつらはれたり。御問答は人承るに及ばず。御前には、尼前ばかりぞ候はれける。稍久しう御物語どもせさせおはし、はるかに日たけて後、御暇申させ給ひて、鳥羽の草津より御船にぞ召されける。上皇は法皇の離宮の古亭、幽閑寂寞の御すまひ、御心苦しう御覧じおかせ給へば、法皇は又上皇の旅泊行宮の波の上、船のうちの御住居、おぼつかなくぞ思召されける。誠に宗廟八幡賀茂などをさしおかせたまひて、遙々と安藝の國までの御幸をば、神明もなか御納受なかるべき。御願成就疑ひなしとぞ見えたりける。

二 嚴島還御

同き二十六日、上皇安藝の嚴島へ御参着、入道相國の最愛の内侍が宿所、皇居なる、中二日御逗留あつて、經會舞樂行はる。導師には、公顯僧正とぞ聞えし。僧正高座にのぼり、鉦打ちならし、表白の詞にいはいく、九重の内を出でさせたまひ、八重の潮路をわきもつて、はるくとはまで参らつさせ給ひたる、御志のかたじけなさよと高

「大宮」本地彌陀普賢御勅
「客人」本地多門天王
「瀧の宮」如意輪觀音

らかに申されたりければ、君も臣も、皆感涙をぞ催されける。大宮客人をはじめ奉つて、社々所々へ皆御幸ある。大宮より五町ばかり、山をまはらせ給ひて、瀧の宮へ参らつさせ給ひけり。公顯僧正、拜殿の柱に書きつけられけるとかや。

雲井より落ちくる瀧の白糸に契りを結ぶことを嬉しき

神主佐伯の景廣、加階、従上の五位、國司藤原の有綱、品あげられて、従下の四品、頓て並に院の殿上をゆるさる。座主尊永法眼になさる。神慮も動き、入道相國の心も和らぎ給ひぬらんとぞ見えし。同じき二十九日、御船かざつて還御なる。折節波風はげしかりければ、御所の御船を始め奉つて人々の船ども皆漕ぎもどされて、其日は嚴島の中、蟻の浦といふ所にぞ留らせおはします。上皇 大明神の御名殘惜みに、歌つかまつれ各々、と仰せければ、隆房の少將、

立ちかへる名殘もありの浦なれば神も恵みをかくる白波

夜半ばかりより風静まつて、海上も穏しかりければ、御所の御船を始め奉つて、人々の船ども皆こぎ出されて其日は備後の國敷名の泊につかせ給ふ。此所は去ぬる應保のころほひ、一院御幸の時、國司藤原の爲成が造つたりける御所のありけるを、入道相國、御設けにしつらはれたりしかども、それへは御幸もあらず、今日は卯月一日、

「更衣」歌に櫻色に
「それ」衣のわし
「き」今日にもあ
「か」などあり四
「御」十月朔日に
「の」衣を替ふ
「る」なり
「あり」人の後の
「あ」はすべて
「こ」と發育す

衣更といふことのあるぞかしとて、おのゝ都の方を詠めやり給ふに、岸に色深き藤の、松の枝に咲きかゝつけるを、上皇親覽あつて、あの花折りに遣せと仰せければ、左史生中原の康貞が端船に乗つて、をりふし御前を漕ぎ通りけるを召して、折につかはさる。藤の花を松の枝につけながら、折つて参らせたりければ、心ばせありなんと仰せられて、御感ありけり。上皇やがてこの花にて歌仕れおのゝ、と仰せければ、

隆季の大納言

千歳經ん君が齡に藤波の松の枝にも懸りぬるかな

二日の日は、備前の兒島に着かせ給ふ。五日の日、天はれ、海上ものどけかりければ、御所の御船をはじめ参らせて、人々の船ども皆漕ぎいだす。雲の波、煙の波をわき凌がせ給ひて、其日は播磨の國山田の浦にぞ着かせおはします。それより御輿にめして、福原へぞ御幸ある。御供の公卿殿上人、今日も都へとは急がれけれども入らせおはします。六日の日は御逗留ありて、福原の所々を皆歴覽ありけり。入道相國の弟池の中納言、頼盛の卿の宿所、あら田まで御覽せらる。明くる七日の日、福原をたせ給ふとして、入道の家の賞行はる。入道相國の養子、丹波の守清國、正下の四位し給ふ。同じう入道の孫、越前の少將は、四位の従上とぞ聞えし。其日寺井に著かせ給ふ。明

る八日の日、御迎の公卿殿上人、鳥羽の草津まで皆参られけり。還御の時は、鳥羽殿へは御幸もあらず。直に入道相國の、西八條の邸へぞ入らせおはします。同じ廿二日、新帝の御即位あり。大極殿にて行はるべかりしかども、一年炎上の後は、いまだ造りも出されず。大極殿無からんうへは、太政官の廳にて行はるべきかと、公卿詮議ありしかば、九條殿申させ給ひけるは、太政官の廳は、凡人の家にとらば、公文所體の所なり。大極殿なからん上は、紫宸殿にてこそ御即位はあるべけれ、と申させ給ひて、新帝の御即位は紫宸殿にてぞありける。一年康保四年十一月十一日、冷泉院の御即位、紫宸殿にてありしは、主上御邪氣によつて大極殿への行幸叶はざりしによつてなり。その例いかゝあるべからん唯だ後三條院の延久の佳例にまかせて、太政官の廳にて行はるべきものをと、公卿詮議ありしかども、其時の九條殿の御計らひの上は、左右におよばず、春宮踐祚ありしかば、中宮は弘徽殿より仁壽殿へうつつて、やがて高座へ参らせ給ふ。平家の人々、皆出仕せられける中に、小松殿の公達々は、去年大臣薨せられしかば、倚廬にて籠居せられけり。

三 源氏揃

藏人の左衛門の權佐定長、今度の御即位に違亂なくめでたいやうを、厚紙十枚ばかりに書いて、入道相國の北の方、八條二位殿の宿所へ送つたりければ、啖を含んでぞ悦ばれける。かやうにめでたき事どもありしかども、世間は猶もとゝのほらす。其比一院第二の皇子以仁の親王と申すは、御母加賀大納言季成の卿の女、三條高倉にましましければ、高倉の宮とぞ申しける。去んじ永萬元年十一月十五日の曉、忍びつゝ近衛河原の大宮の御所にて、密に御元服ありけり。御手跡美しうあそばし、御才覺もすぐれてましゝければ、太子にもたち、位にも即かせ給ふべかりしかども、故建春門院の御猜みによつて、押し籠められさせ給ひけり。花の下の春の遊びには、紫毫を揮つて、手づから御作を書き、月の前の秋の宴には、玉笛をふいて、自ら雅音をあやつり給ふ。かくして明し暮させ給ふ程に、治承四年には、御年三十にぞならせましゝける。其頃近衛河原に候はれける、源三位入道頼政、或夜ひそかにこの宮の御所に参つて、申されけることこそおそろしけれ。たとへば、君は天照太神天孫四十八世の正統、神武天皇より七十八代に當らせ給ふ。しかれば、太子にも立ち、位にも即かせ給

「御母」オンバア又
「近衛河原」鷹司の
下東の河原な

「紫毫」筆の異名。
「玉笛」笛は漢の武
帝の時丘仲と云
ふ者の作。
「源三位入道」多田
滿仲五代の孫兵
庫頭仲政の男母
原友實の女治承
三年六月十五日
出家法名頼圓又
眞迹。

「合旨」文選三十六の注に奉の法に皇后太子の命を稱し合旨は命なりとあり

ふべかりし人の、三十まで宮にて渡らせ給ふ御事をば、御心憂しとも思し召され候はすや。はやはや御謀叛起させ給ひて、法皇のいつとなく、鳥羽殿に押し籠められて渡らせ給ふ、御心をも安め参らせ、君も位に即かせ給ふべし。是偏に御孝行の御至なるべし。若し思し召したせ給ひて、合旨を賜ふ程ならば、悦びをなして馳せ参らうする源氏どもこそ、國々に多う候へとて、申しつゞく。先づ京都には、出羽の前司光信が子ども、伊賀守光基、出羽の判官光長、出羽の藏人光重、出羽の冠者光義、熊野には、故六條の判官爲義が末子、十郎義盛とて隠れて候ふ。攝津國には多田藏人行綱こそ候へども、是は新大納言成親の卿の謀叛の時、同心しながら、返忠したる不常人にて候へば、申すに及ばず。さりながら、其弟に多田の次郎朝實、手島の冠者隆頼、太田の太郎頼基、河内の國には、武藏の權守入道義基、子息石川の判官代義包、大和の國には、宇野の七郎親治が子ども、太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治、近江の國には、山本、柏木、錦織、美濃尾張には、山田の次郎繁鷹、河邊の太郎重直、泉の太郎重光、浦野の四郎重遠、味木の次郎重頼、其子の太郎重資、木太の三郎重長、開田の判官代重國、矢島の先生重高、其子の太郎重行、甲斐の國には、邊見の冠者義清、其子の太郎清光、武田の太郎信義、加賀見の次郎遠光、同じき小次郎長清、一條

「義則」京都本義教に作る。

の次郎忠頼、板垣の三郎兼信、邊見の兵衛有義、武田の五郎信光、安田の三郎義定、信濃の國には、大内の太郎惟義、岡田の冠者親義、平賀の冠者盛義、其子の四郎義治、故帯刀の先生義方が次男、木曾の冠者義仲、伊豆の國には、流人前右兵衛の佐頼朝、常陸の國には、信太の三郎先生義則、佐竹の冠者正義、太郎忠義、三郎義宗、四郎隆義、五郎義季、陸奥の國には、故左馬頭義朝が末子、九郎冠者義經、是皆六孫王の御苗裔、多田の新發意滿仲が後胤なり。朝敵を平げ、宿望を遂ぐることは、源平いづれ勝劣なかりしかども、保元平治よりこのかた雲泥交を隔て、主従の禮にも猶劣れり。國は國司にしたがひ、庄は預所に召しつかはれ、公事雑事にかりたてられて、安心もし候はず。つらく當世の體を見候ふに、上には従ふたるやうなれども、内には一向平家をそねまぬものや候べき。若し思し召したせ給ひて、合旨を下させ給ふほどならば、夜を日についで馳せ上り、平家を滅さんことは時日を廻すべからず。入道も年こそ寄つて候へども、若き子供数多持つて候へば、引き具してやがて参り候らばんとぞ申しける。宮は此事いかゝあらんずらんと、思し召しわづらはせ給ひて、暫く御領状もなかりけるが、こゝに阿古丸大納言宗道の孫、備後の前司季道が子に、少納言維長は、勝れたる相人の上手にておはしければ、時の人、相少納言とぞ申しける。

「時日を」の「を」は「と」と發音す。

「四月一シンケツと
發音す。」

其人が此宮を見まゐらせて、君は位に即かせ給ふべき御相まします。相構へて天下の御事、思し召し捨つたと申しけるうへ。この頼政の卿も、勸め申される間、借はしかるべき天照太神の御ばかりひやらんとて、ひし／＼と思し召し立たせ給ひけり。先づ新宮の十郎義盛を召して、藏人になさる。行家と改名して、令旨の御使に、關東へこそ下されけれ。四月二十八日に都を立つて、近江の國より始めて、美濃尾張の源氏どもに、次第に觸れて下るほどに、五月十日の日は、伊豆の北條に着いて、流人前の右兵衛の佐頼朝に、令旨を取り出して奉る。信太の三郎先生義則は、兄なれば賜はんとて、信太の浮島へ下る。木曾の冠者義仲は、甥なれば取らせんとて、先道へこそ赴きけれ。かゝりける所に熊野の別當湛増、此由を傳へ聞いて、まことや新宮の十郎義盛こそ、高倉の宮の令旨賜はつて、既に謀反をば起すなれ。那智、新宮の者どもは、定めて源氏の方人をせんすらん。されども湛増においては平家の御恩、天山に蒙つたれば、いかでか反き奉るべき。矢一射かけて、其後平家へ仔細を申さんとて都合其の勢一千人、新宮の港へ發向す。新宮には、鳥居の法眼、高坊の法眼、侍には、宇井鈴木、水屋、龜の甲、那智には、執行法眼以下、都合其勢二千餘人、関つくり矢合して、源氏の方には、とこそ射れ、平家の方には、かうこそ射れと、互に矢さけびの聲

「謀友を」の「を」
「の」と發音す。」

の意轉もなく、鏑鳴りやむ隙もなく、三日が程こそ戦うたれ。されどもおぼえの法眼湛増は、家子郎等多く討たせ、我身手負ひ、辛き命生きつつ、なく／＼本宮へこそ還りけれ。

四 馳沙汰

同じき五月十二日の午の刻ばかり。鳥羽殿には馳騁しう走り騒ぐ、法皇大におそれさせおはしまし、御占方あそばはいて、近江の守仲兼、其時は未だ鶴藏人にて候はれるを、御前へ召して、是より安倍の泰親が許に行て、きつと勘へさせて泰親が勸状取つて参れとぞ仰せける。仲兼是を賜はつて、遙々と安倍の泰親が許に行く。折ふし宿所にはなかりけり。白川なる所にといふあひだ、それに尋ね行て、勅定の趣仰せければ、泰親やがて、勘状をこそ参らせけれ。仲兼是を取つて、いそぎ鳥羽殿へかへり参り、門よりまゐらんとすれば、守護の武士ども許さず。案内は知つたり。築地をこえはね入つて大床の下を這うて、御前の切板より、泰親が勘状をこそ参らせけれ。是を聞いて叡覽あるに、今三日が中の御喜、並に御歎とぞ考へ申したりける。法皇この有様にても、御喜は然るべし。又如何なる御目にか逢ふべきやらんとぞ、仰せける。

あくる十三日、前右大將宗盛の卿、入道相國の邸に行き向つて法皇の御事折伏申されければ、入道相國やうく思ひ直つて、法皇をば、鳥羽殿を出し奉つて、都へ還御なし奉り、八條烏丸の美福門院の御所にぞ置き奉らる。今三日が中の御悦とは、泰親是をぞかんがへ申したりける。かゝりける所に、熊野の別當湛増、飛脚を以て、高倉の宮の御謀叛の由を、都へ申したりければ、前右大將宗盛の卿大に騒いて、折節入道相國は、福原の別業におはしけるに、此由を告げ申されたりければ、入道相國取る物もとりあへず、急ぎ都へ馳せのぼり、先づ高倉宮を搦め捕つて、土佐の畑へ移すべしとぞの給ひける。上卿には、三條の大納言實房、職事は、頭の辨光雅とぞ聞えし。武士には源太夫の判官兼綱、出羽判官光長、ひた甲三百餘騎、宮の御所へぞ向ひける。そもこの源太夫の判官は、三位入道の次男なり。然るを、この人數に入れられることは、高倉の宮の御謀叛を、三位入道勸め申されたりといふことをば、平家未だ知らざりけるに依つてなり。

五 信連合戦

さる程に、宮は、五月十五夜の雲間の月を詠めさせ給ひて、何の行方をも思し召し

よらざりけるに、三位入道の使者とて、文持つて忙がはしげに出できたり。宮の乳母子、六條の亮の大夫宗信、是を取つて、急ぎ御前へ参り開いて見るに、君の御謀叛既に顯れさせ給ひて、土佐の畑へ移しまゐらせんが爲に六波羅より官人どもが、別當宣を承つて只今御迎に参り候ふ。とうく御所を出でさせ給ひて、三井寺へ落させおはしませ、入道もやがて参り候はんとぞ書かれたる。宮は此事如何あらんずらんと思し召し煩はせ給ひて大きにさわがせ給ふ、爰に宮の侍に、長兵衛の尉長谷部の信連といふ者あり。折節御前近う候ひけるが、進み出で、只何のやうも候ふまじ。女房装束に出で立たせ給ひてとうく御所を出させ給ふべうもや候ふらんと、申しければ、此義尤然るべしとて、御ぐしを亂り、重ねたる御衣に、市女笠をぞ召されける。乳母子の六條の亮の大夫宗信、傘持つて御供にまゐる。鶴丸といふ童、袋に物入れて戴いたり。譬へば、青侍が女を迎へて行くやうに、出で立たせ給ひて、高倉を北へ落ちさせ給ふ所に、大きな溝のありけるを、いと物軽く越えさせ給へば、道行き人が立ちとまつて、はしたなき女房の溝の越えやうやと、怪しげに見参らせければ、いと々足早にぞ過ぎさせおはします。長兵衛尉長谷部の信連をば御所の御留守にぞ置かれける。女房達の少々おはしけるを、彼處此處に立ち忍ばせて、見苦しきものあらば、取

「青侍若き侍の、とたり。」

りした、めんとて見る程に、さしも宮の御秘藏ありけし、小枝と聞えし御笛をば、只今しも御所の常の御枕に取り忘れさせ給ひたるをぞ、立ちかへつても取らまほしうや思しけん。信連是を見つけて、あなあさまし、さしも君の御秘藏有し御笛をと申して、今五町がうちで、追つ着いて参らせられたれば、宮斜ならず御威あつて、我死なば、此笛を御棺に入れよとぞ仰せける。さらば汝やがて御供仕れと仰せければ、信連畏つて申しけるは、君の御謀叛すでにあらはれさせ給ひて土佐の畑へうつしまゐらせんが爲に六波羅より官人どもが只今御迎に参り候ふなるに、一人も候はざらんは、無下に口惜しう存じ候ふ。其上あの御所には、信連が候ふと申す事をば、上下皆知られたることでこそ候へ。今夜候はざらんは、それも其夜は逃げたりなど申されんこと口惜しかるべし。弓矢とりは、假にも名こそ惜しう候へ。官人どもに暫くあひしらひ一方打ち破つて、やがて参り候はんとして、只一人取つてかへす。信連が、其夜の装束には、薄青の狩衣の下に、萌黄匂の腹巻を着て、衛府の太刀をぞ帯びたりける。三條表の總門をも高倉表の小門をも、共に開いて待ちかけたり。案の如く六波羅より、源太夫の判官兼綱、出羽の判官光長、ひた甲三百餘騎、十五日の夜の子の刻に、宮の御所へぞ向ひける。源大夫の判官は、存する旨のありと覺えて、遙の門外に控へたり。

「衛府の太刀」野太刀

「奇怪」キツカイと

出羽の判官光長は、馬に乗りながら門の内へ打ち入れさせ、庭にひかへ、大音聲をあげて、宮の御謀叛既に顯はれさせ給ひて、土佐の畑へ移し参らせんがために、六波羅より官人どもが別當宣を承つて、只今御迎に参つて候ふ。疾うく御所を出でさせ給ふべうもや候らんと申しければ、信連大床に立つて、當時は御所にもまします、御物詣で候ふぞ。何事ぞ、事の仔細を申されよといひければ、出羽の判官、何條此御所ならでは、何方へか渡らせ給ふべかんなるぞ。其儀ならば、下部ども参つて捜し奉れとぞ云ひける。信連重ねて、物も覺えぬ官人どもがもの、申しやうかや、馬に乗りながら、門の内へ参るに、奇怪なるに、下部ども参つて捜し奉れとは、いかで申すぞ。其上此御所には長兵衛の尉長谷部の信連が候ふぞ、近う寄つて過すなとぞいひける。應の下部のなかに、金武といふ大力の剛の者、萌黄匂ひの腹巻に三枚甲の緒をしめ打物の鞘をはらいて、信連に目をかけて、大床の上へ飛びのぼる。是を見て、同隸ども十四五人ぞ續いたる。信連は、狩衣の帯紐引つきつて捨つるまゝに、衛府の太刀なれども、身をば心得て、作らせたるを抜き合せて、散々にこそ振舞うたれ。敵は大太刀、大長刀にて振舞へども、信連が衛府の太刀にあまりにつよう切り立てられて、嵐に木の葉の散るやうに、庭へ颯とぞちりたりける。五月十五夜の、雲間の月の顯れ出で、

明かりけるに、敵は無案内なり。信連は案内者にてありければ、あそこつまりに追つ懸けてははたと切り、此所のつまりに追ひつめてはてうと切る。如何で宣旨の御使を、かうはするぞといひければ、宣旨とは何ぞとて、太刀ゆがめば、躍りのき、押し直し、踏み直し、たちどころによき者ども十四五人を切り伏せたる。その後、太刀の鋒三寸ばかり打ち折つ捨て、げり。腹を切らんと腰をさぐれども、鞘巻落ちてなかりければ、力及ばず、大手をひろげて、高倉表の小門より跳り出でんとする所に、爰に大長刀持つたる男一人寄り合ふたり。信連長刀に、さかしてかゝるが、乗り損じ股を縫ひさまに貫かれて、心は猛うすゝめども、大勢の勢に、こそせられけれ。其後御所中を捜し奉れども、宮は渡らせ給はず。とつて、六波羅へ率て参る。前の右大將宗盛の卿大床に立つて、信連を大庭にゑさせ、あなわ男はいかで宣旨の御使と名のるを、宣旨とは何ぞとて切つたりけるぞ、其上、廳の下部ども、多く刃傷殺害したなれば、能く、糾問して、事の仔細を尋ね問ひ、其後河原に引き出して、首を刎ねよとぞ宣ひける。信連もとより勝れたる大剛の者なりければ、ちつとも色も變せず、わるびれたる気色もなく居直りあざ笑つて申しけるは、この程あの御所を、夜な、物の窺ひ候ふを、何條ことのあるべきと、思

「大番衆」古は諸國
より軍部で京師に
上る兵部試みて
諸衛に配して
國の政をたれ軍
後中世以來
に候て口武者を召
に候せしむ此所

ひ侮うて、さして用心をも仕候らはぬ所に、夜半ばかり鎧うたる者の、二三百騎が程打ち入つて候ふを、何ごとぞと尋ねて候へば、宣旨の御使と申す。當時は諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊など申す奴原が、或は公達々の入らせ給ひたるは、或は宣旨の御使など名乗る由を、かねく傳へ承つて候ひし間、宣旨とは何ぞとて、切つたる候ふ。凡そ物具をも思ふさまに仕り、金善き太刀をも持つて候はんには、只今の官人どもをば、よも一人も安穩にては返し候ふまじ。其上、宮の御在所は、只今の官人給ひ候ふやらん、知り参らせぬ候ふ。假令知り参らせて候ふとも、もとより、侍程の者の一度申さじと、思ひ切つてんことを、糾問に及んで、申すべき様なしとて、其後は物も申さず。多う並み居たりける平家の侍ども、あつばれ剛の者や、是等をこそ一人當千の兵ともいふべけれど、口々に申しければ、その中に或人の申しけるは、あれが高名は、今に始めぬことぞかし。先年處にありし時、大番衆の者どもが止め兼たりし強盜六人に、只一人追つかゝり、二條猪の熊なる所にて、四人討ち捕り、二人生捕りにして、其時なされたりし左衛門の尉ぞかし。あつたら男の斬られんすること、無慘さよといひければ、入道相國いかは思はれけん。さらばな斬つそとて、伯耆の日野へぞ流されける。平家亡び、源氏の世になつて、後鎌倉へ下り、梶原平三景時につ

大番衆と云ふ大番とは年々を數へて交替する者なり故に時を分ち日を分ち番直するを小番と云ふ

清見原天皇天武天皇なり

供御レケゴと濁る

いて、事の根元語り申したりければ、鐘倉殿、神妙なりと感じ給ひて、能登の國に御恩蒙りけるとぞ聞えし。

六 高倉宮園城寺

さる程に、宮は高倉を北へ、近衛を東へ、加茂川を渡らせ給ひて如意山へ入らせおはします。昔、清見原の天皇、ぞく徒に觀望させ給ひて、吉野山へ入らせ給ひけるにこそ、少女の姿をば借らせ給ひけるなれ。御有様も、それには違はせ給ふべからず、知らぬ山路を夜もすがら遙々と分き入らせ給ふに、何時習はしの御事なれば、御足より出づる血は、沙を染めて紅の如し。夏草の緑の間に、中の露けさも、さこそは所狭うもや思し召されけめ。かくして曉方に、三井寺へ入らせ給ひしに、御事を頼んで入御ありと、仰ければ、大衆大きに畏り悦んで、法輪院に御所をしつらひかたの如くの供御した、めてまゐらせけり。

七 競

其頃近衛河原に候はれる源三位入道頼政は、年來日比もあればこそありけめ、今

九重「クザウと發音す。

「いざんなれ」こそあんなれの轉訛

年如何なる心にて、謀叛をば起されけるぞといふに、偏に平家の次男宗盛の卿の、不思議の事をのみし給ひけるに依つてなり。されば人の世にあればとて、座にいふまじき事をいひ、すまじき事をのみするは、能く思慮あるべきものなり。譬へば、三位入道頼政の嫡子、伊豆の守仲綱の許に、九重に聞えたる名馬あり。鹿毛なる馬の雙なき逸物、乗り走り心むけ、世にあるべしとも覺えず。名をば木の下とぞ申しける。前の右大將宗盛の卿、此由を傳へ聞き給ひて伊豆の守の許へ使者を立て、夫に聞え候ふ名馬を給つて見候はゞや、との給ひ遣されたりければ、伊豆の守の返事に、さる馬を持つて候ひつるを、此程餘に乗り疲らして候ふ程に、暫くいたはしせんがために、田舎へ遣して候ふと申されたりければ、此の上は力及ばずとて、其後は沙汰もなかりけるが、多う並み居たりける平家の侍ども、あつばれ其馬は一昨日も候ひつ、昨日も見て候ふ、今朝も庭乗りし候らひつるなど口々に申しければ、宗盛の僮は、いざんなれ、惡し、乞へとて、侍して馳せさせ、文なんどにても、一日が中にも、七八度なんぞ、乞はれける。三位入道伊豆の守の許に行て、假令金を丸めたる馬なりとも、あれ程人の乞はうするに、惜むべきやうやある。其馬速に六波羅へ遣せとの給へば、伊豆の守力及び給はず、一首の歌を書き添へて、六波羅へ遣さる。

戀しくば來ても見よかし身に添ふるかけをばいかか放ちやるべき

宗盛の卿、先づ歌の返事をばし給はで、あつばれ、馬は誠に善い馬にてありけり。されども主が惜うたるが餘り悪きに、主が名乗を金焼にせよとて、仲綱といふ金焼をして、麻にこそ立てられけれ。客人來つて聞え候ふ名馬を見候はゞやと、申しければ、宗盛の卿その仲綱めに鞍置け、引き出せ、乘れ、打て、はれなんとその給ひける。伊豆の守此由を傳へ聞き給ひて、仲綱が身に代へて思ふ馬なれども、權威について取るゝさへあるに、剩馬故仲綱が天下の笑はれ種とならん事こそ安からねどて、大に憤られければ、三位入道の給ひけるは、何條事のあるべきと思ひ悔つて、平家の人どもが、左様のしれ事をするにこそあんなれ、去ながらも、便宜をこそ窺はめとの給ひけるが、私には思ひも立たれず、後には高倉の宮を勸め申されけるとぞ、聞えし。是につきても天下の人、小松の大臣のことをのみ忍び申さぬは無しけり。或時大臣參内の序に中宮の御方へ參らつさせ給ふに、八尺ばかりありける蛇が、大臣の指貫の左の輪を這ひ廻りけるを、重盛騒がば女房達も騒ぎ、中宮も驚かせ給ひなんすとして左の手にて尾をおさへ、右の手にて頭を取つて、直衣の袖の中へ引き入れ、些立つて、中門に出で、六位や候ふ六位や候ふと召されければ、伊豆守仲綱、其時は未だ衛府の

「弓場殿校書殿の南にあり」

「競、嵯峨天皇十四代の孫左馬允昇が長男」

「傾城、前漢書外戚傳李延平頭曰一「還城樂」或懸蛇樂に作るく舞人の容に相應せり疑らくは散樂雜伎の長蛇を弄するの類也」

藏人にて候はれけるが、仲綱と名乗りて參られたるに、是を賜ふ。賜はつて、弓場殿を経て、殿上の小庭に出でつ、御倉の小舎人を召して、是賜はれとの給へば、大に頭を振て逃げ去りぬ。力及ばず、我郎等就を召して是を賜ふ。賜はつて捨て、んげり。其朝小松殿より善い馬に好い鞍置いて、伊豆の守の許へ遣さるとて、さても昨日の振舞こそ、優にやさしう覺え候らへ。是は乘一の馬にて候ふぞ。夕に及んで、陣外より傾城の許へ通はれん時、用ゐるべしとて、遣さる。伊豆守、大臣の御返事なれば、馬畏つて賜はり候ひぬ。さても昨日の御振舞こそ、偏に還城樂には似て候ひしとぞ申されける。いかなれば小松殿は、かやうに優なる例もおはせしぞかし。此の卿はさこそなからめ。人の惜む馬乞ひ取つて、剩天下の大事に及びぬこそ、てけれ。同じき十六日の夜に入つて、源三位入道頼政、嫡子伊豆の守仲綱、次男夫の判官兼綱、六條の藏人仲家、其子藏人太郎仲光以下、ひた甲三百餘騎、館にけ焼き上げて、三井寺へこそ馳せたりけれ。こゝに三位入道の年比の郎等に渡邊の源三競の瀧口といふ者あり。馳せ後れて留つたりけるを、六波羅へ召して、など汝は相傳の主、三位入道が供をばせて留つたるぞとの給へば、競、畏つて申しけるは、日比は自然の事も候らは、命をば真先に奉らうとこそ存せしが、今度は如何候ひけるやら

ん、かうとも知らせられざる間、留つて候ふと申す。宗盛の卿、是にも又兼參のものぞかし。先途後榮を存じて、當家に附いて奉公せうと思ふ。又朝敵頼政法師に同心せんとと思ふ。ありのまゝに申せとの給へば。競、涙をはら〜と流いて、假令相傳の好候ふとも、如何んが朝敵となれる人に、同心をば仕つるべき。只殿中に奉公候ふ、とぞ申しける。大將さらば奉公せよ、頼政法師がしけん恩には、些とも劣るまじきぞとて、入り給ひぬ。やゝあつて競はあるか、候ふと在るか、候ふとて、其の日は朝より夕に及ぶまで伺公す。日もやう〜傾けば、大將殿出でられたり。競、畏つて申しけるは、誠や三位入道殿、三井寺にと聞え候ふ。定めて討手なれどもや向けられ候はんずらん。心悪うも候はず、三位入道の類、渡邊黨、さては三井寺法師にてぞ候はんずらん。撰り討なんど仕るべきに、騎つて事にあふべき馬を持つて候ひつるを、この程渡邊の親しい奴に盗まれて候ふ、然るべき御馬一疋下し預り候はばやと申しければ、宗盛の卿此儀尤しかるべしとて、白草毛なる馬の南鏡とて、秘藏せられたりけるに、善い鞍置いて競に賜ふ。賜はつて宿所に歸り、はや日の暮れよかし、三井寺へ馳せ參り、入道殿の眞先かけて、討死せんとぞ申しける。日もやう〜暮れければ、妻子どもをば、彼所此處に立ち忍ばせて、三井寺へと出で立ちける。心の中こそ無慙

「南鏡」京都本鏡延に作る

「狂紋の狩衣」菊とあれば狩衣にてはあれまじ直垂なるべしと考證にあり。

「いづれ物作り」俗に少年任侠者と呼んでイカッ者といふ。怒者なるべし。任侠者の佩ぶべき太刀の製らんと。

「重代の着長」重代とは代々の義。着長とは本式の鎧は長腹當よりの長ければ云ふ。此處は代々の傳はれる本式の鎧の義。

「星白の甲」星とは兜の上にある凸起を云ふ。此の凸なるが星白の甲なり。

「骨法故實といふが如し」乗代乗替の馬があづかる者。

なれ、狂紋の狩衣に菊綴大らかにしたるに、重代の着長、緋威の鎧着て、星白の甲の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四さいたる截生の矢負ひ、瀧口の骨法忘れじや、鷹の羽ではいだりける的矢、一手ぞさし添へたる。滋藤の弓脇に挟み南鏡に打ち乗り乗代一騎打ち具せさせ、舍人男に持楯脇挟ませ、屋形に火かけ焼き上げて、三井寺へこそ馳せたりけれ。六波羅には、只今しも競が屋形より火出で來りとて、者ども多くひしめきけり。宗盛の卿急ぎ出で、競はあるか、候はずと申す。すは奴めを、手延にしてたばかられぬるは、侍ども追つ懸けて討てとの給へども、競は聞ゆる大力の剛の者、究竟の矢つぎばやの手き、なりければ、二十四さいたる、矢で、先で二十四人は射殺されなんす。よし〜音なせそとて、續く者こそなかりけれ。三井寺には、只今しも三位入道の類渡邊黨寄り合ひ給ひて、競が沙汰ありけり。如何にもして、此競をば、召し具せられ候はんずるものを如何なる憂目にか逢ひ候らはんずるとて、口々に申されければ、三位入道の給ひけるに、競は空う捕へ搦められはよもせじ、入道の志、深き者なれば、其者今見よ只今に參らうするぞと、の給ひも果てぬに、競つと參りたり。さればこそとぞの給ひける。競、畏つて申しけるは、伊豆の守の殿の木下が代に六波羅の南鏡取つて參つて候ふ。參らせ候はんとして奉る。伊豆の守斜ならず

に悦び、やがて尾髪を切り、金焼をして、次の夜六波羅へ遣さる。夜半ばかり門の内へ追ひ入れたりければ、厩に入つて、馬ども嚙ひ合ひなんどしけり。その時舍人驚いて、南鐐が参つて候ふと申しければ、宗盛の卿急ぎ出で見給ふに、昔は南鐐、今は平の宗盛入道といふ、金焼をこそしたりけれ。悪い競めを手延にして、謀られぬることこそ安からね。今度三井寺へ寄せたらんには先づ、如何にもして此の競めを生捕にせよ、鋸で首斬らんと躍り上りくの給へども、南鐐が尾髪も生びず、金焼もまた失せざりけり。

八山門牒狀

「本籠一部に限られ外に延びさるること出ち權臣欺辱して王權の振げざること。」
 「新羅大明神元享二年圓珍師泛船自唐歸洋中忽有老翁現船艚曰我是新羅國神也誓護持師教法至熱氏下語已不」
 さる程に三井寺には、貝鏡鳴らいて大衆詣議す。そもく近日、世上の體を案するに、佛法の衰微、王法の牢籠、正にこの時に當れり。今度入道の暴惡を戒めずんば、何れの日をか期すべき。宮こゝに入御の御事、正八幡宮の衛護、新羅大明神の冥助にあらずや。天衆地類も擁護を垂れ、神力佛力も降伏を加へまします事、などかなからん。就中、北嶺は、影向圓宗一味の學地、南都は夏藤得度の戒場なり。牒奏の所に、などか興せざるべきと、一味同心に僉議して、山へも奈良へも、牒狀をこそおくりける。

「北嶺」南都に對し
 「夏藤得度」珠楞嚴經の文なり夏藤とは年々夏中の行法不念なる云ふ。
 「圓頓一味」圓融無礙の正統速失頓の略。

る。先づ山門への狀にいはいはく、圓城寺牒す、延曆寺の衛、特に合力を致して、當寺の破滅を助けられんと思ふ狀。右入道淨海、恣に佛法を破滅し、王法を亂らんとす。愁歎極りなき所に、さんぬる十五日の夜、一院第二の皇子、不慮の難を通れんがために、竊に入寺せしめ給ふ。こゝに院宣と號して、出し奉るべき由、頻に責ありといへども、出し奉るに能はず。仍つて官軍を放ち遣さるべき旨、その聞えあり。當寺の破滅、正にこの時に當れり。諸衆何ぞ愁歎せざらん。就中、延曆圓城の兩寺は、門跡二つに相分るといへども、學する所は是圓頓一味の教門に同じ。譬へば鳥の左右の翅の如く、又車の二つの輪に似たり。一方缺けんに於いては、いかでかその歎なからん、ていれは、特に合力を致して、當寺の破滅を助けるべくは、早く年來の遺恨を忘れ、住山の昔に復ん。衆徒の僉議此の如し。依つて牒奏件の如し。治承四年五月十八日、大衆等とぞ書きたりける。

九南都牒狀

山門の大衆、此狀を披見して、こはいかに、當山の末寺にてありながら、鳥の左右の翼の如く、又車の二つの輪に似たりと、抑へて書く條、是以て奇怪なりとて、返牒

「不定」去就不定の義
「往來」の音信の義

にも及ばず、其上入道相國、天台座主明雲大僧正に、衆徒を静めらるべき由の給へば座主急ぎ登山して、大衆を静め給ふ。かゝりしかば、宮の御方へは、不定の由をぞ申しける。又入道相國の謀に、近江米二萬石、北國の織延絹三千疋、往來のためにとて山門へ寄せらる。是れを谷々嶺々へ引かれけるに、思ひも設けぬ俄事ではあり、一人して多數を取る大衆もあり、又手を空しうして一も取らぬ衆徒もあり、何者の所爲にやありけん、落書をぞしたりける。

山法師おりのべ衣薄くして耻をばえこそ隠さゞりけれ。

又絹にも當らぬ大衆の詠みたりけるにや。

織りのべを一切も得ぬ我等さへうす耻をかく數に入るかな。

南都への状にいはいはく

園城寺牒す、興福寺の衛、特に合力を致して、當寺の破滅を助けられんと乞ふ状。右佛法の殊勝なる事は、王法を守らんがため、王法亦長久なることは、即ち佛法に依る。爰に前の太政大臣平の朝臣清盛公、法名淨海、恣に國威を竊にし、朝政を亂らんとす、内につけ外につけ、怨をなし歎をなす間、今月十五日の夜、一院第二の皇子、不慮の難を遁れんがために、俄に入寺せしめ給ふ。爰に院宣と號して出し奉るべき旨

「會昌天子」會昌は年號なり唐の十六代武宗皇帝會昌五年に佛像を毀せしむるを以て會昌毀像と云ふ
「清涼山」天台宗のある山
「八逆」謀反、大逆、不道、不孝、大不孝不義、惡逆、不信を云ふ

「玉泉」玉泉寺荊州にあり天台大師止觀を説きし處
「玉花」御法の花と云ふ義

類に責ありといへども、出したてまつるにあははず、衆徒一向これを惜み奉つる、仍つて彼の禪門、武士を當寺へ入れんと欲す。佛法といひ、王法といひ、一時に將に破滅せんとす。昔唐の會昌天子、軍兵を以て佛法を滅さしめし時、清涼山の衆、合戦を致して是を防ぐ。王權猶此の如し。況や謀叛八逆の輩に於てをや。誰の人か恐誠すべきぞや。就中、南京は例なくして、罪なき長者を配流せらる。此時に非ずば、何れの日か會稽を遂げん。願くは、衆徒内には佛法の破滅を助け、外には惡逆の伴類を退けば、同心のいたり、本懐に足んぬべし。衆徒の僉議此の如く、仍つて牒奏件の如し。治承四年五月十八日、大衆等とぞ書きたりける。

十一 南都返牒

南都の大衆、此状を披見して、一味同心に僉議して、返牒をこそ送りけれ。其返牒に曰く、興福寺牒す。園城寺の衛、來牒一紙に載せられたり。右入道淨海がために、貴寺の佛法を滅さんとするのよしの事、牒す。玉泉、玉花、兩家の宗義を立つといへども、金章金句、同じう一代の經文より出でたり。南京北京共に以て、如來の弟子たり。自寺他寺互に調達が魔障を伏すべし。そも清盛入道は、平氏の糟糠、武家

「調遣」途多提婆の弟解飯王の子阿羅の兄羅摩の從弟なれど大惡人にて象頭山に居りて佛を殺さんと或は父を害せんと佛の仇となる。

「蓬戸の瑕連」蓬戸は家のこと、瑕連は玉のきずなり。器量なくして分際すぎたるは玉のきずとなり。

「馬臺之識文」馬臺は野馬臺識文は古の文なり。

「台階」台は三台とて大臣のこと階は官位なり。

「羽林」中將を云ふ中將より參議となりしを云ふ。

「練路」大臣を練と云ふより云へり。

「竹府」竹は物の割符なり官位に任ずれば其品々によりて必割符を給ふものなり。

「博陸公」關白の異名。

の塵芥なり。祖父正盛、藏人五位の家に仕へて、諸國受領の鞭を執る。大藏卿爲房、加州刺史の古、檢非所に補し、修理の大夫、播磨の太守たつし昔、厩の別當職に任ず。然るを親父忠盛昇殿を許されし時、都鄙の老少皆蓬戸の瑕瑾を惜み、内外の榮幸各馬臺の識文に啼く。忠盛青雲の翹をかい刷ふといへども、世の民猶白屋の種を輕す。名惜む青侍、其家を望むことなし。然るを、去ぬる平治元年十二月、太上天皇、一戰の功を感じて、不次の賞を授け給ひしより以來、高く相國に上り、かねて兵仗を賜はる。男子或は台階を辱うし或は羽林に連り、女子或は中宮職に備り、或は准后の宣を蒙る。群弟庶子、皆練路に歩み、その孫、かの甥、悉く竹符を割く。加之、九州を統領し、百司を進退して、奴婢皆僕從とす。一毛心に違へば、王侯といへども是を捕へ、片言耳に逆ふれば、公卿といふも、是を弱む。是に依つて、かつうは一旦の身命を延べんがため、かつうは片時の凌辱を通れんと思つて、萬乘の聖主猶面諂の媚をなし、重代の家君却つて膝行の禮を致す。代々相傳の家領を奪ふといへども、上宰も恐れて舌を捲き、宮々相承の庄園を取るといへども、權威に憚つて物言ふことなし。勝に乗るあまり、去年の冬十一月、太上天皇の棲を追捕し、博陸公の身を推し流す。叛逆の甚しき事、誠に古今に絶えたり。其時我等すべからず賊衆に行き向つて、

「ベシ」京都本にはなし。

「仙譯」仙洞の御幸を云ふ漢書に天子は出る時驛を稱し入る時驛を言ふとあり。

「合識の類」合はふなり有情の人のいふ。

「清盛」京都本公字なし義兵は凶器とある方よし。

「青島云々」漢武故事に云ふ七月七日忽有青鳥飛集殿前東方朔云此西王母欲來有頃王母至る二つの青鳥夾侍王母傍集覽七にあり仍て使の事にも書簡の事にも云ふ。

「苾芻」草かり僧。

「梁園」竹園とも云ふ親王のこと西京雜記に見ゆ今は高倉の宮なす。

其罪を問ふべしといへども、或は神慮に相憚り、或は綸言と稱するに依つて、鬱陶を抑へて光陰を送る間、重ねて軍兵を起して、一院第二の親王宮を打ち圍む所に、八幡三所、春日の大明神、竊に影向を垂れ、各々先蹕を捧げ、貴寺に送りつけて、新羅の扉に預け奉らる。王法盡くべからざる旨明けし。したがつて貴寺身命を捨て、守護し奉る條、合識の類、誰か隨喜せざらん。我等遠域にあつて、其情を感ずる所に、清盛公猶義兵を起して、貴寺に入らんと欲するよし、風に傳へ承るに依つて、かねて用意を致す。十八日辰の一點に大衆をかたらひ、諸寺に牒奏し、末寺に下知して、軍士を得て後、案内を啓せんとする所に青島飛び來つて芳翰を投げたり。數日の鬱念一時に解散す。彼唐家清涼一山の苾芻、猶武宗の官兵を返す。況や和國南北兩門の衆徒、何ぞ謀臣の邪類を拂はざらん。能く梁園左右の陣を固めて、宜しく是等の進發の告を待つべし。狀を察して、疑貽をなすことなかれ。以て牒す。件の如し。治承四年五月二十一日、大衆等とぞ書きたりける。

十二 大衆捕

去程に三井寺には貝鐘ならいて、大衆又僉議す。抑山門は必替りしつ。南部は未

だ參らす。此事延びては悪しかりなん。いざや今夜六波羅へ押し寄せて、夜討にせん。その儀ならば、老少二手に、相分つて、老僧どもは、如意が峯より搦手へ向ふべし。先づ足輕共を先立て、白川の在家に火をかけ焼き上げば、在京人六波羅の武士ども、あはや事出で来りとて、馳せ向はんすらん。其時岩坂、櫻本の邊にてしんばし支へて、防ぎ戦はん間に、大手に松坂より伊豆の守を大將軍として、若大衆、悪僧共は六波羅に押し寄せ、風上に火かけ焼き上げ、一揉揉で責めん、などか太政入道、焼き出して討たざるべき、とぞ僉議したりける。爰に平家の祈しける一如坊の阿闍梨眞海は、弟子同宿數十人引き具して、僉議の庭に進み出でて、斯様に申さば平家の方人仕るとや思し召され候ふらん、其儀にては候はず。假令然候ふとも、如何でか衆徒の義をも破り、我寺の名をも惜まで候ふべき。昔は源平左右に争ひて、朝家の御固たりしかども、近比は源氏の運盡き、平家世を取つて二十餘年、天下に靡かぬ草木も候はず。されば内々の館の有様も、小勢にては容易う叶ひがたし。外に能く謀を運し、勢を催して、後日に寄せらるべうもや候ふらんと、程を延さんがために、長々とこそ僉議したりけれ。爰に乗圓坊の阿闍梨慶秀は、衣の下に腹巻を着て、大きな打刀前垂にさしほだれ、白柄の長刀杖につき、大衆の中をおしわけて僉議の庭に進み出で、證

「十七騎」天武本紀に從者二十四人女孺十有餘人即日三苑田香城云々とあり。

據を外に引くべからず。我寺の本願、天武天皇未だ春宮の御時、大友の皇子に襲はれさせ給ひて、芳野の奥へ逃げ籠らせ給ひしが、大和の國宇多の郡を過させ給ひしには、その勢僅に十七騎、されども伊賀伊勢に打ち越え、美濃尾張の軍兵を以て、大友の皇子を亡して、終に位に即かせ給ひにき。窮鳥懐に入る、人倫これを憐むといふ本文あり。自餘は知るべからず、慶秀が門徒に於いては、今夜六波羅に推し寄せて、打死せよやとぞ僉議したりける。圓滿院大輔源覺進み出で、僉議端多し。只夜の更くるに、急げや進めとぞいひける。先づ搦手へ向ふ老僧共の大將軍には、源三位入道頼政、乗圓坊の阿闍梨慶秀、律成坊の阿闍梨日胤、帥の法印禪智、禪智が弟子義實、禪永を先として、都合その勢一千人。手ん手に焔火以て、如意が峰へぞ向ひける。大手の大將軍には、伊豆の守仲綱、源太夫の判官兼綱、六條の藏人仲家、其子藏人太郎仲光以下、大衆には、圓滿院の大輔源覺、律成坊の伊賀の公、成喜院の荒土佐、法輪院の鬼佐渡、是等は力の強き弓箭打物とつては、如何なる鬼にも神にも逢ふといふ、一人當千の兵なり。平等院には、因幡の律者荒大夫、角の六郎房、島の阿闍梨、筒井法師に、卿の阿闍梨、悪少納言、北の院には、金光院の六天狗、式部大輔、能登、加賀、佐波、備後等なり。松井の肥後、澄南院の筑後、賀屋の筑前、大矢の俊長、五智院の但馬、乘

「逆茂木鹿の角の如き荆棘の枝を結びて敵を防ぐものと鹿岩のこ

「鳥の空音 清少納言の歌に世をこめて鳥のそら音ははつるとも音に逢坂の關は許さじ」

圓坊の阿闍梨慶秀が房人、六十人の中、加賀光常、刑部、春秀、法師原には一來法師にしかざりき。堂衆には、筒井の淨妙、明秀、小藏の尊月、尊永、慈悲、樂住、鐵拳の玄永、武士には、渡邊の省、播磨の次郎授、薩摩の兵衛長七、競の瀧口唱、與の右馬の允、續の源太、清、進を先として、都合其の勢一千五百餘人、三井寺をこそ打つ立ちけれ。寺には宮入らせ給ひて後、大關小關堀り切り、桓楯かき、逆茂木引いたりければ、堀に橋わたし、逆茂木取り除けなんどしける程に、時刻押し移つて關路の鶏鳴きあへり。伊豆の守の給ひるは、こゝにて鳥鳴いては、六波羅へは白晝にこそ寄せんすらめ。如何せんと宣へば、圓滿院の大輔源覺、進み出でて、昔、秦の昭王、孟嘗君を召し禁められし時、後の御助に依つて、兵三千人を引き具して逃げ免れるが、程なく函谷關に至りぬ。異國の習ひに、鶏の鳴かぬかざりは、關の戸を開くことなし。彼の孟嘗君、三千人の客の中に、田甲といふ兵あり。鶏の鳴く眞似を有り難うしければ、名を鶏鳴とぞ申しける。彼の鶏鳴高き處に走り上つて、鶏の鳴く眞似をゆゝしうしたりければ、關路の鶏聞き傳へて皆鳴きあへり。其時關守鳥のそら音にばかされて關の戸を開けてぞ通しける。されば是も敵の謀にや鳴かすらん。只寄せよやとぞ申しける。五月の短夜なれば、ほのくゝとぞ明けにける。伊豆の守宣ひけるば、夜討に

こそざりともと思ひつれ、晝軍には如何にも叶ふべからず。あれ呼び返せとて、大手は松坂より取つて返し、搦手は如意が峰より引き返す。若大衆、惡僧どもは、是は一如房が長僉議にこそ夜は明けたれ。其の房斬れとて、推し寄せて房を散々に斬る。眞海が頼む所の弟子、同宿、皆討たれにけり。我身手負ひ辛き命生きつゝ、はふく六波羅へ參つて、此由斯くと申しけれども、六波羅には、兵數千騎馳せ集つて、些とも騒ぎ給ふ心地もし給はず、さる程に宮は、山門は心替りしつ、南都は未だ參らす。此寺ばかりにては、如何にも叶はせ給ふべからずとて、同じき二十三日の曉方に、三井寺を出でさせ給ひて南都へ落ちさせおはします。此宮は、蟬折、小枝とて、淡竹の首を二つ持ち給へり。中にも蟬折は、昔鳥羽院の御時、宋朝の御門へ砂金を多く參させ給ひたりしかば、返報と思しくて、生きたる蟬の如くに、節の附きたる笛竹、節參らつさせ給ひけり。是程の重寶を、如何んが左右なう彫らすべきとて、三井大進の僧正覺宗に仰せで、壇上に立て、七日加持して彫らせ給へる御笛なり。或松の中納言實平の卿參つて、此御笛を吹かれけるに、尋常の笛の様に思ひ忘れて、より下におかれたりければ、笛や咎めけん、其時蟬折にけり。さてこそ蟬折といふにされけれ。此宮笛の御器量たるによつて、御相傳ありけるとかや。されども今を限と

龍華の曉彌勒下
 生經云當來彌勒
 於此樹下說法
 渡人而有三會
 云々
 初會には先渡
 釋迦所未渡
 次に渡其餘
 凡六十四億七
 有五十億七
 千萬歳の後彌勒
 出世の曉との義
 なり龍華とは
 樹の名花の形龍
 の如しと云ふ

や思し召されけん。金堂の彌勒へ参らつさせ給ひけり。龍華の曉、値遇の御爲かと思
 しくて、哀なりし事共なり。さる程に宮は、老僧共には皆暇賜うで、留めさせおはし
 ます。若大衆、惡僧共は皆参りてけり。三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆めし
 具して、都合其勢一千入とぞ聞えし。爰に乘圓房の阿闍梨慶秀は、鳩の杖にすがり、
 宮の御前に参り、老眼より涙をばらりと流いて、何處までも御供仕るべう候ひしか
 ども、年既に八旬にたけて、行歩に叶ひ難う候へば、弟子で候ふ刑部房俊秀を参らせ
 候ふ。是は一年平治の合戦の時、故左馬頭義朝が手に候ひて、六條河原にて討死し候
 ひし、相摸の國の住人山の内の須藤刑部の丞俊通が子にて候ひしを、いさゝか縁の候
 ふによつて、此二十餘が間跡懐にておほしたて、心の底までも能く知つて候ふ、
 何處までも召し具せられ候へとて、涙を抑へて留りぬ。宮も哀に思し召して何時の好
 にかは斯くは申すらめとて、御涙せきあへさせ給はず。

十三橋合戦

さる程に、宮は宇治と寺との間に、六度まで御落馬ありけり。是は去ぬる夜、御
 寢ならざりし故なりとて宇治橋三間引き離し平等院に入れ奉つて、暫く御休息あり

木幡山山城の名
 所指遺旅人慶
 山城の木幡の
 里に馬ばあれど
 うちよりぞ行く
 君を思へば

宇治橋承暦の歌
 合に清輔年へ
 たる宇治の橋守
 言とはんいく世
 になりぬ水のみ
 なみ

科皮威藍皮に紋
 を白くぬきたる
 もの

けり。六波羅には、すはや宮こそ南都へ落ちさせ給ふなれ。追つ懸けて討ち奉れやと
 て、大將軍には、左兵衛の督知盛、頭の中將重衡、薩摩の守忠度、侍大將には、上
 總の守忠清、其子上總の太郎判官忠綱、飛驒の守景家、其子飛驒の太郎判官景隆、河
 内の判官秀國、高橋判官長綱、武藏の三郎左衛門有國、越中の次郎兵衛盛績、上總の
 五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、都合其勢二萬八千餘騎、木幡山打ち越えて、
 宇治橋の詰にぞ押し寄せたる。敵平等院に見てんければ、関を作る事三箇度なり。
 宮の御方にも、同じう関の聲をぞ合せたり。先陣が橋を引いたるぞ、過すな、橋を引
 いたるぞ、謬すなとぞどよみけれども、後陣は是を聞きつけず、我先に〜と進む間、
 先陣二百餘騎押し落されて水に溺れて失せにけり。さる程に、橋の兩方の詰に、打ち
 立つて矢合せす。宮の御方より大矢の俊長、五智院の但馬、渡邊の省、授、續の源太
 が射ける矢ぞ、楯もたまらず、鎧もかけず透りにけり。源三位入道頼政は、今日を最
 後とや思はれけん、長絹の鏡直垂に科皮威の鎧きて、わざと甲をば着給はず、嫡子伊
 豆の守仲綱は、赤地の錦の直垂に黒絲威の鎧着て、弓を強う引かんがために、是も甲
 をば着ざりけり。爰に五智院の但馬、大長刀の鞘をばづいて、只一人橋の上にご進ん
 だる。平家の方には是を見て、唯射取れや、射取れとてさしつめ引きつめ、散々に射

「鶴直垂」葛布の直垂なり、羽のちんとも云ふ。
 「五枚甲」しころの五枚なるをいふ。
 「黒母衣」黒羽の黒ほろなるべし母衣とは鳥の兩翼の下の羽の事なり。
 「塗籠藤」藤卷の藤の上より漆をぬりたるなり。

けれども、但馬少しも騒がず。上る矢をば突いくや、下る矢をば躍り越え、向つて来るをば長刀にて切つて落す。敵も味方も見物す。それよりしてこそ矢切の但馬とはいはれけれ。又堂衆の中に、筒井の淨妙明秀は、褐の直垂に黒糸威の鎧きて、五枚甲の緒をしめ、黒漆の太刀を佩き、二十四さいたる黒母衣の矢負ひ、塗籠藤の弓に、好む白柄の大長刀取り添へて、是も唯一人橋の上にご進んだる。大音聲をあげて、遠からん人は音にも聞け、近くは目にも見給へ。三井寺には隠れもなし。堂衆の中に筒井の淨妙妙秀とて、一人當干の兵そや、平家の御方に我と思はん人人は、寄りあへや、見參せんとして、二十四さいたる矢を、指しつめ引きつめ散々に射る。矢庭に敵十一人射殺し、十二人に手負うせられたれば、籠に一つぞ残つたる。其後弓をばからと投げ捨て、籠も解いて捨て、げり。毛覆脱いで跳になり、橋の行桁をさらくさうと走りけり。人は恐れて渡らねども、淨妙房が心地には、一條二條の大路とこそ振舞うたれ。長刀にて向ふ敵五人薙ぎ伏せ、六人に當る敵に逢ひて、長刀中より打ち折つて捨て、げり。其後太刀を抜いて切て廻るに、蜘蛛手、角繩、十文字、蜻蛉がへり、水車、八方すかさす切つたりけり。向ふ敵八人切り伏せ、九人にあたる敵が、甲の鉢に餘に強う打ち當て、目貫のもとより丁と折れ、ぐつと抜けて川へざんぶと入りける。頼む所は腰

「うらくく矢籠の裏、透りたる矢なり。」

刀、死なんとのみぞ狂ひける。淨妙坊は痛手餘多負ひ這々歸る處に、こゝに乘間坊の阿闍梨慶秀が召し使ひける、一來法師といふ大方の剛の者、淨妙房が後に續いて戦ひけるが、行桁は狭し、側通るべきやうはなし、淨妙坊が甲の手先に手を置いて、悪しう候ふ淨妙房とて、肩をづんと跳り越えてぞ戦ひける。一來法師討死してんけり。其後淨妙房は這ふく返つて、平等院の門の前なる芝の上に、物具脱ぎ置き、鎧に立つたる矢目を數へたれば、六十三、うらくく矢五所。されども大事の手ならねば、處々に炙治し、頭からげ、淨衣着、弓切りをり、杖につき、平足駄芽き阿彌陀佛申して、奈良の方へぞ罷りける。其後に淨妙房が渡つたるを手本として、三位入道の一類、渡邊の黨、三井寺の大衆、我先に我先にと走り續き走り續き橋の行桁をこそ渡しけれ。或は分取して歸る者もあり、或は引組指違へて、川に飛び入るものもあり。橋の上の戦、火出づる程にぞ見えたりける。平家の方の侍大將、上總の守忠清、大將軍の御前にまゐり、畏つてあれ御覽候へ、橋の上の戦、手痛う候ふ。今は川を渡すべきにて候ふが、折節五月雨の比、水まさつて渡さは馬人多く亡び候ひなんす。淀、一口へや向ふべき、又河内路へや廻るべき、水の落足をや待つべき、如何せんと申す處に、爰に下野の國の住人足利の又太郎忠綱、生年十七歳になりけるが、進み出で、申しけるは、淀、一

「古我」西行が歌に「きり深きこの波の渡し守岸のふなつき思ひさだめよ。」
 「大胡」秀郷六世の子太郎重俊のこゝ長門本又盛衰記に應護に作る。
 「大室」盛衰記に高屋とあり。
 「深須」一本深洲盛衰記に深柄とあり。
 「山上」足利孫太郎家綱の子で名は純盛異本那波に作る。
 「讃岐廣綱」盛衰記に佐貫四郎大夫弘綱に作る。
 「邊屋」盛衰記に戸屋又部屋とあり。藤原系圖に家綱の子有綱とあり。
 「宇夫方」盛衰記に産小野又生方とあり。
 「桐生」盛衰記切字に作る。東鑑和元年の條桐生六郎足利俊綱を弑して頼朝に降り

たるを頼朝景時め命じて誅せしめ、
 「田中」盛衰記に藤太とあり。
 「三頭」聖徳股の上にて尾のものとす。
 「朽葉」本色は黄から葉なり青赤黄の朽葉あり。
 「高角」胃の前立物なり牛角の如し。
 「二十四」雁にさす矢數四六二十四とさすなり。
 「切符」鷹の羽の上下黒く中白く班のきれたるもの。
 「滋藤」藤をしげく巻きたる弓濡にあひてはなれざらしめんかためなり射上に三十餘六所藤を巻き計下に藤十八所を

を並べて渡すべし。馬の頭沈まば引き上げよ。いたう引いて引つかつくな。鞍臺にく乗り定まつて、鎧を強う踏め。水しとまば、三頭の上に乗るか、れ馬には弱う水は強う當るべし。川中にて弓引くな。敵射るともあひ引きすな。常に鎧を傾けよ。たう傾けて手反射すな。かねに渡いて推し落さるな。水にしなうて渡せやわたせと掟て、三百餘騎が一騎も流さず。一度にさつとぞ打ちあげたる。

十四 宮御最後

足利が其日の装束には、朽葉の綾の直垂に、赤革威の鎧着て、高角打つたる甲の緒をしめ、金作の太刀を佩き、二十四さいたる切符の矢負ひ、滋藤の弓持つて、連錢鞞毛なる馬に、柏木にみづく打つたる、金覆輪の鞍を置いてそ乗りたりけるが、鎧踏ん張り立ち上り、大音聲をあげて、昔、朝敵將門を亡して、名を後代にあげたりし、依藤太秀郷に、十代、足利の太郎俊綱が子、又太郎忠綱進、生年十七歳に罷りなり。斯かる無官無位なる者の、宮に向ひ参らせて、弓を引き矢を放たんことは、天の恐少からず候へども、但し弓も矢も冥加のほども、平家の御上にこそ止り候はんずらめ。三位入道殿の御方に、我と思はん人々は、寄りあへや見参せんとして、平等院の門の内

口、河内路へは、天竺震旦の武士を召して、向られ候はんずるか、それなりとも我等こそ承つて罷り向ひ候ふべき。目に懸けたる敵を討たずして、宮を南都へ入れ参らせなば、吉野十津川の勢ども馳せ集つて、愈御大事にこそ及び候はんずらめ。爰に武藏と上總との境に、利根川と申す大河候ふが、秩父足利中違うて、常は合戦をし候ひしに、大手は長井の渡、搦手は古我杉の渡より寄せ候ひしが、爰に上野の國の住人、新田の入道、足利に語らはれて、古我杉の渡より寄せんとて、設けたりける船どもを、秩父が方より、皆破られて申しけるは、只今こゝを渡さずば、長き味方の御弓矢の疵にて候ふべし。水に溺れても死なば死ね、いざ渡さうとて、馬筏を作つて渡せばこそ渡しけれ。坂東武者のならひ、敵を目にかけ、川を隔てたる戦に、淵瀬嫌ふやうやある。此河の深さ早さ、利根川に幾程の劣り勝りはよもあらじ。續けや殿原とて、真先にこそ打ち入れたれ。續く人々、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、讃岐の廣綱、四郎大夫、小野寺の禪師太郎、邊屋子の四郎、郎等には宇夫方の次郎、桐生の六郎、田中の宗太をはじめとして、三百餘騎を續いける。足利大音聲をあげて、弱き馬をば下手に立て。強き馬をば上手になせ。馬の足の及ばん程は、手綱を呉て歩ませよ。はづまば掻繰て泳がせよ。下らう者には弓の弦は取り附かせよ。手に手を取り組み、肩

「金覆輪」金にてへりを覆ひたるもの。

「神無備山」大和の名所古今秋の下月時雨もいまだふらなくに神無備の森。

「龍田川」同名所古今秋の下人慶立田川葉ばなる神無備の御室の山に時雨ふららし。

「浮きぬ」一本浮きつとあり。

へ、攻め入り、戦ひけり。大將軍左兵衛の督知盛、是を見給ひて、淺かりけるぞ波せや渡せと下知し給へば、二萬八千餘騎のつはものども、皆打ち入れてわたす。さばかり早き宇治川も、馬や人に堰かれて、水は上にぞたへたる。雑人原は、馬の下手に取りつき、渡るほどに、膝より上をぬらさぬ者も多かりけり。おのづから外る、水には、何もたまらず流れたり。爰に伊賀伊勢兩國の官兵等、馬後押し破られて、六百餘騎こそ流れたり。萌黄、緋威、赤威、色々の鎧の浮きぬ沈みぬゆられるは、神無備山のもみち葉の、嶺の嵐に誘はれて、龍田川の秋の暮、井關にかつて流れもあへぬに異ならず。その中に、緋威の鎧着たる武者三人、網代に流れか、つて、浮きぬ沈みぬゆられるを、伊豆の守見給ひて、

伊勢武者は皆ひおどしの鎧きて宇治の網代にかゝりぬるかな

黒田後平四郎、日野十郎、乙部の彌七とてこれらは皆伊勢の國の住人なり。中にも日野の十郎は、古兵にてありければ、弓の強、岩の狭間にねち立てて、掻き上り、二人の者どもをも引き上げて、助けるとぞ聞えし。大勢皆渡いて、平等院の門のうちへ攻め入り攻め入り戦ひけり。その紛に、宮をば南都へ先立たせ參らせて、三位入道の一類渡邊黨、三井寺の大衆残り止つて防矢射けり。源三位入道頼政は、七十に餘つて

「連發芦毛」京都本白月毛に作る。「延さん」落すと。

「大力」語本にはダイチカラと讀めり。

「長七」チャウツツと發音す。

軍して、弓手の膝口をしたゝかに射させ、痛手なれば、心部に自害せんとして、平等院の門の内へ引き退く處に、敵襲ひかれば、次男源太夫の判官兼綱は、紺地の鎧の直垂に、唐綾威の鎧きて、連發芦毛なる馬に金覆輪の鞍置いて、乗り給ひたりけるが、父を延さんがために、返し合せ、防ぎ戦ふ。平家の方の侍、大將上總の太郎判官が射ける矢に、源太夫の判官、内甲を射させてひるむ處に、上總の守が童、次郎丸といふ大力の剛の者、萌黄匂の腹巻を着て、三枚甲の緒をしめ、源太夫の判官に押し並べて、むすと組む。源太夫の判官は、大力にておはしければ、次郎丸を取つておさへて首をかき、立ち上らんとし給ふ所に、平家の侍ども、十四五騎落ち重つて、綱をば遂に其處にて討ち取りてんげり。嫡子伊豆の守仲綱も散々に戦ひ、痛手負うて平等院の釣殿にて自害してげり。其頸をば、下河邊の藤三郎清親取つて、大床の下ぞ投げ入れたる。六條の藏人仲家、その子藏人太郎仲光も、散々に戦ひ分損數多く、一所で討死してんげり。此仲家と申すは、故帯刀の先生義方が嫡子なり。然る父討たれて後は、三位入道養子にして、不便にせられしかば、日比の約束を違へじや、一所で死にけるこそ無慙なれ。三位入道、渡邊長七唱を召して、我が頸打てと宣へば、主の生頸打たんすることの悲しつさに、仕つとも存じ候はず御自害候は、其

「高聲」カウシヤウとシの字清む。

時こそ賜り候ふらめと申しければ、三位入道實にもと思はれけん、西に向つて手を合せ、高聲に十念唱へ給ひて、最後の詞ぞあはれなる。

「取つて」の後に「敵の中をまさきれ」

埋木の花咲くことも無かりしに身のなる果は悲しかりけり
是を最後の詞にて、太刀の鋒を腹に突き立て、俯様に貫かつてぞ失せらねける。その時に歌詠むべうはなかりしかども、若うよりあながちに好いたる道なれば、最後の時

「敵の中をまさきれ」
「出で」の九字を補ふ

も忘れ給はず。その後三位入道の頸をば長七唱が取つて石に括り合せて、宇治川の底の深き所に沈めてんげり。平家の方の侍ども、如何にもして競漕の口をば生捕にせば

「大太刀」京都本に「白柄の大太刀」黒漆の大長刀とあり。

やとは窺ひけれども、競も先に心得て散々に戦ひ宇治川へ飛で入、腹掻き切つてぞ死にける。高き所に走り上り、大音聲をあげて、如何にや平家の君達達、是までは御大事かやうと名乗り捨てて、三井寺へこそ歸りけれ。平家の方の侍大將飛驒の守景家は、古兵にてありければ、この紛れに、宮は定めて南都へや落ちさせ給ふらんとて、ひた甲四百騎、鞭鏡を合せて追つ懸け奉る。案の如く、宮は三十騎ばかりにて落ちさせ給ふ所に、光明山の鳥居の前にて追つ附き奉り、雨の降る様に射まらせければ、何れが夫とは知らねども、矢一つ來つて、宮の左の御側腹に立ちければ、御馬より落ちさせ給ひて、御頸取られさせ給ひけり。御供申たりし鬼佐渡、荒土佐、伊賀の君、荒大夫、俊秀も、命をば何時のためにか惜むべきとて、散々に戦ひ一所にて討死してんげり。乳母子の六條の助太夫宗信は馬は弱敵は續く逃る可き様なかりしかば、新野が池へ飛んで入り、浮草顔に取り蔽ひふるひ居たれば、敵は前をぞ通りける。や、あつて、又敵四五百騎が程、さざめいて通る中に、淨衣着たる死人の頸もなきを、部が本に掻き出いたるを見れば、早や宮にてぞおはしましたしける。我死なば御棺に入れよ、と仰せられし、小枝と聞えし御笛をも、未だ御腰にぞさゝせましとける。走りも出で、取り附き奉らばやとは思へども、怖しければ、それも叶はず。敵皆打ち通つて後、池より上り、濡れたる物どもしぼり着て、都へ歸り上りたりければ、悪まぬ者こそなかりけれ。さるほどに、南都の大衆ひた甲七千餘人、宮の御迎に参りけるが、先陣は木津に進み、後陣は未だ興福寺の南大門にぞゆらへたる。宮ははや光明山の鳥居の前にて、討たれさせ給ひぬと聞えしかば、南都の大衆力及ばず、涙を押へて止りぬ。今五十町が内を待ちつけさせ給はで、討たれさせ給ひたる宮の御運の程こそうたてけれ。

「俊秀」俊秀の前に京都本判部の二字あり。

「小枝」さえたことあるべきなゴエダと讀ませたり。

「木津」コツと清む。

十五 若宮御出家

平家の人々、宮並に三位入道の一類渡邊黨、三井寺の大衆、都合五百餘人が頸切つて、太刀長刀の先に貫き、夕に及んで六波羅へ歸り入らる。兵ども勇み奮る事夥し。中にも三位入道の頸をば長七唱が取つて石にくり合せて、宇治川の底の深き所に沈めてんげれば、見えざりけり。子供の頸は、あそここ、より皆尋ね出されたり。又宮の御頸をば、年來参り通ふ人もなかりしかば、誰れ見知り参らせたる者もなし。典藥頭定成は、先年御療治のために召されまゐらせしかば、見知り参らせたるにこそとて、召されけれども、眼所勞とて参られず。又六波羅より、宮の常は召され参らせたる女房とて、一人尋ね出されたり。御子數多産み参らせなんとして、さしも御契淺からざりしかば、なじかは見損じ奉るべき。只一目見参らせて、涙を落しけるにこそ宮の頸とは知りてんげれ。此宮は腹々に御子の宮達數多ましましける。中に、
「眼所勞正而及京都本所勞に作る非なり現は眼の誤なるべし。」
 に候はれける、伊豫の守盛教女、三位局と申す御腹に、七歳の若宮、五歳の姫宮ましましけり。入道相國の弟、池の中納言頼盛の卿を以て、八條の女院へ申されけるは、姫宮の御事は申すに及ばず、若宮をば疾々出し参らつさせ給へ、と申されたりければ、

女院の御返事に、かくと聞えし曉、御乳の人なんどの、心幼くも具し参らせて失せにけるにや、全く是には渡らせ給はずとぞ仰せける。頼盛の卿歸り参つて、此由かくと申されたりければ、入道相國大きにかつて、何條其御所ならでは、何方へか忍ばせ給ふべかんなるぞ。其儀ならば、武士ども参つて搜し奉れ、とぞ宣ひける。此頼盛の卿と申すは、女院の御乳母、宰相殿と申す女房に相具して、常に参り通はれける程に、女院も世に御懐しき事にこそ思し召しつるに、今又若宮の御事申しに参られたれば、何時しか疎ましくぞ思し召されける。若君女院へ申させ給ひけるは、終に遁るまじく候ふうへ、早々出させおはしませとぞおほせける。女院御涙を流させ給ひて、人の七つ八つは、未だ何事をも聞き別かぬ程ぞかし。それに御身ゆゑ、かゝる大事の出で来るを、片腹いたくおぼして、かやうに仰せらるゝことよ、よしなかりける人を、此の六七年手馴して、今日はおはかる憂き目を見るよとて、御涙せきあへさせ給はず。頼盛の卿若宮の御事、重ねて申しに参られたれば、女院力及ばせ給はず、遂に出し参らつさせ給ひけり。御母三位の局、今日を限りの御別なれば、さこそは御名殘惜しうもや思し召されけめ。さてしもあるべきことならねば、泣くく御衣させ奉り、御ぐし掻き撫で、出し参らつさせ給ふにつけても、只夢とのみぞ思はれける。女院を始

め参らせて、局の女房、怪しの女の童に至るまで、皆涙を流し袖を濡さぬはなかりけり。頼盛の卿若宮受け取り奉り、御車に乗せまゐらせて、六波羅へ入れ奉る。前右大將宗盛の卿、若宮を一目見参らせて、是をばいかでか失ひ奉るべきとおもはれければ、父の禪門の御前におはして、前世の事にや候ふらん。若宮を只一目見参らせて候へば、目も當られず餘に御いたはしう思ひ参らせ候ふ。何か苦しう候ふべき。若宮の御命をば枉げて、宗盛に給ひ候へかすと申されたりければ、入道相國さらば疾う出家をさせ奉れ、とぞの給ひける。宗盛の卿、なめならずによるこび、急ぎ八條の女院へ此由を告げ申されたりければ、女院何の様もあるまじ、只疾うくとして、御出家せさせおはします。釋氏に定らせ給ひしかば、法師になし参らせて、仁和寺の御室の御弟子になし参らさつせ給ひけり。後には東寺の一の長者、安井の宮の僧正道尊と申し、は、此宮の御事なり。奈良にもまた御一所まじくけるを、御乳母讃岐の守重秀が御出家せさせ奉り、具し奉つて、北國へ落ち下りたりしを、木曾義仲上洛の時、主にし参らせんとて、還俗せさせ奉り、具足し奉つて、上つたりければ、木曾が宮とも申し、又還俗の宮とも申す。後には嵯峨の邊、野依にまじくければ、野依の宮とも申し、又昔、通乗といひし相人あり。宇治殿二條殿をば、君三代の關白、共に御年八十と申し

「僧正」京都本大僧正に作る。

「通乗」一水登昭に作る。

たりしも違はず。帥の内の大臣を、流罪の相ましますと申したりしも、違はず。又聖德太子の、崇峻天皇を、横死の相ましますと申させ給ひたりしが、馬子大臣に殺されさせ給ひき。必ず相人としもあらねども、上古にはかうこそめでたかりしか。されば今度高倉の宮の御謀判は相少納言がひがごとにはあらずや、中比兼明親王、具平親王と申し、は、前中書王、後中書王とて、共に賢王聖主の皇子にて渡らせ給ひしかども、終に位には即かせ給はず。されどもいづれか、御謀叛をば起させ給ひたりけん。又後三條院の第三の皇子、資仁親王と申し、は、御心も剛に御才覺も勝れてましましければ、後三條の院御位の後は、此宮を位に即け参らつさせ給へと、御遺詔ありしかども、白河院いかは思し召されけん、遂に位には即け参らつさせ給はず。責めての事にや、資仁の親王の御子の宮に、源氏の姓を授け参らつさせ給ひけり。やがて三位に叙して、中將になし参らつさせ給ひけり。一世の源氏、無位より三位することは、嵯峨の皇帝の御子、陽成院の大納言定卿の外は是れ始とぞ承る。花園の左大臣、有仁公の御事なり。今度、高倉の宮の御謀叛に依つて、調伏の法承つて行はれける、高僧達に勸賞ども行はる。前の右大將宗盛卿の卿の子息、侍従清宗、十二にて三位して三位の侍従とぞ申しける。父の卿も此齡ては、僅か兵衛佐までこそ至られしか。忽に上達部に

「一人攝政必
衆二座宣旨故
稱一人こと職原
抄にあり。」

上り給ふ事、一人の人の公達の外は、是れ始とぞ承る。さる程に源の以仁、并に三位入道頼政父子、追討の賞とぞ聞書にはありける。源以仁とは、高倉の宮を申すなり。正しく太上天皇の皇子を射奉るだにあるに、剩凡人になし奉るこそうたれけれ。

十六 鳩

抑源三位入道頼政は、攝津の守頼光に五代、三河の守頼綱が孫、兵庫の頭仲正が子なりけり。去んぬる保元の合戦の時も、味方にて先をかけたなりしかども、させる賞にも預らず。又平治の逆亂にも、既に親類を捨て、参じたりけれども、勸賞是れ疎なりき。大内守護にて、年久しくありしかども、昇殿をば未だ許されず。年たけ齡傾いて後、述懐の和歌一首詠うでこそ、昇殿をばしたりけれ。

人知れぬ大内山の山守は木隠れてのみ月を見るかな

この歌に依つて昇殿を許され、正下の四位にて暫く候らはれけるが、猶三位を心にか

「拾ひて盛衰記に
拾うてとあり。」

のぼるべき便なき身は木の下にしいを拾ひて世を渡るかな

さてこそ三位になり。やがて出家して、源三位入道頼政として、今年は七十五にぞなら

「仁平盛衰記には
平治二年の事とす。」

「朝臣アツソンと
讀む。
「義家」前にギカと
よみ後にヨシイ
へと讀む語本な
ればむ。」

「兵庫頭頼政兵庫
頭に任ぜられた
るは久壽二年な
り。」

「母衣の風切諸島
にあり鷺羽を第
一とす。
「二重の狩衣」考證

れける。此人の一期の高名と思しきことは、去んぬる仁平の比はひ、近衛の院御在位の御時、主上よなく、魔えさせ給ふ事ありけり。有驗の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修せられけれども、その驗なし。御惱は丑の刻ばかりの事なりけるに、東三條の森の方より黒雲一叢立ち來つて、御殿の上に蔽へば主上必ず魔えさせ給ひけり。是によつて、公卿僉議ありけり。去んぬる寛治の頃ほひ、堀川の院御在位の御時、主上夜な〜、おびえたまされさせ給ふことありけり。其の時の將軍には義家の朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及んで、鳴絃する事三度の後、高聲に前の陸奥國の守源義家ぞやとの、しつたりければ、聞く人皆身の毛よだつて、御惱必ず息らせぬひけり。然れば先例に任せて、武士に仰せて警護あるべしとて、源平兩家の兵を選ばれけるに、此頼政をぞ選み出されたりける。頼政其時は未だ兵庫頭に候はれけるが、申されけるは、昔より朝家に武士を置かれぬる事は、逆反の者を退け、違勅の事を亡さんがためなり。斯る目にも見えぬ變化の物仕れと、仰せ下さる、事未だ承ら及ばすと云ひながら、勅宣なれば召に應じて参内す。頼政頼み切つたる郎等、遠江の國の住人、猪早太に母衣の風切はいだりける矢負はせて、唯一人を具したりける。我身は二重の狩衣に、山鳥の尾を以てはいだりける録矢二ツ、滋藤の弓に取り添へて、

「山鳥の尾」射法書に録矢の羽は四つ立てなり小羽は鷹の羽なり小羽は山鳥の引尾を付るなりとあり
 「左少辨」雅頼は保元元年左少辨に任ぜらる仁平の比は辨官にあら

南殿の大床に伺候す。頼政矢二つ手挟みけることは、源中納言雅頼、其時は未だ左少辨にておはしけるが、變化の物仕らうする仁は、頼政を候ふらんと選み申されたる間、一の矢にて變化の者射損する程ならば、二の矢にて、雅頼の辨のしや頸の骨を射んとなり。御惱の刻限に及んで、東三條の森の方より、黒雲一叢立ち來つて、御殿の上へ五丈計ぞ棚びいたる。頼政屹と見上げたれば、雲の中に怪しきもの、姿あり。射損する程ならば、世にあるべしとも覺えず、頼政矢取つて番ひ、南無八幡大菩薩と、心の中に祈念して、よつびいてひやうと放つ。手答してはたと當る。頼政射得たりやをうと、矢叫をこそしてんげれ。猪早太つうとより、落つる所を取つておさへ、柄も拳も透れ〜と續けざまに九刀を刺したりける。其時上下手ん手に火を燈して、是を御覽じ見給へば頭は猿、胴は狸、尾は蛇、手足は虎の如くにて、鳴く聲鶴に似たりけり。怖しなども思なり。禁中ざやめき合ひ、主上御感のあまりに、頼政に獅子王と云ふ御劍を下さる。宇治の左大臣殿、賜り、次いて頼政に賜ふとて、御前の階を半らばかり過させ給ふ折節、頃は卯月十日あまりのことなれば、雲井に郭公、二聲三聲音づれて通りければ、左大臣殿、

時鳥名をも雲井にあぐるかな

と仰せられかけたりければ、頼政右の膝をつき、左の袖をひろげて月を少しそば目にかけつゝ、

弓張月のいるにまかせて

と仕つて、御劍をたまはつて罷り出づ。弓矢を執て天下に名を上るのみならず、歌道にさへ達者かなとぞ、時の人々感じあはれける。さて彼の變化のものをば、うつほ船に送り込て流されけるとぞ聞えし。又應保の比はひ、二條の院御在位の御時、鶴といふ化鳥屢ば禁中に鳴きて宸襟を惱し奉る。今度も先例に任せて、此の頼政をぞ召されける。頃は五月二十日あまり、まだ宵のことなれば、鶴只一聲音づれて、二聲とも鳴かざりけり。目さすとも知らぬ闇なれば、姿形も見えずして、矢つばを何處とも定め難し。頼政先づ謀に一の矢に大鏑取つて番ひ、鶴の聲したりける内裏の上へぞ、射上げたる。鶴、鏑の音に驚いて、虚空にしばしぞひらめいたる。二の矢に小鏑取つて番ひ、ひいふつと射切つて、鶴と鏑と並べて前へぞ落いたる。禁中ざやめき合ひ主上御感の餘に、頼政に御衣をかげさせおはします。今度は大炊の御門の右大臣公能公のたまはり次いで、頼政に御衣を被けさせ給ふとて、昔の養由は、雲の外なる雁を射、今の頼政は、雨の中の鶴を射たりとぞ感せられける。

「弓張月」八日九日の月は上弦と云ひ二十二夜三夜ひの月を下弦と云ふされど三日月をよみたるもあなり「弓張りし月」みるよひは程もなしている山の端は作し、かりけり

「養由」楚の將なり善射去楊葉一百步射之百發百中云々

五月關名を顯せる今宵かな

と仰せられかけたりければ、頼政、

たそがれ時もすぎぬとおもふに

と仕つて、御衣を肩にかけて罷り出づ。重ねての勸賞には伊豆の國賜はり、子息仲綱受領になし、我身三位して丹波の五箇の庄、若狭の東宮川を知行しておはしけるとぞ承はる。さておはしぬべき人の、よしなき謀叛起して、宮をも失ひ奉り、我身も子孫も、亡びぬることうたてけれ。

「謀反起して」の「オコ」を「ノコ」に轉す。

十七 三井寺炎上

日來は山門の大衆こそ、發向のみだりがはしき訴仕る所に、今度はいかゞ思ひけん、穩便を存じて音もせず。然るを南都三井寺同心して、或は宮受け取り奉り、或は御迎に參る條、是れ以て奇怪なり。然れば奈良をも、責めらるべき由聞えしが、先づ三井寺を攻めらるべしとて、同じき二十八日、大將軍には左兵衛の督知盛、薩摩の守忠度、都合其勢一萬餘騎、圍城寺へ發向す。寺にも大衆一千人、甲の緒をしめ、垣楯かき、逆茂木引いて待ちかけたり。卯の刻より矢合せして、一日戦ひ暮し、夜に入り

「諸大五妙五妙は清淨法界、大圓鏡智平等性智、妙觀察智、成所作智是なり。」
「龍神三熱の苦阿體に三熱の苦ありといふこと阿含經十八闍浮提州品にあり。」
「觀史多天上都卒の内院菩薩のまします所なり此天に摩尼珠といふ玉あり法苑珠林二十八に智度論を引きたり。」
「傳法灌頂元亨釋書圓珍傳云仁和十年以近州三井圍城寺爲法灌頂道場賜法像經籍。」
「三密云々心、口、意の教法。」
「一夏」四月八日より七月八日まで。

ければ、防ぐところの大衆以下の法師原、三百餘人討たれぬ。夜軍になつて、官軍寺中に攻め入つて火を放つ。焼くる所、本覺院、成喜院、花園院、眞如院、普賢堂、大寶院、清瀧院、教待和尚の本坊、並に本尊等、八間四面の大講堂、鐘樓、經藏、灌頂堂、護法善神の社壇、新熊野の御寶殿、すべて堂舎、塔廟、六百三十七宇、大津の在家一千八百五十三宇、智證の渡し給へる一切經七千餘卷、佛像二千餘體、忽に煙となるこそ悲しれ。諸天五妙の樂も、この時永く盡き、龍神三熱の苦も、愈盛なるらんとぞ見えし。それ三井寺は、近江の義大領が私の寺たりしを、天武天皇に寄せ奉つて、御願となす。本佛もかの御門の御本尊、然るを生身の彌勒と聞えさせ給ふ、教待和尚百六十年行うて、大師に附屬し給へり。觀史多天上摩尼寶殿より天くだり、遙に龍華下生の曉を、待たせ給ふところ聞つるに、こは如何にしつる事どもぞや。大師この所を、傳法灌頂の靈跡として、井花水の三つを結び給へる故にこそ、三井寺とは名づけけれ。かゝるめでたき聖跡なれども、今は何ならず。顯密須臾に亡んで、伽藍更に跡もなし。三密教法もなければ、鈴の聲も聞えず。一夏の花もなければ、闍伽の音もせざりけり。宿老碩德の名師は、行學に怠り、受法相承の弟子は、また經教に別れんだり。寺の長吏圓慶法親王は、天王寺の別當をも止めらる。其外僧綱十三人闍官

「三井寺」今昔物語
にいはれあり一
井水にて三代の
天皇の産湯水に
汲れたればなり
「王法」京都本に
「平家」とあり。

卷 四

二二〇

せられて皆檢非違使に預けらる。悪僧には筒井の淨妙明秀を始として、三十餘人流されけり。かゝる天下の亂れ、國土の騒ぎ、徒事とも覺えず、王法の末になりぬる、先表やらんとぞ人申しける。

平家物語卷四終

卷 五

一 都 遷

「都遷」は平家正節にては五句物の一なり。
承四年六月三日の刻治
或秘記云天晴卯
相福原別業
法皇上帝御行渡
御城外之行官往
延喜以後都無
此儀誠可無
希代之勝事歟
敢無知由緒
之人疑之可被
政南都之面
又餘黨不
爲彼云是
云及之
恐事歟或
臨幸如何事
云留三法陽之
有留三法陽之
留三法陽之

治承四年六月三日の日、都うつりあるべしとて京中六波羅園きあへり。此日來都うつり有るべしとは聞えしかども、忽に今明の程とは思はざりしかとて、上下皆騒ぎあへり。剩へ三日の日と定められしが、今日引き上げて、二日の日になりぬ。二日の日の卯の刻に、行幸の御輿をよせたりければ、主上は今年三歳、未だ幼う渡らせ給へば、何心もなうぞ召されける。主上幼う渡らせ給ふ時の御同輿には母后こそ參らせ給ふに、是はその義なし、御乳母帥の典侍殿ぞ、一つ御輿には參られける。中宮、一院、上皇も御幸なる。關白殿をはじめ奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、我もくと供奉せらる。平家には太政の入道殿を始め參らせて、一門の人々皆參られけり。明くる三日の日、福原へ入らせおはします。入道相國の弟、池の中納言頼盛の卿の宿所皇居になる。同じき四日の日、頼盛家の賞として正二位し給ふ。九條殿の御子、右大將良通の卿、加階超えられさせ給ひけり。攝籙の臣の御子息、凡人の次男に超えられさせ給ふ事、是れ始とぞ承る。入道相國やうく思ひ直つて、法皇をば鳥羽殿を出し奉つ

中有可象刑
之者云々凡異
儀初紙巻就縱
綱素貴賤以仰
天爲事只天
靈謀滅朝家可
悲運幸之儀
云々(考證)

「三間の板屋」考證
曰或秘曰以
平宰相教盛家
爲注皇宮居
則此一節恐爲
虛談一平

「御母」カンバアと
讀む館山本に
とあり

「轉じて」京都本に
「點じて」とあり

て、都へ還御なし奉られたりしが、高倉の宮の御謀反によつて、入道大きに憤り、又
福原へ御幸なし奉り、四面に端板して、口一つあけたる内に、三間の板屋を造つて押
し込め奉らる。守護の武士には、原田の太夫種直ばかりぞ候ひける。容易う人の参り
通ふべきやうもなかりしかば、童どもは皆牢の御所とぞ申しける。聞くも忌々しう、
あさましかりし事どもなり。されば法皇は世の政を知し召さばやとは、露思し召し
よらず、唯山々寺々修行して、御心のまゝに懺めばやとぞ仰せける。平家の悪行に於
いては、悉く極まりぬ。去る安元よりこのかた、多くの大臣公卿、或は流れ或は失ひ、
關白流し奉つて、我が婿を關白になし、剩、一院第二の皇子、高倉の宮討ち奉つて、
今残る所の都遷りなれば、かやうにし給ふにやとぞ、人申しける。都遷りは是れ先蹤
なきにしもあらず。神武天皇と申すは、地神五代の帝、彦波瀲武鸕草葺不合命の第
四の皇子、御母は玉依姫海神の女なり。神の代十二代の跡を受け、人代百王の帝祖た
り。辛酉の年、日向の國宮崎の郡にして、皇王の寶祚をつぎ、五十九年といつし已
の末の年、十月に東征して豊葦原中洲に留り、此頃大和の國と名づけたる、畝傍山
を轉じて帝都をたて、橿原の地を伐り拂つて宮室を造り給へり。是を橿原の宮と申し
けり。それよりこのかた代々の帝王、都を他國他所へ遷さる、事、三十度に餘り、四

「成務天皇元年景
行天皇五十八年
春二月辛丑朔辛
亥幸近江國
居志賀三歲是
謂高穴穗宮
成務は景行の誤
なるべし。

「女帝」の帝タイと
よむ。

「宇美の宮」京都本
には産の宮とあり。

「難波」ナンバとよ
む。

十度に及べり。神武天皇より景行天皇まで十二代は、大和の國郡々に都を建て、他國
へは遂に遷されず。然るを成務天皇元年に、近江の國にうつつて志賀の郡に都をたて、
仲哀天皇二年に長門の國に遷つて、豊浦の郡に都を建つ。其の國の彼の都にて、帝崩
れさせ給ひしかば、后神功皇后、御世を受け取らせ給ひ、女帝として、鬼界、高麗、
契丹まで攻め從へさせ給ひけり。異國の軍を鎮めさせ給ひて、歸朝の後、筑前の國三
笠の郡にして皇子御誕生、やがて其所をば宇美の宮とぞ申しける。掛卷もかたじけな
く、今の八幡の御事なり。位に即かせ給ひては、應神天皇とぞ申しける。其後神功皇
后は、大和の國に遷つて、磐余稚櫻の宮におはします。應神天皇は、同じき國輕島明
の宮に住ませたまふ。仁徳天皇元年に、津國難波に遷つて、高津の宮におはします。
履中天皇二年に、大和の國に遷つて、十市の郡に都を建つ。反正天皇元年に、河内の
國に遷つて、柴籬の宮に住ませ給ふ。允恭天皇四十二年に、又大和の國に遷つて、飛
鳥の明日香の宮におはします。雄略天皇二十一年に、同じき國泊瀬朝倉に宮居し給ふ。
繼體天皇五年に、山城の國綴喜に遷つて十二年、其後乙訓に宮居し給ふ。宣化天皇元
年に、又大和の國に遷つて、檜隈の入野の宮にすませ給ふ。孝德天皇大化元年に、攝
津の國長柄に遷つて、豊崎宮におはします。齊明天皇二年に、又大和の國に遷つて、

文武「モンム」と讀む。

「小黒」謙足公の御孫房前御子の鳥養の男母は正二位延暦十二年七月一日薨年六十一從一位を贈らる。

「古佐美」從三位版廣の男正三位大納言延暦十四年四月薨年六十六贈從二位。

「四神相應」左青龍とは東に川の流白虎は西に大道朱雀は南廣田島支武は北に高山あるを云ふ。「春秋」シユンシツと讀む。

岡本の宮に住ませ給ふ。天智天皇六年に近江の國に遷つて、大津の宮におはしまし。天武天皇元年に、猶大和國に歸つて、岡本の南の宮にすませ給ふ、これを淨見原のみかどと申しき。持統文武二代の聖朝は、藤原の宮におはします。元明天皇より光仁天皇まで七代は、奈良の都にすませ給ふ。然るを桓武天皇、延暦三年十月三日の日、奈良の京春日の里を出で、山城の國長岡に遷つて、十年といつし正月に、大納言藤原の小黒麻呂、參議左大辨紀古佐美、大僧都玄慶等をつかはして、當國の葛野の郡宇多の村を見せらるゝに、兩人ともに奏していはく、此地の體を見候ふに、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の地なり。尤帝都を定むるに足れりと申す。よつて、愛宕の郡におはします賀茂の大明神へ此の由を告げ申させ給ひて、延暦十三年十月二十日、長岡の京より此の京へ遷されて、帝王は三十二代、星霜は三百八十餘歳の春秋を送り迎ふ。されば春秋、代々の帝、都を國々所々へ遷されしかども、斯の如きの勝地はなしと、桓武天皇ことに執し思し召して、長久なるべきやうとて、諸道の材人等に仰せて、土にて八尺の人形を作り、鐵の鐵兜を着せ、同じう鐵の弓矢を持たせて、末代といふとも、此京を他國へ遷すものあらば、守護神とならんと誓ひつゝ、東山の峰に、西向に立て、ぞ埋まれける。されば天下に事出で來んとは、彼の塚必ず鳴動す。將軍が塚として今にあり。

二 新都

「就中」以下疾出るの歌にて平家止たり。京都本同之。

「皇帝」クラウテイとよむ。「平城」ヘイセイとよむ。

「五畿七道」用明天皇時に定めらるる續日本紀にあり。

就中、此京は、平安城と名づけて、たひらやすき都と書けり尤平家の崇むべき都ぞかし。桓武天皇と申すは平家の囊祖にておはします。先祖の君のさしも執し思し召しつる都を、入道相國の、させる故なうして、他國他所へ遷されける事こそあさましけれ、一年嵯峨の皇帝の御時、平城の先帝、尙侍の勤めに依つて、既に此京を他國へ遷さんとせさせ給ひたりしかども、大臣公卿、諸國の人民盡く背き申し、かば、遷されずして止みにき。一天の君萬乘の主さへ、還し得給はぬ都を、入道相國、人臣の身として、他國他所へ還されける事こそあさましけれ、舊都はあはれ愛でたかりし都ぞかし。王城守護の鎮守は、四方に光を和らげ、靈驗殊勝の寺々は、上下に薨を並べたり。百姓萬民煩ひなく、五畿七道もたよりあり。されども今は辻々を掘り切つて、車なんどの容易う行き通ふこともなく、邂逅に行く人は、小車に乗り、道を歴てこそ通られけれ、軒を争ひし人の住居、日を経つ、荒れゆき、家々は加茂川、桂河にこぼち入れ、筏に組み浮べ、資財雜具船につみ、福原へとて運び下す。たゞなりに花の都、田舎に

なるこそ悲しけれ。何者のしわざにやありけん、ふるき都の内裏の柱に、二首の歌をぞ書きつけゝる。

百年を四かへりまでに過ぎ來にし愛宕の里の荒れや果なん
咲き出づる花の都を振り捨て、風ふく原の末ぞ危き(以上同)

「通親」トウシンとよむ。

「印南野」後撰集戀の歌「女花我野のいなといふめや」。

「昆陽野」金葉集冬藤原仲實歌「なふじばら風いさえてこや」池水氷しにけり。

「十二」シウツと「二」を「三」に轉じ上のシをすむ。

裏をば立てざるべき、かつく先づ里内裏造らるべしと、五條の大納言國綱の卿の、

「國綱」左馬頭盛國の男なり。

「大嘗會」七月以前に天子即位まはに行はるる大禮なり。

「内裏」茨支那の發祥の時茅茨不剪とて茅にて屋を覆ひ其の茅を揃へずと六韜にあり。

「煙のぞしき」仁德帝の故事。

「楚華華」文選三張平子東京賦にあり靈王の建てし所。

「探條」宋は柱條はけいた、サイテンと讀む。淮南子云堯之有天下也茅茨不剝、探條而不斷大略不盡云々。

「驪山宮」漢武帝の宮、飛山宮の誤なるべし。通鑑綱目に唐太宗九

臨時に周防の國を賜つて、造進せらるべき由、入道相國計ひ申されたりけるとや、抑此國綱の卿と申すは、雙なき大福長者にておはしければ、内裏つくり出されんこと、左右に及ばねども、いかに國の費、民の煩なかるべき。誠にさし當りたる天下の大嘗會なんどの行はるべきを指し置いて、かゝる世の亂れに、遷都、造内裏少しも相應せず。古のかしこき御代には、即ち内裏に茨を葺き、軒をだにも整へず。煙のぞしきを見給ふ時には、限ある貢物をも免されけり。是れ即ち民を恵み、國を助け給ふによつてなり。楚、章華の臺を立て、黎民散げ、秦、阿房の殿を起しては天下亂るといへり。茅茨剪らず、探條斷らず、舟車飾らず、衣服文なかりける世もありけんものを、されば唐の太宗の驪山宮を作つて、民の費をや憚らせ給ひけん、遂に臨幸なくして、瓦に松生ひ、牆に葛茂つて、止みにけるには相違かなとぞ、人申しける。

三月 見

六月九日の日、新都の事始、八月十一日の日上棟、十一月十三日遷幸と定めらる。舊き都は荒れゆけば、今の都は繁昌す。あさましかりつる夏も暮れて、秋にも既になりにけり。秋もやうく半になり行けば、福原の新都にまします人々、名所の月を見

成宮に幸して馬周諫め飛山宮を作つて御諫むとあり。
 「月見」八坂流は月見の曲のみ残れり。
 「六月九日」百練抄には六月九日は秘地初なり。秘地等には十五日に至つて秘地の儀なほ一決せずとあり。十一月十三日遷幸云々百練抄十一日に作る。
 「源氏の大将」須磨に左遷同浦にてのめりゆめゆりしきことしほやしくあまやいひ思はれん。明石の浦とすれば、思はれぬとすやつれぬと思ひありしと浦さびしさを。
 「淡路の浦」西行山家冬部。淡路の浦は千鳥の聲しげし。瀬戸の夜風さえまさる。
 「繪島」西行山家集冬部。千鳥なく

んとて、或は源氏の大将の昔の跡を忍びつ、須磨より明石の浦傳ひ、淡路押し渡り、繪島が磯の月を見る。或は白浦、吹上、和歌の浦、住吉、難波、高砂、尾上の月の曙を、眺めて歸る人もあり。舊都に残る人々は、伏見、廣澤の月を見る。なにかにも徳大寺の左大将實定の卿は、舊き都の月を戀ひつ、八月十日あまりに、福原よりぞ上り給ふ。何事も皆變りはて、稀に残る家は、門前草深くして庭上露茂し。露が柚、淺芽が原、鳥のふしどと荒れはて、蟲の聲々恨みつ、黃菊紫蘭の野邊とぞなりにける。今故郷の名残としては、近衛河原の大宮ばかりぞまし／＼ける。大将此の御所へ参り、先づ隨身を以て、惣門を叩かせらるれば、内より女房の聲にて、誰ぞや、蓬生の露打ちはらふ人もなき所にと、答むれば、是は福原より、大将殿の御のぼり候ふと申す。さ侍は、惣門は錠のさゝれて候ふに、東の小門より入らせ給へと申しければ、大将さらばとて、東の小門よりぞ参られける。大宮は御つれ／＼のあまりに、昔をや思し召し出でさせまし／＼けん。南面の御格子上げさせ、御座邊はける折節、大将つゝと参られたり。大宮如何にや如何に、夢かや現か、是へ／＼とぞ召されける。源氏の宇治の巻には、優婆塞の宮の御女、秋の名残を惜みつ、琵琶を調べて夜もすがら、心をすまし給ひしに、有明の月の出でけるを、猶たへすや思しけん、撥にて招き給ひけんも、今こそ思し召し知られければ、待宵の小侍従と申す女房も、此の御所にぞ候はれける。そも此女房を待宵と召されけることは、或時御前より、宵、歸るあした、何れかあはれはまされると仰せければ、かの女房、待つ宵の更け行く鐘の聲聞けば、歸る朝の鶏はものかはと申したりける故にこそ、待宵とは召されければ、大将此女房を呼び出して、昔、の物語ともし給ひて後、小夜もやう／＼更け行けば、舊き都の荒れゆくを、今様こそうたはれけれ、

繪島の浦に住む月を波うつしな。見る今夜かな。
 「白良」紀州の名所、山家集雜濱よする白良の濱の鳥貝ひろひやすくぞおもほゆるかな。
 「吹上」紀伊の名所、菅原右大臣「秋風の吹上にてある白葉は花かあらぬ」涙のよするか。山家集雜部。天くだる名部を吹上の利ならば雲晴れのきて光あらはせ。
 「住吉」山家集秋部。波にゆりよせ吉の松がねあふ波の音を梢に白浪。
 「難波」山家集秋部の春は夢なれやあしの枯葉に風そよぐなり。
 「高砂」山家集夏部。高砂の尾上な

歸る朝の鶏はものかは
 待つ宵の更け行く鐘の聲聞けば
 浅茅が原を荒れにける
 秋風のみぞ身には泌む
 月つきの光ひかりは隈くまなくて
 三返さんへんうたひすまされたりければ、大宮を初め奉つて、御所中の女房たち、皆袖をぞぬらされける。さる程に夜もやう／＼明け行けば、大将暇申しつ、福原へこそ歸られければ、供に候ふ藏人を召して、侍従が何と思ふやらん、あまりに名残惜しげに見えつるに、汝歸つて兔も角も言うて來よとて、藏人走り歸り畏つて、是は大将殿の申せと候ふとて、

ものかはと君が言ひけん鳥の音の

今朝しもなどか悲しかるらん

女房とりあへず、

待たばこそ更けゆく鐘もつらからめ

歸る朝の鳥の音を憂き

藏人走り歸つて、此由を申したりければ、さてこそ汝をば遣したれとて、大將大きに感せられけり。それよりしてこそ、ものかはの藏人とは召されけれ。

四物化

平家都を福原へ遷されて後は、夢見も悪しう、常は心騒ぎのみして、變化の者ども多かりけり。或夜入道相國の臥し給へる所に、一間に憚る程の者の面の來つて、覗き奉る。入道も去る怖しき人にて、些とも騒がず、はたと睨まへておはしければ、ただ消えに消え失せぬ。岡の御所と申すは、新しう造られたれば、然るべき大木などもなかりけるが、或夜俄に大木の倒るゝ音して、人ならば二三百人が聲して、虚空にどつと笑ふ音しけり。いかさまにも、是は天狗の所爲といふ沙汰にて、晝五十人、夜百人の番士を揃へ、墓目の番と名づけて、墓目を射させられるに、天狗のある方へ向

「伏見」後成卿歌
「都」出で、伏見
をこゆる明方は
まづうちわたり
横川のほし、山
城の名所。
「廣澤」大和にあ
り。

「大宮」河原は近衛
通の東の河原大
宮は、衛院の后
右大臣公能公の
女。

「宇治の巻」源氏總
角の巻をいふ此
の巻は宇治十帖
の巻の中なれば
おしなべてよく
云へるなり。

「待宵の歌」新古今
戀の部三に出で
たり。小侍従は
大僧都法印光清
の女紀氏父も歌
人なり。

「物のはの藏人」今
に徳大寺家にあ
り新拾遺雜前に
出でたり。

「暴目」辟魔の法に
用ふる者實戦に
は使用せず。
「帳産」寢殿の儀。

「額の少白」爾雅に
「額」といふ是な
り。
「天智天皇」日本紀

いて射たると思しき時は、音もせず。又無き方へ向いて射たりと覺えし時は、虚空にどつと笑ふ音しけり。又ある朝、入道相國帳臺より出でて、妻戸を押し開き、坪の内を見給ふに、死人の鬨聲ども、幾等といふ數も知らず。満ち／＼と、上なるは下になり、下なるは上になり、中なるは端へ轉び出で、端なるは中へ轉び入り、かやにからめき合へりければ、入道相國、人やある／＼と召されけれども、折節人も參らず、かくして多くの鬨聲どもが一つに固り合ひ、坪の内に憚る程になつて、十四五丈もあるらんと覺ゆる、山の如くになりけり。彼一つの大頭に、生きたる人の眼のやうなる大の眼が千萬出で來て、入道相國をはたと睨まへ奉つて、暫しはまた、きもせず。入道も些とも騒がず、ちようと睨まへておはしければ、朝霜の日に當つて消ゆるやうに、跡かたもなくなりにけり。又入道相國のさしも秘藏して、朝夕撫で飼はれる馬の尾に、鼠一夜の中に巢をくひ、子をぞ産んだりける。是れ徒事にあらず。御卜あるべしとて、陰陽師を召して占はせらるゝに、重き御愼みと占ひ申す。但し此馬は相模の國の住人、大塲の三郎景親が、東八箇國一の馬とて、入道大相國へ參らせたりけるとかや、栗毛なる馬の額の少し白かりければ、望月とぞ申しける。陰陽の頭安位泰親が賜つてんげり。昔天智天皇の御宇、寮の御馬の尾に、鼠一夜の中に巢をくひ、子を産ん

天智天皇元年夏四月風塵於馬尾釋道顯古曰北國之人將附而屬日本乎云々

「節刀軍防令云凡大將出征皆授節刀」
「節刀」は持節將軍とも云ふ
此の青侍のゆめに代を推測するを得べし

だりけるには、異國の凶賊蜂起したりとぞ、日本紀には見えたりける。又雅頼の卿の許に召し仕はれける。青侍が見たりける夢も恐しかりけり。譬へば、大内の神祇官と思しき所に、束帯正しき上臈の數多まし〜て、議定の様なる事のありしに、末座なる上臈の平家の方人爲給ふと思しきを、其中よりして追つ立てらる。遙の座上に御氣高げなる御宿老のまし〜けるが、此程平家の預り奉つたる節刀をば召し返いて、伊豆の國の流人、前の右兵衛佐頼朝に賜ふすとぞ仰せければ、其側に猶御宿老のまし〜けるが、其後は吾が孫にも賜へかすとぞ仰せける。青侍の夢の中に、或老翁に次第にこれを問ひ奉るに、末座なる上臈の、平家の方人し給ふと思しきは、嚴島の大元神、節刀を頼朝に賜ふと仰らるゝは、八幡大菩薩、其の後は我が孫にも賜へかすと仰せらるゝは、春日の大男神、かう申す老翁は、武内の明神と答へ給ふ、といふ夢を見て覺めて後、これを人に語る程に、入道相國洩れ聞き給ひて、雅頼の卿の許へ使者をたて、それに夢見の青侍の聞え候なる賜つて、委しう尋ね候は〜やと宜ひ、遣されたりければ、彼の夢見たりける青侍、悪しかりなんとや思ひけん、やがて逐電してんげり。其後雅頼の卿、入道相國の第へ行き向つて、全くさる事候はずと陳じ申されたりければ、此上は力及ばずとて其後は沙汰もなかりけるが、それに何よりも又不思議

「中にも以下京都本はに大場早馬の成頼高野に道世といふ西行成頼を訪ひたること撰集抄に見ゆ」

「三朋六通六通とは天目耳他心宿命神境通を云ふ三朋とは宿命明とて宿命に明なる智慧を洞察する未來を盡明とて現世の苦を知り盡する智慧を斷」

議なりける事には、清盛未だ安藝の守たりし時、嚴島の大男神より、現に賜られたりける銀の蛭巻したる小長刀、常の枕を離たす立てられたりしが、或夜俄に失せにけるこそ不思議なれ。平家日頃は朝家の御かためにて、天下を守護せしかども、今は勅命にも背きぬれば、節刀をも召しかへさるゝにや、心細くぞなれける。中にも、高野におはしける宰相入道成頼、此の由を傳へ聞き給ひて、すは平家の代は、漸々末になりぬるは、嚴島の大男神の平家の方人し給ふも、そのいはれあり。但し此の嚴島の大男神は、沙羯羅龍王の第三の姫宮にてましますば、女神とこそ承れ。八幡大菩薩の節刀、頼朝に賜ふと仰せらるゝも理なり。春日の大男神の其後は、我が孫にも賜へかすと仰せらるゝこそ心得ね、それも平家亡び、源氏の世盡きなん後、大織冠の御末、執柄家の君たち達の、天下の將軍持ち給ふべきかなんと申し合はれける。折ふし或僧の來つたりけるが申しけるは、それ和尚垂跡の方便區々にましますば、或る時は女神ともなり、また或る時は俗體とも現じ給へり。まことに此の嚴島の大男神は、三朋六通の靈神にてましますば、俗體と現じ給はんことも、難かるべきにあらずやとぞ申しける。浮世を厭ひ、まことの道に入り給へば、後世菩提の外は、又他事あるまじき事なれども、善政を聞いては感じ、愁を聞いては歎く、是皆人間のならひなり。

五 大場早馬

さる程に、九月二日の日、相模の國の住人、大場の三郎景親、早馬を以て都へ申けるは、去る八月十七日、伊豆の國の流人、前の右兵衛の佐頼朝、北條の四郎時政を遣はして、伊豆の國の目代和泉の判官兼隆を、山木が館にて夜討にうち候ひぬ。其後土肥、土屋、岡崎を先として、三百餘騎、石橋山に楯籠つて候ふ所を、景親味方に志を存する者ども、一千餘騎を引率して、石橋山に押しよせて散々に攻め候へば、右兵衛の佐頼朝僅七八騎に打ちなされ、土肥の杉山へ逃げこもり候ひぬ。畠山五百餘騎で、味方を仕る。三浦の大介が子ども、三百餘騎で、源氏の味方をして、由井小坪の浦で攻め戦ふ。畠山軍に負けて、武藏國へ引き退く。其後畠山が一族、河越、稻毛、小山田、江戸、葛西、これを始めて惣じて七黨の兵ども盡く起り合ひ、都合其勢二千餘人、三浦衣笠の城に押し寄せて、一日一夜攻め候へば、大介討たれ候ひぬ。子どもは皆九里濱の浦より船に乗つて、安房上總へ渡り候へぬとこそ人申しけれ。

六 朝敵揃

「七堂武藏の七黨とて金子、村山、山口、篠、兒玉、横山、野與等なり。」
「朝敵揃し揃物五つの中の一。」

平家の人々は、かやうの事にも都うつりの事もはや興覺めぬ。若き公卿殿上人は、あはれ疾くして、事の出で來よかし、我先に討手に向はうなどいふぞはかなき。畠山の庄司重能、小山田の別黨有重、宇都の宮の左衛門朝綱、是等は一番役にて、折節在京したりけるが、畠山申しけるは、親しうなつて候へば、北條は知り候はず。自餘の源氏等は如何んか頼朝の方人は仕らんとはよも申し候はじ、今見よ唯今に聞し召し直さんするものと申しければ、實にもと申す人もあり、いや／＼只今御大事に及び候ひなんと、さ、やく人もありけるとかや。入道相國の瞋られるさま斜ならず。そもかの頼朝は、去ぬる平治元年十二月、父義朝が謀反によつて、其時既に誅せらるべかつしを、故池の禪尼の強に歎き給ふ間、流罪には宥めたんなり。然るを其の恩を忘れて、當家に向つて弓を彎き、矢を放つにこそあんなれ。其儀ならば、神明も三寶も、いかでか赦し給ふべき。今見よ唯今天の責蒙らんする頼朝かなとぞ宣ひける。抑々我が朝に朝敵の始りける事は、昔、倭磐余彦命の御宇四年、紀州名草の郡高雄の村に、一つの蜘蛛あり。身短く手足長くして、力人に勝れたり。人民多く損害せしかば、官軍發向して、宣旨を読みかけ、葛の網を結んで、遂にこれを掩ひ殺す。それよりこのかた野心を挾んで、朝威を亡さんとする輩、大石の山丸、大山の皇子、山田

「力」チイカラと引く。
「人民」ニンミンと讀む。
「大石の山丸」日本

の石川、守屋の大臣、蘇我の入鹿、大友の眞鳥、文屋の宮田、橋逸勢、氷上の川繼、伊豫の親王、太宰の少貳藤原廣嗣、惠美の押勝、早良の太子、井上の皇后、藤原の仲成、平の將門、藤原の純友、安倍の貞任、宗任、前の對馬の守源義親、惡左府、惡左衛門の督に至るまで、其例既に二十餘人。されども一人として、素懷を遂ぐる者なし。皆骸を山野に晒し、頭を獄門にかけらる。此世こそ王位も無下に輕けれ。昔は宣旨を向つて讀みければ、飛ぶ鳥も落ち草木も動ぐばかりなり。近頃のことぞかし、或時延喜の帝、神泉苑へ行幸なつて、池の汀に鶯の居たりけるを、六位を召して、あの鶯捕つて參れと仰せければ、いかでか取らるべきとは思へども、繪言なれば歩み向ふ。鶯は羽づくろひして立たんとす。宣旨ぞと仰すれば、平んで飛び去らず。即ちこれを取つて參らせたりければ、汝が宣旨に従うて、參りたるこそ神妙なれ。聽て五位になせとて、鶯を五位にぞなされける。今日より後、鶯の中の王たるべしといふ、御札を親ら遊ばいて、首につけてぞ放たせ給ふ。全く是は鶯の御料にあらず。只王威の程を知し召さんがためなり。

七 咸陽宮

「紀雄略天皇十三年播磨國人文石小慶と云ふ者誅せらる是を誅れるの系圖になれし。」
 「大山の皇子」惠神天皇第二「天皇晏駕の後不利。」
 「山田の石川朝敵」にあらす孝徳天皇の朝右大臣藤原家つて自殺せり。
 「守屋の大臣朝敵」にあらす事用明天皇紀に見ゆ。
 「入鹿」事齊明紀に見ゆ。
 「眞鳥」仁賢天皇の大臣仁鏡の志あり大伴金村に誅せらる。
 「宮田」以下仲成まで續日本紀に見ゆ。惠勝以外は朝敵にあらす。
 「逸勢」承和九年春謀反事續日本後紀に見ゆ。
 「川路」延暦元年謀反伊豆三三に流見ゆ。
 「押勝」續日本紀廢

異國に又先蹤をとぶらふに、燕の太子丹、秦の始皇帝に捕はれて、戒を蒙る事十二年、或時燕丹始皇に向つて、我故郷に老母あり、暇を賜つて、彼を見んと云ひければ、始皇帝あざ笑つて、汝に暇を賜はん事、馬に角生ひ、鳥の頭の白くならんを待つべきなり、とぞ宣ひける。燕丹天に仰ぎ地に伏して、仰ぎ願くは馬に角生ひ、鳥の頭白くなし給へ、今一度本國へ歸つて、母を見んとぞ祈りける。彼の妙音菩薩は、靈山淨土に詣して、不孝の輩を戒め、孔子、顔回は、支那震旦に出で、忠孝の道を始め給ふ。冥顯の三寶、孝行の志を憐み給ひ、馬に角生ひて宮中に來り、鳥の頭白くなつて庭前の木に棲めりけり。始皇帝、鳥頭馬角の變に驚き、繪言返らざることを深く信じて、太子丹を宥めつ、本國へこそ歸されけれ。始皇帝猶悔し給ひて、燕の國と秦の國の境に楚國といふ國あり。大きな河流れたり。彼の河に渡せる橋をば、楚國の橋といへり。始皇帝先に官軍を遣して、燕丹が渡らん時、踏まば中にて、落つるやうにしたためて、渡されたりければ、なじかはよかるべき、川中にて陥りぬ。されども些とも水には溺れず、平地を行くが如くにて、向ひの岸にぞ着きにける。こは如何にと思ひ、後を顧みたりければ、龜どもが幾らといふ數を知らず。水の上に浮び來て、甲を一面に雙へてぞあゆませたりける。是も孝行の志を、冥顯の憐み給ふによつて

「帝天平寶字八年に謀反道鏡を龍を誅んでなり。」
 「早良の皇子」桓武の同母弟延暦四年藤原種繼を殺して淡路に流さる。
 「井上の皇后」光仁帝の后所生皇子の儲位を失せるを怨んで厭禪し左道を以て罪せらる。
 「伊豫親王」平城天皇大同二年不軌を謀り川原寺にて毒を仰いで死す日本紀略に詳なり。
 「廣瀨」宇合の子續日本紀を見よ。
 「惡左衛門督」信賴も事。
 「馬に角」繁花篇に云ふ馬角生久。曰馬角生久。燕太子丹爲貴。於秦求歸。秦王曰待鳥頭白馬。生角當放女。歸太子仰天。勤哭。鳥頭白馬角生。秦王大驚。乃遣歸。

「妙音菩薩」法華經
 涌出品にあり
 卷の役の菩薩
 之。仍琵琶法師尊
 之。
 「繪言」易の繪言如
 汗と云ふより出
 つ易の漢の卦に
 あり。
 「荆軻」史記列傳二
 十六にあり。
 「田光」史記二十六
 刺客傳にあり田
 光云臣聞鱗鱗盛
 壯時之時一日而
 馳千里至其老
 驥馬先之。
 「麒麟」千里の馬
 馬は最下の馬と
 字書にあり。
 「樊於期」秦將得罪
 之燕。

なり。太子丹猶恨を含んで、始皇帝には從ひ奉らず。秦皇帝官軍を遣はして、燕丹を亡さんとせらる。燕丹畏れをのいて荆軻といふ兵を語らつて、大臣になす。荆軻又田光先生といふ兵をかたらふに、彼の先生申しけるは、君は此の身が若う盛なつしこと、知し召して、かくは頼み仰せらるゝか、麒麟は千里を飛べども、老いぬれば驚馬にも劣れり。此の身は年老いて、如何にも叶ひ候ふまじ。詮する所、よき兵を語らつてこそ參らせめ、とて出でければ、荆軻袂をひかへて、あなかしこ、汝此事披露すなといひければ、人間の耻に人に疑はれぬるに過ぎたる事こそなけれとて、荆軻が門前なる杏の木に頭を突き當て、打ち砕いてぞ死にける。又樊於期といふ兵あり。是はもと秦の國の者なりしが、始皇のために、親、叔父、兄弟を亡されて、燕の國に逃げ籠りぬ。始皇帝四海に宣旨を成し下し、燕の指圖、並に樊於期が首を以て參りたらんする者には、五百斤の金を與へんと披露せらる。荆軻、樊於期が許に行いて、我聞く、汝が首五百斤の金に報せられたり。汝が首我に借せ、取つて始皇帝に奉り。喜んで觀覽を歴られん時、劍を抜いて胸を刺さんは易かりなん、といひければ、樊於期踊り上り、大息ついて申しけるは、我れ始皇のために親、叔父、兄弟を、亡されて、晝夜これを思ふに、骨髓に徹つて忍び難し。誠に始皇帝討ち奉るべくば、我が首汝

「水火」五相生五相
 尅此水火は敵
 より尅す仍て不
 齊と云へり。
 「白虹貫日」句府に
 云はく荆軻發し
 て後太子丹見
 白虹貫日不見
 日事不成云々
 「受取らう」と正節
 にはかくあれど
 京都本には「受
 取らんと」とあ

「殿」テンと讀む。

に與へんこと塵芥よりも猶易しとて、自ら首を刎ねてぞ死にける。又秦舞陽といへる兵あり。是ももと秦の國の者なりしが、十三の年敵を討つて、燕の國へ逃げ籠りぬ。かれが笑んで向ふ時は、嬰子も抱かれ、又怒つて向ふ時は、大の男も絶入す。荆軻彼れを語らつて、秦の都の案内者に具して行くに、或片山里に宿したりける夜、其邊近き里に管絃をしける調子を以て、我が本意のことを占ふに、敵の方は水なり、我が方は火なり、去程に天も明けぬ。白虹日を貫いて通らず、我が本意遂げんことありがたし、とぞ占うたる。されども歸るべきにあらずして、秦の都城陽宮に至りぬ。先づ使を以て先に奏聞したりければ、臣下を以て受取らうとし給ふ、全く人傳には渡し奉るべからず、直に奉らうと奏する間、さらばとて俄に節會の儀を整へて、燕の使を召されけり。咸陽宮は、都の廻一萬八千三百八十里にもれり。内裏をば、地より三里高くつきあげて、其上にぞ立てられたる。長生殿あり、不老門あり、黄金を以て日を造り、白銀を以て月を造れり。眞珠いさご、瑠璃の砂子黄金の砂子を敷き満てり。四方には鐵の築地を高さ四十丈につかせ、殿の上には同じう鐵の網をぞ張りたりける、是は冥途の使を入れじとなり。秋は田面の雁、春は越路へかへるも、飛行自在の障ありとて、築地には雁門と名づけて、鐵の門をあけてぞ通されける。又阿房殿とて、始皇

の常は行幸あつて、政道行はせ給ふ殿あり。高さは三十六丈なり。東西へ九町、南北へ五町、大床の下には五丈の旗矛を立てたれども、猶及ばぬ程なり。上には瑠璃の瓦を葺き、下には金銀を以て磨き立てたり。荆軻は燕の指圖をもち、秦舞陽は樊於期が首を以て、玉の階を昇り上りけるが、餘に内裏のおびたゞしきを見て、秦舞陽わなわなとぞふるひける、臣下是を怪んで、舞陽謀反の心あり刑人をば君の傍に置かず、君子は刑人に近づかず、近づけば則ち死を輕する故なりといへば、荆軻立歸つて、秦舞陽全く謀反の心なし、唯田舎の賤しきにのみ習つて、皇居見ざるが故に、心今迷惑すといひければ、臣下皆静まりぬ。其時寄つて王に近づき奉り、燕の指圖、並に樊於期が首を御見參に入る所に、指圖の入つたりける櫃の底に、氷のやうなる劍のありけるを、始皇帝見付け給ひて、はや逃げんとし給へば、荆軻御袖をむづとひかへて、劍を胸に差し當てたり。今はかうとぞ見えし。數萬の軍旅は庭上に袖を列ぬといへども、救はんとするに力なし。唯此の君逆臣に犯されさせ給はんことをのみ、歎き悲みあへりけり。始皇帝われに暫時の暇を得させよ、後の琴の音を今一度聞かんと宣ひ、暫しは犯し奉らず。始皇帝は三千人の后をもち給へり、中にも花陽夫人とて、雙なまの琴の上手おはしき。彼の後の琴の音を聞けば、猛き武士の心も和き、飛ぶ鳥も落ち、

「燕の指圖」圖を指して証明するを指圖といふ此處は燕の地圖なり

「花陽夫人」アニンと云む史記列傳二十六に見ゆ

「七尺の屏風」前なる漢ふり後なる大和ふりによみたりと見ゆ

草木もゆるぐばかりなり。況や今を限りの暇間に供へんと、彈き給ふにや、荆軻も首をうなだれ、耳をそばだて、殆ど謀臣の思もはやたゆみにけり。其の時后始めて更に一曲を奏す。七尺の屏風は高くとも、跳らばなどか越えざらん。一條の羅縠は強くとも、引かばなどか絶えざらん、とぞ彈き給ふ。荆軻はこれを聞き知らず。始皇帝は聞き知つて、御袖を引つ切り、七尺の屏風を跳り越えて、銅の柱の陰へ逃げ隠れさせ給ひけり。其時荆軻怒つて、王に劍を投げ掛け奉る。折節御前に番の醫師の候ひけるが、劍に藥の袋を投げ合せたり。劍、藥の袋を懸けられながら、口六尺の銅の柱を半までこそ切つたりけれ。荆軻劍を二つ持たねば、續いても投げず、王立ち返つて御劍を召しよせて、荆軻を八裂にこそし給ひけれ。秦舞陽も討たれぬ。始皇帝先づ官軍を遣して燕丹をも亡さる。蒼天許し給はねば、白虹日を貫いて徹らず、秦の始皇は遁れて、燕丹遂に亡びにけり。されば今の頼朝も、さこそはあらんすらめと色代する人もありけるとかや。

八 文 覺 荒 行

「平家正節」にては

「なかんづく彼の頼朝は、去る平治元年十二月、父義朝が謀反によつて、其時既に誅

就中彼頼朝以下
けるに依つてな
り迄の間之物と
す。京都本も亦
おなじし。
「春秋」シンシヤと
清む。
「文覚傳」元亨釋書
にあり。遠藤持
道が男俗名盛遠
十八の時誤つて
袈裟の首を斬り
出家し諸國修行
して後高雄にあ
り西行と會見し
て其の風度人格
に服しき。元亨
釋書藤原氏とな
す藤原にして遠
江の受領たりし
もの。又渡邊黨
ならば源氏なる
べし。
「年來」京都校年月
とあり。
「上西門院」シヤウ
セイモンキンと
上の字清む。

「慈救の咒」めぐみ
すくふまじな
ひ。不動尊の陀
羅尼。

「八人の童子」大日
にては四佛四菩
薩と稱し不動に
ては八大童子と
云ふ同體異名な
り。法華經に難
陀、跋難陀、沙
伽羅、利修吉、
多摩、摩那、優
鉢羅をあぐ。
「天童二人」金伽
羅、勢多伽羅は念

せらるべかりしを、故池の禪尼の強に歎き給ふ間、生年十四歳と申し、永曆元年三月に、北條蛭が小島へ流されて、二十餘年の春秋を送り迎ふ。されば年來もあればこそありけり、今年いかなる心にてぞ、謀反をば起されけるぞといふに、ひとへに高尾の聖文覺坊の、勸め申されけるに依つてなり。抑、此の文覺上人と申すは、渡邊の遠藤左近の將監茂遠が子に、遠藤武者盛遠とて、上西門院の衆なり。しかるを十九の年、俄に道心起し、鬢切り、修行に出でんとしけるが、修行といふはいか程の大事やらん、ためいて見んとて、六月の日の草もゆるがす照つたるに、ある片山里の藪の中へはいり、裸になり、仰のけに伏す。蟲ぞ、蚊ぞ、蜂ぞ、蟻などいふ毒蟲共が、身にひしと取りついて、刺し喰ひなんどしけれども、ちつとも身をも働らかさず。七日までは起きも上らず。斯て八日といふに起き上つて、修行といふは是程の大事やらんと、人に問へば、それ程ならんには、いかでか人の命も生くべきといふ間、さては安平ござんなれとて、やがて修行にこそ出でたんなれ。熊野へ參り、那智籠りせんとしけるが、先づ行の試に開ゆる瀧にしばらく打たれて見んとて、瀧本へこそあゆみ向はれけれ。頃は十二月十日餘のことなれば、雪ふり積り、氷柱凍て、谷の小河も音もせず、峰の嵐吹き氷り、瀧の白糸垂氷となつて、皆白妙におしなべて、四方の梢も見えわか

す。然るに文覺、瀧壺におりひたり。首際つかつて、慈救の咒を見てけるが、二三日こそありけれ、四五日にもなりしかば、文覺堪へずして浮き上りぬ。數千丈漲り落つる瀧なれば、なじかはたまるべき。颯とおし落され、刀の刃の如くに、さしも嚴きし岩かどの中を、浮きぬ沈みぬ五六町こそ流れけれ。時に美しき童子一人來つて、文覺が手を取つて引き上げ給ふ。人奇特の思ひをなして、火を焼きあぶりなんどしければ、定業ならぬ命ではあり、文覺程なく息出でぬ。大の眼を見瞞らかし、しんばし睨へて、我此の瀧に三七日打たれて、慈救の三洛叉を滿てうと思ふ大願なるが、今日は纒五日にこそなれ、未だ七日だにも過ぎざるに、何者かこれまでは取つて來れるぞといひければ、聞く人皆身の毛もよだつて、物いはず、又瀧壺に下り浸つてぞ打たれる。第二日と申すに、又八人の童子來つて、文覺が左右の手を取つて、引き上げんとし給へば、散々に掴み合せて上らず。第三日と申すに、文覺終にはかなくなりけり。瀧壺を汚さじと思はれけん、瀧の上より艸角ゆうたる天童二人おり下らせ給ひて、世に暖に香しき御手を以て、文覺が頂上より、手足の爪先手裏に至るまで、撫で下させ給へば、文覺夢の心地して息出でぬ。助け起され少し人心地ついて、是はされば如何なる人にてましますば、我が行をかくは憐み給ふぞといひければ、二童子答へて曰く、

怒の面として寛
多伽は善を司り
慈悲を起す
都率天都率の内
院とて菩薩衆の
ある所

我れはこれ大聖不動明王の御使に、金伽羅、勢多伽といふ二童子なり。文覺無上の願を起し、勇猛の行を企つ、行いて力を附けよと、明王の勅に依つて來れるなり、とぞ宣ひける。文覺聲を怒らかいて、さて明王は何處にましますぞと問ひ奉れば、都率天にと答へて、雲井遙かに上り給ひぬ。文覺さては我が行をば、大聖不動明王までも知ろし召されたるにこそと、彌尊く覺え掌を合せて、猶瀧壺に歸り立つてぞ打たれる。其後は誠にめでたき瑞相ども多かりければ、吹き來る風も身にします、落ちくける水も湯の如し。かくて三七日の大願、遂に遂げしかば、那智に千日籠りけり。大峰三度、葛城二度、高野、粉川、金峰山、白山、立山、富士の嶽、伊豆、箱根、信濃の戸隠、出羽の羽黒、惣じて日本國殘る所なう行ひまはり、さすが猶故郷や戀しかりけん、都へ歸り上つたりければ、凡そ飛鳥をも祈り落す程の、やいばの驗者とぞ聞えし。

九 勸進帳

清慶父は平の慶
母は贈從三位正
有卿の女高正
山神護寺の檀越

其の後文覺は、高雄といふ山の奥に、行ひすましてぞ居たりける。彼高雄に神護寺といふ山寺あり。是は昔稱徳天皇の御時、和氣の清慶が建てたりし伽藍なり。久しく修造なかりしかば、春は霞に立ちこめて、秋は霧に交り、扉は風に倒れて、落葉の下に朽ち、薨は雨露に冒されて、佛壇更にあらはなり。住持の僧もなければ、稀にさし入るものとは、只月日の光ばかりなり。文覺いかにもして、此寺を修造せんと思ふ大願起し、勸進帳を捧げて、十方檀那をすゝめありきけるが、或時、院の御所、法住寺殿へぞ参じたる。御奉加あるべきよしを奏聞す。御遊の折節ではあり、聞し召しもいれざりければ、文覺は御前の事なき様をば知らずして、たゞ人が申し入れぬぞと心得て、本より此の文覺は不敵第一の荒聖にてはあり、是非なく御坪の内へ破り入り、大音聲を上げて、大慈大悲の君にてまします。是程の事などか聞し召しれざるべきとて、勸進帳を引きひろげて、高らかにこそ讀うたりけれ。沙彌文覺敬つて白す、殊には貴賤道俗の助成を蒙り、高雄山の靈地に一院を建立し、二世安樂の大利を勤行せんと乞ふ。勸進の狀、夫れ惟れば、眞如廣大なり、成佛の假名を斷つといへども、法性隨安の雲厚く覆つて、十二因縁の峰にたなびきしより以來、本有心蓮の月の光幽にして、未だ三毒四曼の大虚に顯れず。悲しきかな、佛日はやく没して、生死流轉の衢冥々たり。唯色に耽り酒に耽り、誰か狂象跳猿の惑を謝せん、徒に人を誘ひ法を誘す、是豈閻羅獄卒の責を免れんや。爰に文覺偶々俗塵を打ち拂つて、法衣を飾るといへども、惡業猶心に逞しうして、日夜に作り、善苗又耳に逆つて朝暮に廢る。痛ま

仍護王善神を崇
めて山の鎮守と
爲す

十二因縁 舊譯の
稱なり新譯にて
は十二縁起支と
云ふに縁となり
て後々の法を起
すを以て此の稱
あり無明、行、
識、名色、六處、
觸、受、愛、取、
有、生、老死是な
り一と二とは

過去の因、三
去に至るは過
り七に生じた
る現在果、八
は現在の業、
十は現在の業、
此の煩悩と業
にて未來の生
老死とを感ず
小乘にては之
果と云ひ大乘
にては二重に
見、七十五法
名を見よ。

「三毒」貪欲、瞋恚、
愚癡是なり。

「四慢」身、煩惱、
業、苦を云ふ。涅
槃經には七慢に
作り成論の八慢
を加へて八慢と
す。

「三途火坑」火途、
刀途、血途にて
地獄、餓鬼、畜生の
三惡趣。

「四生」胎生、卵生、
濕生、化生とて
有情の出生の四
別なり。

「上品」九品の最
上品。

「妙覺王」摩訶
菩薩薩の淨土妙
覺は彌陀の極

しきかな、再び三途の火坑に歸つて、永く四生の苦輪を廻らんことを。このゆるるに牟
尼の憲章千萬軸、軸々に佛種の因をあかし、隨緣至誠の法、一つとして菩提の彼岸
に至らずといふ事なし。故に文覺無常の觀門に涙を流し、上下の眞俗を勸めて、上品
蓮臺に縁を結び、等妙覺王の靈場を建てんとなり。それ高雄は山堆うして、鷲峰山
の梢を表し、谷、静にして商山洞の苔を敷けり。岩泉咽んで布を引き、嶺猿叫んで枝
に遊ぶ。人里遠くして鷲塵なし、址跡事なうして信心のみあり。地形勝れたり。尤佛
天を崇むべし。奉加少こしきなり、誰か助成せざらん。夙に聞く、聚沙爲佛塔、功德
忽に佛因を感ず。況や一紙半錢の寶財に於てをや。願くは建立成就して、金闕鳳曆、
御願圓滿、乃至都鄙遠近里民、緇素、堯舜無爲の化をうたひ、椿葉再會の笑を披かん。
殊には又聖靈幽儀、前後大小、速に一佛眞門の臺に至り、必ず三身萬徳の月を玩ばん。
依つて勸進修行の趣、蓋以てかくの如し。治承三年三月の日、文覺とこそ讀み上げ
たれ。

十文覺被流

御前には、妙音院の太政の大匠殿、御琵琶あそばし、朗詠めでたうせさせおはしま

樂、王とは彌陀
佛のこと。

「南山洞」四皓の隱
居せし山、四皓
とは東園公、角
里先生、綺里季、
夏柱公なり。

「椿葉」莊子齊物論
の大椿八千歳の
心を以て再會の
稀なるをいふ。

「治承三年」百練抄
に承安三年四月
二十九日高尾上
人文覺賜二檢非
違使依狂氣
也。五月十六日
被流伊豆國
とあり。

「妙音院」師長公惡
た府の次男。

「資賢」三ツ卷にあ
り。

「資時」昨年山田孝
雄氏南榮文書の
語本奥書を誤讀
し杜撰も此の
資時を以て平曲
の作者と云へ
り。平曲の一節
をさへ語り得ざ
るものか平曲の
作者を論断する
となれば所論正
确なれば所論正
确たるを免れず

す、按察の大納言資賢の卿、拍子とつて風俗催馬樂うたはる。子息右馬の頭資時、四
位の侍從盛定和琴掻きならし、今様とり々々諺はれけり。玉の簾錦の帳の中までさ
めき渡つて、誠に面白かりければ、法皇も附歌せさせおはします。それに文覺が大音
聲ぞ出来て、調子も違ひ、拍子も皆亂れにける。何者ぞ狼籍なり、そ首突けと仰せ下さ
る、程こそありけれ。院中のはやり男の兵ども、我先に〜と走り出ける中には、資
行判官といふ者眞つ先に進んで、何者ぞ狼籍なり御遊の折節であるに、疾う〜罷り
出でよといひければ、文覺、高雄の神護寺へ、庄を一所寄せられざらん限りは、全く
出づまじとて、動かす。寄つてそ首を突かうとすれば、勸進帳を取り直し、資行判官
が烏帽子をはたと撲つてうち落とし、拳を強く握り、胸板をばくと突いて、後へ仰に突
き倒す。資行判官は烏帽子打ち落されながら、おめ〜と大床の上へぞ逃げ昇りける。
其後文覺は懷より、馬の尾で柄巻いたりける刀の、氷のやうなるを抜き持つて、寄り
來ん者を突かうとこそ待ちかけたれ。左の手には勸進帳、右の手には刀を持つて、馳
せ廻る間、左右の手にて刀を持つたるやうには見えし、院中の騒動斜ならず。公卿も
殿上人も、こはいかにと騒がれて、御遊も皆荒れにけり。爰に信濃の國の住人、安藤
武者右宗、其時の當職にてある間、何事ぞとて、太刀を抜いて打つて出でたり。文覺

國語調査會の調査し
費を以て調査し
撰なる考證を杜
にせるは近來の公
失態なり。なほ
解題を見よ。
「勤王」正節及京
都本働すに作
る誤なるべし。

「三界は皆火宅」法
華經譬喩品に出
づ三界無安猶
火宅。三界とは
欲界、色界、無
欲界、大長者あり
火起り家宅焚燒
す諸兒難を知ら
ず火中に嬉遊し
て出でず父叱す
は父方便を以て
是れ諸兒を救ひ
出す佛三昧を火
宅に喩へ諸兒を
衆生を諸兒に喩
ふ。

「牛頭馬頭」也獄に
て罪人を呵責す
るもの。
「一萬武者所第一
の古參」
「放免」喧嘩使廳
者の雜役を勤むる

悦んで飛んでかゝる。安藤武者右宗、截つては悪しかりなんとや思ひけん、太刀の反
を取り直し、文覺が刀持つたる右の腕をしたゝかに打つ。打たれてひるむ所を、えた
りやを、と、太刀を捨て、ぞ組んだりける。文覺下に伏しながら、安藤武者が右の腕
を突く。突かれながらぞ縮めたりける。互に劣らぬ大力、上になり下になり、轉びあ
ひける所を、上下手んでに、かしこ顔に、文覺が働く所のちやうを考してんげり。其
後門外へ引き出して、廳の下部にたぶ。賜つてひつはる。ひつはられて立ながら、御
所の方を睨まへ、大音聲を上げて、奉加をこそし給はざらめ。是程まで文覺に辛い目
を見せ給ひたれば、唯今に思ひ知らせ奉らん。王宮といふとも、いかでか其難をば通
るべき。三界は皆火宅なり。縦ひ令十善の帝位に誇つたらうとも、黄泉の旅に趣かせ給
ひなん後、いかでか牛頭馬頭の責をば免れ給ふべきかと、跳り上りくぞ申しける。
其法師奇怪なり、禁獄せよとて禁獄せらる。資行判官は、烏帽子打ち落されたる恥が
ましさに、暫しは出仕もせず、安藤武者右宗は、文覺組んだる勸賞に一筋を経ずして、
當座に右馬の允にぞなされける。其頃美福門院隠れさせ給ひて、大赦ありしかば、文
覺程なく赦されけり。さらば何國にても行ふべかりしを、又勸進帳を捧げて、十方檀
那を勧めありきけるが、たゞもなくして、この世の中は亂れて、君も臣もたんだ今に

亡び失せなんするものとぞ申しありきける。其法師、奇怪なり遠流せよとて遠流せ
らる。源三位入道頼政の嫡子伊豆守仲綱、其時の當職にてある間、その沙汰として、
伊豆の國へぞ流される。伊勢の國阿濃の津より船にて下さるべしとて、伊勢の國へ
率て罷るに、放免兩三人をぞつけられける。是等が申しけるは、廳の下部のならひ、
かやうの事に附いてこそ、おのづからの依怙も候へ。いかに聖の御房は、知人をば持
ち給はぬか。遠路の間で候へば、土産糧料如きものも大切に候ふ、乞ひ給へとぞ
いひける、文覺はさやうに用事いふべき得意はなし。さりながらも、東山の邊にこそ
得意はあれ、いで文を遣らうといひければ、けしかる紙を尋ねて得させたり。文覺か
やうの紙に物書くやうなしとて、投げかへす。さらばとて、厚紙を尋ねて得させられ
ば、文覺笑つて、法師は物を得かぬぞ、おのれ等書けて書かするやう、文覺こそ、
高雄の神護寺創立供養のために、勸進帳を捧げて、十方檀那を勤めありきけるが、か
かる君の代にしも逢うて、奉加をこそし給はざらめ。剩、遠流せよとて、遠流せられ
て、伊豆の國へまかり候。遠路の間で候へば、土産糧料如きものも大切に候、此使
に給へといふ。いふまゝに書いて、さて誰殿へと書き候ふべきやらんと申しければ、
清水の觀音房へと書けといふ。それは一向廳の下部を欺くにこそあれといひければ、

「十念」觀無量壽經に如「此惡人臨命終時善友告曰若不能念佛者應稱無量壽佛如是至心令聲不絕具足十念稱南無阿彌陀佛稱佛名數八十億劫生死之罪云々とあり。一聲を一念と云ふ。最後は十念と十遍の念佛のこと。

「船底」フナソコとソソの字清む。

文覺は、觀音をこそ深く頼み奉つたれ。さらでは、用事いふべき得意は持たずとぞいひける。さる程に伊勢の國阿濃の津より船にて下る程に、遠江の國天龍の灘にて、俄に大風吹き、大浪立つて、既に此船を打かへさんとす。水主機取ども、或は觀音の名號を稱へ、或は最後の十念に及ぶ。されども文覺は些とも騒がず、船底に高軒かいてぞ臥したりける。既にかうと見えし時、文覺起き上り、舷に立ち出で、沖の方を睨まへ、大音聲を上げて、龍王やあるくとぞ呼うたりける。是程まで大願起したる聖が、乗つたる船を、いかで過たうどはするぞ、唯今に天の責蒙ぶらんする龍神どもかなとぞいひける。その故にや、波風程なく静まつて、伊豆の國にぞ着きにける。文覺京を出でける日よりして、心の中に祈請する事ありけり。我れ都に歸つて、高雄の神護寺造立供養すべくば、道にて死すべからず。此願空しかるべくば、道にて死すべしとて、京より伊豆へ着きけるまで、折ふし順風なかりしかば、浦傳ひ島傳ひして、三十一日か間は、一向斷食にてぞありける。されども文覺は氣力少しもおとらず、船底にすましてぞ居たりける。誠にたゞ人とも覺えぬ事ども多かりけり。

十一 伊豆院宣

「天の與ふる云々」前漢書韓信傳にあり。副徹韓信に説きし語。

「給ひづ」正節に

其後文覺をば、當國の住人近藤四郎國高が沙汰として、奈古屋が奥にぞ住ませける。さる程に、兵衛の佐殿おはします。蛭が小島も程近し、文覺常はまるつて、御物語ども申して慰め奉る。或時、文覺申しけるは、平家には小松の大臣殿こそ、果報も目出たう御才覺も勝れてましましけるが。運命の末になるやらん、去年の八月薨せられぬ。今は源平の中に、御邊ほど天下の將軍持ち給ふべき人はなし。早々御謀反起させ給ひて、天下を静めさせ給へと申しければ、兵衛の佐殿、あざわらつて、我は故池の禪尼に助けられ奉つたれば、其後世弔ひ奉らんがために、毎日法華經一部轉讀し奉るより外、又他事なしと宣へば、文覺重ねて、天の與ふるを取らざれば、却つて其咎を受く、時到つて行はざれば却つて其殃を受くといふ本文あり。かやうに申さば、御邊の心をかなびかんとて、申すとや思し召され候らん。その儀にては候はず。先づ御邊に、志の深い様を見給へとて、懷より白い布にて包んだる襦袢を、一つ取り出す。兵衛の佐殿、あれはいかにと宣へば、是こそ御邊の父、故左馬の頭の殿の首よ。平治の後は、獄舎の前の苔の下に埋れて、後世弔ひ奉る人もなかりつるを、文覺存する旨あつて、獄守に乞ひ受け首に掛け、山々寺々修行して、此二十餘年が間弔ひ奉つたれば、今は定めて一劫も浮び給ひづらん。されば文覺は頭の殿の御爲には、さしも

「すらん」とあれど「づらん」の方正し。京都本に「らん」とあり。

奉公の者にてこそ候ひしか、と申しければ、兵衛の佐殿一定とは覚えねども、父の首と聞くなつかしさに、先づ涙をぞ流されける。やゝあつて、兵衛の佐殿涙を抑へて、抑々頼朝勅勘を免りずして、いかでか謀反をば起すべき、文覺それ安い程のこと、やがて上つて申し宥して奉らん。兵衛の佐殿、御坊も當時は勅勘の身にてありながら、人の事申さうと宣ふ。聖の御坊のあてがいやうこそ、大きにまことしからねと宣へば、文覺我身の咎を赦りうと申さばこそ僻事ならめ。人の事申さうに、何かは僻事なるべき。是より福原の新都へ上らうに、三日に過ぐまじ、院宣伺ふに、定めて一日の逗留ぞあらんすらん、都合七日八日には過ぐまじとて、つきいでぬ。聖、奈古屋に歸つて、弟子どもには人に忍うて、伊豆の御山に七日參籠の志ありとて出でにけり。夜を日に繼いで上る程に實にも三日といふには、福原の新都に上り着いて、右兵衛の督光能の卿の許に、聊縁のありければ、それに落着いて、伊豆の國の流人、前の右兵衛の佐頼朝こそ、勅勘を赦されて、院宣だに蒙り候はゞ、八箇國の家人共催し集めて、天下を静めんとこそ申し候なれと申しければ、光能の卿、我が身も當時は三官ともに停められて、心苦しき折ふしなり。法皇も押し籠められ渡らせ給へば、如何あらんすらん。さりながらも先づ窺うてこそ見めとて、此由竊に奏聞せられたりければ、法皇

「累年」京都本に「頃年」とあり。「夫」京都本に此の字なし。「輩」京都本に「者」とあり。

「てへれば」といへればの略言。「光能」京都本「わしの字なし」。

やがて院宣をぞ下されける。文覺喜んで頸に懸け、夜を日に繼いで下る程に又三日といふに、伊豆の國にぞ着きにける。兵衛の佐殿、聖の御坊のなまじひなる事申し出して、頼朝又いかなる憂き目にか逢はせられんすらんとの給ひける。八日といふ午の刻に、新しき烏帽子淨衣を着、手水うがひをして、三度戴き其後此院宣を開かれけり。累りの年より以降、平氏王化を蔑如して、政道に憚る事なし。恣に佛法を破滅し、王法を亂らんとす。夫れ我が國は神國なり、宗廟相並んで神德惟れ新なり、故に朝廷開基の後、數千餘歳が間、帝位を傾け、國家を危めんとする輩、皆以て敗北せずといふことなし。然れば則ち、且は神道の冥助に任せ、且は勅宣の旨趣を守つて、早く平氏の一類を亡して、朝家の怨敵を退けよ。譜代相傳の兵略を繼ぎ、累祖奉公の忠勤を抽んで、身を立て家を興すべしてへれば、院宣かくの如く、仍つて執達件の如し。治承四年七月十四日、右兵衛の督光能がうけたまはつて、謹上、前の右兵衛の佐殿へとぞ書かれたる。此院宣をば、錦の袋に入れて、石橋山の合戦の時も、兵衛の佐殿頸に懸られけるとぞ聞えし。

十二 東國下向

「維盛今年二月讓位によつて権亮を罷らる権亮は兼官にあらず。」
 「忠度」刑部卿忠盛の八男。
 「九月十八日」出兵の日物語と百練抄其他の日記と異なる。
 「きせなが」着春長と曰く大將の着る常の鎧。
 「鑄懸地」漆のりの上に金又銀粉をぬりたもの。

さる程に、福原には公卿會議あつて、今日も勢の附かぬ先に、急ぎ討手を下さるべしとて、大將軍には小松の権の亮少將維盛、副將軍には薩摩の守忠度、侍大將には上總の守忠清を先として、都合其勢三萬騎餘、九月十八日の辰の一點に都を立つて、明くる十九日には舊都に着き、頓て同じき二十日の日、東國へこそ赴かれけれ。大將軍小松の権の亮少將維盛は生年二十三、容儀帶佩、繪に書くとも筆も及び難し。重代のきせなが、唐革といふ鎧をば、唐櫃に入れて持せらる。道中は赤地の錦の直垂に、萌木威の鎧着て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乗り給へり。副將軍薩摩の守忠度は、紺地の錦の直垂に、黒糸威の鎧着て、黒き馬の太う逞しきに、鑄懸地の鞍置いて騎り給へり。馬鞍、鎧甲、弓矢、太刀かたなに至るまで、傍も照り輝く程に出で立たれたれば、珍しかりし見物なり。中にも薩摩の守忠度は、或宮腹の女房の許へ通はれけるが、或夜おはしたりけるに、彼の女房の局に、やんごとなき女房客人に來つて、小夜もやうく更け行くまで客人歸り給はず。忠度軒端に在んで、扇を荒くつかはれければ、彼の女房、野もせにすだく蟲の音よと、優に口ずさみ給へば、扇をやが

て遣ひ止みてぞ歸られける。其後おはしたりけるに、いつぞやは何とて、扇をば遣ひ止みしぞや、と問はれければ、あなかしましなど聞え候ひし間、さてこそ扇をばつかひ止みては候ひしかとぞ申されける。其の後彼の女房薩摩の守の許へ、小袖を一襲遣すとて、千里の名残のをしさに、一首の歌を書き添へてぞ贈られける。

東路の草葉をわけん袖よりもたぬ袂の露ぞこぼる、
 薩摩の守の返事に、

別路を何か歎かん越えて行く關も昔の跡とおもへば
 關も昔の跡とよめることは、先祖平將軍貞盛、俵藤太秀郷、將門追討のために、東へ下向したりしことを、思ひ出でよみたりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。昔は朝敵を平げんとて、外土へ向ふ將軍は、先づ參内して節刀を賜はる。宸儀南殿に出御して、近衛階下に陣を引き、内辨外辨の公卿參列して、中儀の節會を行はる。大將軍副將軍各々禮義を正しうして、是を賜はる。承平天慶の蹤跡も年久しうなつて、准へ難しとて、今度は讃岐の守平の正盛が、前の對馬の守源義親追討のために、出雲の國へ下向せし例とて、鈴ばかり賜つて、革の袋に入れて雑色が頸に懸けさせてぞ下られける。古く朝敵を亡さんとて、都を出づる將軍は、三つの存知あり。節刀を賜はる日、

「外土」カワイトとトの字清む。
 「内辨外辨」辨は警成の儀日月華門の中近衛の陣を内辨。承明門の外を外辨。延喜の太政官式に宴會上行事と云ふ。これ内辨の義。
 「中儀の節會」節會とは王臣會問の禮。延喜式に節

家を忘れ、家を出づるとして妻子を忘れ、戰場にして敵と戦ふ時身を忘る。されば今の平氏の大将軍維盛忠度も、定めてかやうの事共をば存知せられたりけん、哀なりし事もなり。各々九重の都を立つて、千里の東海へぞ赴かれける。平らかに歸り上らんとことも、誠に危き有様どもにて、或は野原の露に宿を借り、或は高峯の苔に旅寝をし、山を越え河を隔て、日數経れば、十月十六日には、駿河の國清見が關にぞ着かれける。都をば三萬餘騎にて出でられたれども、路次の兵召し具して、七萬餘騎をぞ聞きえし。先陣は富士川、蒲原に進み、後陣は未だ手越、宇津の谷に支へたり。

十三 富士川

大將軍小松權の亮少將維盛、侍大將上總守忠清を召して、維盛が存知には、足柄の山打ち越え、廣みに出で、勝負をせんと思ふは如何にとの給へば、上總守申しけるは、福原を御立ち候ひし時も、入道殿仰には、軍をば忠清に任せさせたまへところ仰せられ候ひしか。伊豆駿河の勢の參るべきに、いまだ一騎も見え候はず。味方の御勢七萬餘騎とは申せども、國々の借武者、馬も人も皆抜れはて候。東國は草も木も、皆源氏に附いて候へば、何十萬騎か候ふらん。只富士川を前にあて、味方の御

會に大小の三儀あり初位以上、儀を以て大儀、六儀を以て小儀、延喜の儀に大儀に小儀を以て大儀にあらざる。平正盛正盛因幡守として任じられ、あり近ければ追討せしめられたる。京より出發せる驛給とて國衛に警備より給し置、所なり故に正盛の故實は餘刀を賜はらざる例なるべし。語と中右記と異なり。三の存知尉藤子云將受命之日忘其家張軍宿野忘其親援抱而鼓忘其身。清見、關山家集、秋清見、海月清見、高根の煙、富土の浮雲、はかりけり。足柄山、續千載、

旅、大江廣房「行末、道もさなる見たり、足柄の山」
「木瀬川」一本、黃瀬川に作る
「浮島」原、新勅撰維四、後京攝政「足柄」の關路ありけり、くしのい、むら、すむ、浮島も原。

勢をまたせ給ふべうもや候ふらん、と申しければ、力及ばでこらへたり。さる程に、兵衛の佐頼朝、足柄の山打ち越えて、木瀬川にこそ着き給へ。甲斐信濃の源氏等、はせ來つて一つになる。駿河の國浮島が原にて勢揃あり、都合其勢、常陸源氏に佐竹の太郎が、雜色の文持つて京へ七清是を止め、持つたる文奪ひ取つて見ければ、取らせてんげり。さて源氏の勢はいかに文なり。苦しかるまじとければ、下郎は四五百千までこそ、物の數をば知つて候へ、それ少いやらうは知り候はず、凡八日九武者にて候ふ。昨日木瀬川にて人の候ひしか、と申しければ、上總守、口惜しかりけることはなし。今一族、などか參らで候ふべき。今に參る程ならば、伊豆駿河の勢、從ひ附くべかりしものをと、後悔すれども甲斐をなき。大將軍小松權の亮少將維盛、長井の齋藤別當實盛を召して、汝程の精兵は、坂東にはいか程あるぞと問ひ給へば、齋藤別當實盛は、さ候らはんには、君は實盛を大箭と思し召され候ふにこそ、僅十三束をこそ

「定正節に」とあり誤なるべし。

「大名」土豪にして名田を多く併せざる者。少きを小名と云ふ。名田とは私有田を開墾せる人の名を附けたる田を名田と云ふに同じ。名主といふに名目今にあり。

仕り候へ。實盛程射候。八箇國にはいくらも候ふ。申す定の者の、十五東に劣つて引くは候は。の強さもした、かなる者の、八四五人して張り候。是等だに射候へば、鑽の頭をばかけず射透し候。大名と申す定の者の、五百騎に劣つて持つは候はず。馬しては落つる道を知らず。悪所を馳すれど、馬を倒さず、軍は又親も討たれよ、子も討たれよ、死ぬれば、乗り越えく戦ふ候。西國の軍と申すは、すべて其儀候はず。親討たれば引き退き、佛事孝養し、子討たれぬれば、其愁歎とて寄せ候はず。兵糧米盡きぬれば、春は田作り、秋は刈收めて寄せ、夏は暑しと厭ひ、冬は寒しと嫌ひ候。坂東の軍と申すは、すべてその儀候はず。甲斐信濃の源氏等、案内は知つたり。富士の裙より、搦手へや廻り候はんすらん。かやうに申さば、大將軍の御心を隠せさせ參らせんとて、申すと思し召され候らん、其儀にては候はず。但し軍は勢の多少には依り候はず、謀にこそより候へと申しければ、是を聞く平家の方の侍共、皆震ひわななきあへりけり。同じき二十四日の卯の刻に、富士川にて源平の矢合とぞ定めける。やうく二十三日の夜に入つて、平家の方の兵ども、源氏の陣を見渡せば、伊豆駿河の人民百姓等が、軍に恐れて、或は野に入り、山に隠れ、或は船に乗つて、海河に泛びたるが、經營の火の見えけるを、實にも野も山も、

海も河も、皆武者にてありけり、如何せんとぞ呆れける。其夜の夜半ばかり、富士の沼にいくらもありける水鳥どもが、何にかは驚きたりけん。唯一度にはつと立ちける。羽音の、雷、大風なんどのやうに聞えければ、平家の方の兵共、昨日齋藤別當が申しつるやうに、甲斐信濃の源氏等、案内は知つたり。富士の裙より搦手へや廻りたるらん。取込められては叶ふべからず。爰をば落ちて、尾張川淵股を逃げやとて、取るも取りあへず、我れ先にくとぞ落ち行きける。餘に周章で騒いで、弓取る者は矢知らず、矢取る者は弓を知らず、あわてふためきけるが、人の馬には我乗り、我が人には人乗り、繋いだる馬に乗つて馳すれば、株を廻る事限りなし。近き宿々より、君遊女ども召し集めて、遊び戯れ酒宴しけるが、或は首蹴割られ、或は腰踏み折らて、をめき叫ぶ事夥し。明くる卯の刻に、源氏二十萬餘騎、富士川に押し寄せて、天も響き大地もゆるぐばかりに、関をぞ三箇度作りける。城の内には音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候ふと申す。或は平家の捨て置きたる大幕取つて歸る者もあり。或は敵の忘れたる鎧取つて來れる者もあり。城の内には、蠅だにも翔り候はずと申しければ、兵衛の佐殿急ぎ馬より飛んでおり、甲を脱ぎ、手水うがひをして、王城の方を伏し拜み、是は全く頼朝が私の計略にはあらず、しかしながら八幡大菩薩

「御計」オンバカフ
と半濁。

「海道宿々」以下を
館山本にては落
書として問之物
とす。京都本は物
然らず。音楽學
校本にては「五
節沙汰」の前と
して問之物とな
り、五節沙汰な
る前に分けたる
なり。

の御計ひなりとぞ申されける。懸て打つ取り所なればとて、駿河の國をば一條の次郎忠頼に預けらる。遠江國をば安田の三郎義定に下さる。猶も續いて攻むべかりしかども、後もさすが覺束なしとて、駿河の國より相摸の國へぞ歸り入らる。「海道宿々の遊君遊女ども、軍には見逃げをこそあさましき事にするに、平家の人々は、聞き逃し給へりとぞ笑ひ合へりける。さる程に、落書ども多かりけり。都の大將軍をば宗盛といひ、討手の大將をば權の亮といふ間、平家をひらやに詠みなして、

平家なるむねもりいかに騒ぐらん柱と頼むすけをおとして

富士川のせゝの岩越す波よりも早くも落つる伊勢平氏かな

又上總の守忠清が、富士川に鏡忘れたりけるをもよめり。

富士川に鏡忘れつ墨染の衣たゞきよ後の世のため

忠きよは鼠毛の馬にぞ乗りてける上總鞆かけてかひなし

十四 五節沙汰

同じき十一月八日の日、大將軍小松權の亮少將維盛、都へ歸り上り給ふ。入道相國大きに怒つて先づ維盛をば土佐のはたへ流すべし。忠清をば死罪に行へとぞ給ひけり。

「十六」京都本に
「十八」とあり。

「十一日」京都本に
「十日」とあり。

「忠文」ダダブと
よむ。

「漁舟云々」白樂天
の詩なり。

る。是に仍て、明る九日の日、福原には侍老少數百人參會して、忠清が死罪の事如何あるべからんと評定す。其中に主馬の判官盛國進み出でて、忠清は日來不覺人も覺え候はず。あれが十六の歳と覺え候。鳥羽殿の寶藏に、五畿内一の惡盜二人逃げ籠つて候ひしを、誰搦めうど申す者、一人も候はざりしに、此の忠清唯一人、白晝に築地を越え、はね入つて、一人をば討ち取り、一人をば搦め取つて、名を後代に揚げたりし者ぞかし。されば今度の事は、徒事とも覺え候はず。是につけても、能く兵亂の御愼候ふべしとぞ申しける。同じき十一日の日、除目行はれて、大將軍小松權の亮少將維盛、右近衛の中將にあら給ふ。今度討手の大將軍とは申しながら、させる仕出したる事も候はず。されば是は何の勸賞ぞやとぞ、人々さゝやきあはれける。先祖平將軍貞盛、俵藤太秀郷、將門追討のために、吾妻へ下向したりしかども、朝敵たやすう亡び難かりしかば、宇治の民部卿忠文、清原の重藤、軍監といふ職を給つて關の東へ趣きしに、駿河の國清見が關に宿したりける夜、彼の清原の重藤漫々たる海上を遠見して、漁舟の火の影は寒うして波を焼き、驛路の鈴の聲は夜山を過ぐといふ唐歌を、高らかに口ずさみ給へば、忠文優に覺えて、感涙をぞ催しける。さる程に二人の人々、將門をば、遂に討ち取つて、其の頭を持たせて上る程に、駿河の國清見が

「小野宮眞信公忠平の長子實賴を小野宮と稱す。九條殿とは所居も小野宮と稱す。小野惟喬親王の宅なればなり。」

「十三日、京都本「十一日」に作る。「重衡」入道の第五子なり。四男にあらず。」

「大嘗ぐう」京都本「太政官」に作る。

關にて行き逢うたり。それより前後の大將軍、打ち連れて上洛す。貞盛秀郷に勸賞ども行はる。忠文重藤にも勸賞行はるべきかと、公卿僉議ありしかば、九條殿申させ給ひけるは、先年坂東へ討手はまかり向うたりとは申せども、朝敵容易う亡び難かりし所に、此の人々勅定承つて、關の東へ赴く時、朝敵たやすう亡びたり。されば忠文重藤にも、勸賞行はるべき物と申させ給へば、小野の宮殿疑しきをばなすことなかれと、禮記の文に候へばとて、終になさせ給はず。忠文是を口惜しき事にして、小野の宮殿の御末をば、奴に見なさん、九條殿の御末には、守護神とならんと誓ひつ、終に干死にこそ死に、けれ。されば今の世に至るまで九條殿の御末は、めでたう榮えさせ給へども、小野の宮殿の御末には、然るべき公達だちもまします。今は絶え果て給ひけるにこそ。同じき十三日、除目行はれて入道相國の四男頭中將重衡、左近衛の權の中將にあり給ふ。去る程に、福原には内裏造り出されて、主上御遷幸あり。大嘗會行はるべかりしかども、大嘗會は十月の末、東河に行幸して御輿あり。大内の北の野に税廳所を作つて、神服、神具を調ふ。大極殿の前、龍尾道の壇下に廻立殿を建て、御湯を召す。同じき壇のならびに、大嘗ぐうを作つて、神膳を供ふ。宸宴あり。御遊あり。大極殿にて大禮あり。清署堂にて御神樂あり。豊樂院にて宴會あり。そも、此福原の新都には、大極殿もなければ、大禮行はるべきやうもなく、清署堂もなければ、御神樂奏すべき所もなし。豊樂院もなければ、宴會も行はれず。今年はた、新嘗會、五節ばかりであるべきよし、公卿僉議あつて、猶新嘗の祭をば、舊都の神祇官にてぞ遂げられける。五節はこれ清見原のそのかみ、吉野の宮にして、月白く、嵐烈しかりし夜、御心をすまして琴を弾き給ひしに、神女天降つて、五度袖をひるがへす。これぞ五節のはじめなる。

十五都還

されば今度の都遷りの事をば、君も臣も斜ならず御歎きありけり。然れば山、奈良をはじめとして、諸寺諸社にいたるまで、然るべからざる由訴へ申したりければ、さしも横紙を裂かれし太政の入道も、今度いかゞ思はれけん、同じき十二月二日の日、俄に都還りありけり。新都は北は山々に聳えて高く、南は海近うして下れり。浪の音常に響しう、汐風烈しき所なり。されど新院いつとなく、御惱のみ繁かりければ、是に依つて、急ぎ福原を立たせおはします。中宮一院上皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、我もくと供奉せらる。平家には太政の入道殿を始

「十二月二日百練抄云十一月二十三日俄自新都遷御。云々二十六日着御舊都。萬民有悦色。依東國通亂。忽有議入御。五條皇居。新院百練抄云七」

「五節は「は」の字讀ふ時「マ」と發音す。異例なり。」

月二十九日新院
御不豫已累月
天下政務一向不
可三聞食之由
被仰下云々

めまゐらせて、一門の人々皆参られけり。兩院は六波羅池殿へ御幸なる。行幸は五條の内裏とぞ聞えし。さしも心憂かりつる新都に、誰か片時も残るべき。我れ先にとぞ上られける。去ぬる六月より以來屋ども皆毀ち下し、かたの如く取り立てられしかども、今又物狂はしう、俄に都がへりありしかば、何の沙汰にも及はず、皆打ち捨て上られけり。各々宿所もなくして、八幡、賀茂、嵯峨、太秦、西山、東山のかたほとりについて、或は御堂の廻廊、或は社の寶殿に、立ち宿つてぞ然るべき人もましくける。抑々今度の都うつりの本意を、いかにといふに、舊都は、山、奈良近うして、いさ、かの事にも、日吉の神輿、春日の神木などいひて、猥りがはし。新都は川隔たり、江重つて、程もさすが遠ければ、さやうの事なんども容易かるまじとして、入道相國計ひ申されたりけるとかや。同じき二十三日、近江源氏の背きしを攻めんとて、大將軍には左兵衛の督知盛、薩摩の守忠度、都合其勢三萬餘騎、近江の國へ發向す。山本、柏木、錦織などいふ、あぶれ源氏ともうちしたがへて、それより美濃尾張へぞ越えられける。

「あぶれ」京都本
「あぶれ」清む

十六 奈良炎上

都には又高倉の宮入御の時、南都の大衆御迎にまゐる條、是以て奇怪なり。然れば奈良をも攻めらるべき由聞えしかば、大衆大きに蜂起す。攝政殿よりも存知の旨あらば、幾度も奏聞にこそ及ばめと仰せ下されけれども衆徒一切用ゐ奉らず、攝政殿よりも御使に、右近の別當忠成を下されたりければ、しや、乗物より取つて引き落し、髻切れと袴の間、忠成色を失つて急ぎ都へ逃げ上る。次に右衛門の督親雅を遣されたりければ、是もしや駕より取つて引落し髻切れと袴の間、取る物も取りあへず、急ぎ都へ上られけり。その時は、勸學院の雑色二人が髻切られてんげり。其後南都には大なる鞠打の玉を造つて、是こそ入道大相國の頭と號けて、討つて踏めなどぞ申しける。言葉の洩し易きは歿を招く媒なり、言葉の慎まざるは破を取る道なりといへり。由所もかたじけなく、此の入道相國は、當今の外祖にておはします。それをかやうに申しける南都の大衆、凡は天魔の所爲とぞ見えし。入道相國此由を傳へ聞給ひてかつかつ、先づ南都の狼籍を鎮めんとて、妹尾の太郎兼康を、大和の國の檢非所に補せらる、兼康五百餘騎にて南都へ馳せ向ふ。相構へて衆徒は狼籍を致すとも、汝等は致すべからず、物の具なせそ、弓矢な帯しそとて、向けられけるを、南都の大衆かゝる内意をば夢にも知らず兼康が餘勢六十餘人搦め捕つて、一々頭を切つて、猿澤の池の端

「鞠打」素蓬鳥尊
海へ通ひ給ひし
時巨且一宿を借
し奉らし依て正
且奉らし給ふ正
月を奉らし給ふ
打つ事且人死頭
を奉らし給ふ事
と云ふ此故事と
民將來といふ者
尊を宿し奉る故
小供の袖にちり
と抄に云へり

「猿澤池」萬葉一

「我妹子がれく
たれのみを猿澤
の池の玉藻と見
るぞかなしき」

にぞ懸け並べたりける。入道相國大きに怒つて、さらば南都をも攻めよやとて、大將軍には頭の中將重衡、中宮の亮通盛、都合其勢四萬餘騎南都へ發向す。南都にも老少嫌らはす七千餘人、兜の緒をしめ、奈良坂、般若寺、二箇所の道を掘り切つて、播磨かき、逆茂木引て待ちかけたり。去程に平家は四萬餘騎を二手に分けて、奈良坂、般若寺、二箇所の城郭に押し寄せて、関をどつとぞ作りける。大衆は歩立打物なり。官軍は馬にて駆け廻し責めければ、大衆數を盡いて討たれにけり。卯の刻より矢合して、一日戦ひくらし、夜に入りければ、奈良坂、般若寺、二箇所の城郭共に破れぬ。落ち行く衆徒の中に、坂の四郎永覺といふ悪僧あり。これは力の強さ、弓箭打物取つては、七大寺十五大寺にも勝れたり。萌黄匂の鉢巻に、黒糸威の鎧をば、重ねてぞ着たりける。帽子兜に五枚兜の緒をしめ、茅の葉の如くそつたる白柄の大長刀、黒漆の太刀、左右の手に持つまゝに、同宿十餘人引具して、手蓋の門より打つて出でたり。是ぞ暫く支へたる。多くの官兵等、馬の足難れて多く亡びにけり。されども官軍は大勢にて、入れ替へ入れ替へ攻めければ、永覺が頼む所の第子同宿皆討たれにけり。永覺心は猛う進めども、後疎になりしかば、力及ばず、只一人南をさいてぞ落ち行きける。夜軍になつて、大將軍頭の中將重衡、般若寺の門の前に打ち立つて、關

「焦熱云々」八大地
獄中の第六第七
の地獄。
「興福寺」堂三十八
宇塔三基あり皆
焼く。
「東福寺」三ヶ寺兩
院堂舎僧房數知
らす。
「盧遮那佛」光明遍
照佛。
「烏瑟」名義集云烏

さはくらし、火を出せと宣へば、播磨の國の住人福井の庄の下司、次郎太夫友方といふ者、楯を割り松明にして、在家に火をぞかけたりける。頃は十二月二十八日の夜の戌の刻ばかんの事なれば、折節風は烈しく、炎本は一つなりけれども、吹き迷ふ風に多くの伽藍に吹き懸けたり。耻をも知り、名をも惜む程の者は、奈良坂にて討死し、般若寺にして討たれにけり。行歩にかなへる程の者は、吉野十津川の方へぞ落ち行きける。歩みも得ぬ老僧や、尋常なる修學者、兒ども女童部は若しや助かると、大佛殿の二階の上、山階寺の内、我れ先にとぞ逃げ入りける。大佛殿の二階の上には、千餘人上りあがつて、敵の續くを上げとて、階をば引いてげり。猛火は正しう押しかけたり。をめき叫ぶ聲、焦熱、大焦熱、無間、阿鼻、焔の底の罪人も、是には過ぎじとぞ見えし。興福寺は淡海公の御願、藤氏累代の寺なり。東金堂におはします佛法最初の釋迦の像、西金堂におはします自然涌出の觀世音、瑠璃を雙べし四面の樓、朱丹を交へし二階の樓、九輪空に輝きし二基の塔、忽に煙となるこそ悲しけれ。東大寺は常在不滅、實報寂光の生身の御佛と思し召し准へて、聖武皇帝、手づから親ら登きたて給ひし、金銅十六丈の盧遮那佛、烏瑟高く顯れて、半天の雲に隠れ、白毫新に拜まれさせ給へる。満月の尊容も、御頭は焼け落ちて大地にあり。御身は鎔きあひて山の如

「靈沙此云佛頂肉髻と譯す。」「白毫三十二相の」
 「滿月の尊客」面輪端至滿月相とて面部の相。
 「八萬四千の相好」觀無量壽經に出づ。
 「四十一の瓔珞」梵網經に出づ。
 「五重の雲」劫、見、煩惱、衆生、命、十惡、殺生、偷盜、邪淫、妄語、綺語、惡口、兩舌、貪欲、瞋恚、邪見、愚痴。
 「優填大王」觀佛三昧經にあり。
 「毘首羯磨」佛師のこと。
 「梵釋四王」金、銀、銅、鐵輪王。
 「龍神八部」天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽。
 「冥官」十王經に出づ。閻魔王のこと。冥土にゐるを以てしり云ふ。
 「春日野」山家集春

「春日野は年の内には雪つみて春は若菜の生ふるなりけり」。
 「三笠山」千載集神祇上東門院。三笠山として來にけり石上ふるき御幸のあとをたづねて。
 「山階寺」興福寺の別名。
 北京、南都に對して京、南都を指す語。南都北嶺と云ふ時は叡山を指す。

し。八萬四千の相好は、秋の月早く五重の雲に隠れ、四十一地の瓔珞は、夜の星空しう、十惡の風に漂ひ、烟は中天に滿ちて、焔は虚空に隙もなし、まのあたり見奉る者は更に眼をあてず。幽に傳へ聞く人は肝魂を失へり。法相三論の法文、聖教すべて一卷も残らず。我が朝はいふに及ばず、天竺震旦にも、是程の法滅あるべしとも覺えず。優填大王の紫磨金を磨き、毘首羯磨が赤梅檀を刻みしも、僅に等身の御佛なり。況や是は南閻浮提の中には、唯一無雙の御佛、長く朽損の期あるべしとも覺えず、今毒煙の塵に交つて、久しく悲を残し給へり。梵釋四王龍神八部、冥官冥衆も驚き騒ぎ給ふらんとぞ見えし、法相擁護の春日大明神、如何なる事をか思しけん。されば春日野の露も色かはり、三笠山の嵐の音、恨むる様にぞ聞えける。焔の中にて焼け死ぬる人數をしるいたりければ、大佛の二階の上には一千七百餘人、山階寺の中には八百餘人、或御堂には五百餘人、或御堂には三百餘人、具に記いたりければ、三千五百餘人なり。戰場にして討たる、大衆千餘人、少々は般若寺の門の前に切りかけらる、少々は又大將軍持たせて都へ上り給ふ。明くる二十九日、大將軍頭の中將重衡、南都亡して北京へ歸り入らる。凡は入道相國ばかりこそ、憤晴れて喜ばれけれ。中宮一院上皇は、假令惡僧をこそ亡すとも、伽藍を破滅すべきやはとぞ御歎ありける。日

來は衆徒の頭、大路を渡さるべかりしかども、今又東大寺興福寺の亡びぬるあさまツさに、何の沙汰にも及ばず。此處や彼處の溝や堀にぞ捨て置きける。聖武皇帝の宸筆の御記文にも、我が寺興福せば天下も興福すべし。我が寺衰微せば天下も衰微すべし、とぞあそばされたる。されば天下の衰微せんこと、疑ひなしとぞ見えたりける。あさましかりつる年も暮れて、治承も五年になりけり。

平家物語卷五終

卷六

一新院崩御

「朝拜」小朝拜に作
るべし。朝拜と云ふ
は朝賀の時辰に出
主上大殿に群臣に
御あつて行はせし
給ふなり。群臣は
悉く禮服を着し
御即位の儀を拜
同即位儀を拜
二人庭に進んで
祝し申す事あり
の嘉瑞共ある國
々より申上ぐる
日天記して今
武天皇元年正月
都立原の宮に
給ひける時字摩
志摩治命天瑞を
奏せし一條院以
此事なし。以後
百練抄云養和元
年正月一日無二
小朝拜所々拜
禮無二節會出

治承五年正月一日の日、内裏には東國の兵革、南都の火災によつて、朝拜停められ
て、主上出御もなし。物の音も吹き鳴さず、舞樂も奏せず、吉野の國栖も參らず、藤
氏の公卿一人も參せられず。是は氏寺燒失に依つてなり。二日の日、殿上の宴醉もな
し、男女打ちひそめて、禁中忌々しうぞ見えし。並に佛法王法、共に亡びぬることこ
そあさましけれ。法皇仰ありけるは、四代の帝王、思へば子なり孫なり、いかなれば
萬機の政務を停められて、空しう年月を送るらんとぞ、御歎きありける。同じき五日
の日、南都の僧綱等皆闕官せられで、公請を停止し、所職を沒收せらる。衆徒は、皆
老いたるも若きも、或は射殺され、或は切り殺されて、煙の中を出でず、燼に咽びて
亡びにしかば、僅に残る輩は山林にまじつて、跡を止むる者一人もなし。但し式のや
うにても、御齋會はあるべきものと、僧名の沙汰ありしに、南都の僧綱等は皆闕官
せられぬ。北京の僧綱を以て行はるべきかと、公卿僉議ありしかども、さればとて、
今更又南都をも捨てはてさせ給ふべきならねば、三論宗の學匠、成法、已講が忍びつ

御止三善樂國栖
奏一依三南都火
事一也云々。
「國栖」吉野の奥に
住める者にて元
日の節會に三獻
の儀式あり公事
根源に云ふ一獻
に國栖歌笛を奏
す日本紀應神天
皇の下に詳な
り。

「殿上宴醉」二日群
臣に酒を給ふ。
「四代の帝王」二
條、六條、高倉安
徳の御事。

「公請停止」禁裏仙
洞への出仕を停
めらるゝこと。
「御齋會」大極殿に
て正月八日より
十四日まで最勝
王經を講じしめ
天下泰平を祈り
給ふ延暦二十一
年正月より常例
なり。

「永圓」内舍人良門
の裔大藏大輔永
相の子。
「聞く度」金葉集
夏の部に「出づ」
あり。

あり山陵も現存
せり。
「常に見し」新古今
に入る。

「雲の上」新續古今
哀傷部に建禮門
院右京大夫とあ
り。

「思ひ」京都本も然
り。一本従ひに作
る。

つ、勸修寺に隠れ居たりけるを召し出して、御齋會式の如く遂げ行はる。中にも興福寺の別當、花林院の僧正永圓は、佛像經卷の煙と立ち昇らせ給ふを見參らせ、あななさましとて、胸打ち騒がれるより病つきて、遂に亡せ給ひぬ。此永圓は、優にわりなき人と聞え給へり。ある時郭公をききて、

聞きたびに珍しければ郭公いつも初音の心地こそすれ

といふ歌を詠うでこそ初音の僧正とはいはれ給ひけれ。上皇は、去々年法皇の鳥羽殿に押し込められて、渡らせ給ふ御事、去年高倉の宮の討たれさせ給へる御有様、かやうの事どもに、御惱つかせ給ひて、常は御煩しうのみ聞えさせ給ひしが、今又東大寺興福寺の亡びぬる由聞し召して、つやく供御も聞召さず御惱いと重らせ給ひけり。法皇御歎ありし程に、同じき十四日、六波羅池殿にて、新院遂に崩御なりぬ。御宇十二年、徳政千萬端、詩書仁義の廢れぬる道を興し。理世安樂の絶えたる跡を繼ぎ給ふ。三明六通の羅漢も免かれ給はず、幻術變化の權者も遁れぬ道なれば、有爲無常の習ひなれども、道理過ぎてぞ覺えたる。頓て其夜東山の麓清閑寺へ遷し奉り、夕の煙にたぐへつ、春の霞とのぼらせ給ひぬ。澄憲法印御葬送に參り會はんとて、急ぎけるが、はや道にて、煙と立ち上らせ給ふを見參らせて、かうぞ思ひつ

づけ給ふ。

常に見し君がみゆきを今日とへば歸らぬ旅と聞くぞ悲きし

又ある女房の、帝かくれさせ給ひぬ承つて、泣く泣く詠じけるは、

雲の上ゆくすゑ遠く見し月の光消えぬと聞くぞ悲しき
御年二十一、内には十戒をたもつて慈悲を先とし、外には五常を亂らせ給はず、禮義を正しうせさせおはします。末代の賢王にてましますせば、世の惜み奉ること、月日の光を失へるが如し。かやうに人の願も叶はず、民の果報も拙き、たゞ人間の堺こそ悲しけれ。

二紅葉

人の思ひつき奉ることは、恐くは延喜天曆の帝と申すとも、是にはいかで勝らせ給ふべきとぞ、人申しける。大方賢王の名をあげ、仁徳の行を施させましますしけることも、君御成人の後、清濁を分たせ給ひての其上の御事こそあるに、むげにこの君は、いまだ幼主の御時より、性を柔和に受けさせおはします。去ぬる承安の頃は、御在位の始めつきた御年十歳ばかんにもやならせおはしましたしけん、餘に紅葉を愛させ

「北の陣拾芥抄云
縫殿陣在朝平
門云北陣」

「殿守掃部司布設
酒掃を司る源
公忠朝臣歌に
殿守の伴の
此の春ばかり朝
ぎよめすな」

「夜殿清涼殿の別
あり四方に妻戸
あり南は東枕に
御座鋪なり」

「林間云々白樂天
の詩なり文集に
遊山遊寺とあ
り」

「上日瀧口之上日
也藏人所置於
瀧口」

卷六

給ひて、北の陣に小山を築かせ、櫓楓の誠に色うつくしうもみじたるを植ゑさせ、紅葉の山と名づけて、終日に窺覧なるに、猶他き足らせ給はず。然るを或夜野分はしたなう吹いて、紅葉皆吹きちらし、落葉すこぶる狼籍なり。殿守の伴の遣、朝ぎよめすとて、是を悉く掃き捨て、げり。残れる枝、散れる木の葉をば掻きあつめて、風すさまじかりける朝なれば、縫殿の陣にて酒暖ためてたべける薪にこそ、してんげれ。奉行の藏人、行幸より先にと急ぎ行いて見るに跡かたなし。如何にと問へば、しかくと言ふ。藏人あなあさまし。さしも君の執し思し召されつる紅葉を、かやうにしつることよ。知らず、汝等禁獄流罪にも及び、我身もいかなる逆鱗にか預らんずらんと、思はじ事なう案じ續けて居たる所に、主上いと々しく、夜の殿を出でさせもあへず、彼處へ行幸あつて、紅葉を窺覧あるに、無かりければ、いかにと御尋あり。藏人何と奏すべき旨もなくして。ありのまゝに奏聞す。天機殊に御心よげに打ち笑ませ給ひて、林間に酒を暖めて紅葉を焼く、といふ詩の心をば、さればそれらには誰か教へけるぞや。優しうも仕つたるものかなとて、却つて窺感にあづかッし上は、敢て勅勘なかりけり。又安元の頃ほひ、御方達の行幸のありしに、さらでだに鶏人曉を唱ふ聲、明王の眼を驚かす比にもなりしかば、いつも御寢覺勝にて、つやく御寢もならざりけ

り。況やさゆる霜夜の烈しきには、延喜の聖代國土の民共が、いかに寒がるらんとて、夜の御殿にしては、御衣を脱がせましくける事などまでも、思し召し出で、我が帝徳の至らぬ事をぞ御なげきありける。や、深更に及んで、程遠く人の叫ぶ聲しけり。供奉の人々は聞きもつけられず、主上は聞し召して、唯今叫ぶは何者ぞ、あれ見て参れと仰せつければ上臥したる殿上人、上日の者に仰すれば、其邊を走り散つて或辻にあやしの女童の長持の蓋さげたるが泣くにてぞありける。いかにと問へば、主の女房の院の所に侍らはせ給ふが、此程やうくにして仕立られたりつる衣を持つて参る程に、唯今男の二三人まうで来て、奪ひ取つてまかりぬるぞや。今は御装束があればこそ、御所にもさぶらはせ給はめ。又はかくしう立ち宿らせ給ふべき、親しき御方もまします。夫を思ふに、泣くなりとぞ語りける。さて彼の女童を具して参り、此由奏聞したりければ、主上聞しめして、あな、むざん、何者の所爲にてかあるらんとて、龍眼より御涙を流させ給ふぞ忝なき。堯の代の民は、堯の心のすなほなるを以て心とする故に皆すなほなり。今の世の民は、朕が心を以て心とする故に、かたましき者朝にあつて、罪を犯す、是我が恥にあらずや、とぞ仰せける。さて取られつらん衣は、何色ぞと仰せければ、しかくの色と奏す。建御門院、其時はいまた中宮の御

卷六

方と聞えさせ給ふ。その御方に、さやうの色したる御衣や候ふと、御尋ありければ、先のより遙に色美しきが参りたるをぞ、件の女童に賜はせける。いまだ夜深し。又さる目にもぞ逢ふとて、上日の者をあまたつけて、主の女房の局まで送らせましうけるぞかたじけなき。さればあやしの賤の男、賤の女にいたるまで、只此君千秋萬歳の寶算をぞ祈り奉る。

三 葵の 前

それに何よりも又哀なりけることには、中宮の御方に候はれける女房の召し仕ひける上童、思はざる外龍顔に咫尺することありけり。只世の常あからさまにてもなくして、まめやかにさしも御志淺からざりしかば、主の女房も召しつかはず、却つて主の如くにぞ、いつきもてなしける。往昔詠謠にいへる事あり。男を産んでも嬉歡することなかれ、女を生んでも悲酸するとなかれ、男はこれ候にだも封せられず、女は妃たりとて后に立つといへり。目出度かりける幸ひかな。此人女御后とも、もてなされ、國母仙院とも仰がれんすとて、其名を葵の前といへば、内々は葵女御なんとぞ人々さ、やきあはれける。主上聞召して、其後は召さざりけり。是は御志の盡きぬるに

「上童」「うへわらははのこと、中宮又は女房などに仕へし少女。」

「國母 神皇正統記と高宗在世時の武后を國母と稱せ

るを以て皇后を國母と云ひてもよしと爲す者あり。此時代にては天子の母君を指して云へり皇後にては國母とは申さず。

「松殿基房公。」

「忍ぶれど拾遺集戀の部に入る。平兼盛の詠なり。」

「君」「日白氏文集御瓶引申の句なり。」

「百年」ハクネンとよむ。

はあらず、只世の謗を憚らせ給ふに依つてなり。主上常は御詠めがちに於て、晝は夜の御殿にのみ入らせおはします。其比の關白松殿、此の由を傳へ承つて、急ぎ御參内あつて、左様に叙慮にかゝらせましますに於ては、件の女房召され参らすべしと覺え候、品尋ねらるゝに及ばず、基房やがて猶子に仕り候はんと、奏せさせ給へば、主上聞召して、そこに申すもさることなれども、位をすべつて後は、まゝさる例もあんなり。正しう在位の時いかんと、左様の事は後代の誹なるべしとて、聞し召しも入れざりけり。關白殿力およばせ給はず、御涙を抑へて御退ありけり。その後主上、縁の薄様の句殊に深かりけるに、古きことなれども、思し召し出で、かうぞあそばされける。

忍ぶれど色に出でにけり我が戀は物や思ふと人の問ふまで
冷泉の少將隆房、是を賜りついで、件の葵の前に賜はせられたれば、是を取つて懐に入れ、顔打ち赤め、例ならぬ心地出で來たりとて、里へかへり、打ち臥す事五六日して、遂にはかなくなりけり。君が一日の恩のためには、妾が百年の身を過つとも、かやうの事をや申すべき。昔唐の太宗の鄭仁基が娘を、元觀殿へ入れんとせさせ給ひたりしを、魏徴、彼の娘既に陸氏に約せりと、諫め申したりければ、殿に入れらるゝ事を

「鄭仁基」真觀政要
第二卷直諫篇に
あり。

「魏徵」諫議大夫、
一生に二百餘
上表せりと云
ふ。後太宗凌煙
閣に其の肖像を
掲げて其の遺
風を忘れざり
き。

「成範」に重教に
作る。

止められたりしには、少しも違はせ給はぬ今の君の御心ばせかなとぞ、人申しける。

四 小 督

主上は戀慕の御涙に思し召し沈ませ給ひたるを、慰め参らせんとて、中宮の御方より、小督の殿と申す女房をぞ参らせらる。そも此女房と申すは、櫻町の中納言成範の卿の娘、有難き美人、ならびなき琴の上手にてぞおはしける。冷泉の大納言隆房の卿、いまだ少將なりし時、見そめたりける女房なり。初は歌を詠み、文をば盡されしかども、玉づきの數のみ積つて、靡く氣色もなかりしが、されども情に柔る心にや、終には靡き給ひけり。其後は君へ召され参らせて、詮方もなう悲しうて、飽かぬ別の涙には、袖しはたれて乾しあへず。少將もしもよそながら、小督の殿を今一度見奉ることもやと、其事となく常は参内せられけり。小督の殿のおはしける局の邊、御簾のあたり那方這方へ行き通りイみありかれしかども、小督の殿われ君へ召され参らせぬる上は、少將何と申すとも、いかでか文をやり詞をも言ひ交すべからずとて、傳ての情をだにも懸けられず。少將もしやと、一首の歌ようで、局の簾の内へぞ投げ入れらる。思ひかね心はそらに陸奥のちかの鹽釜近き甲斐なし

「千賀の鹽釜」千賀

の浦に鹽釜明神あり。田村東夷征討の時五萬八千人の兵糧を八しぎし釜なり。

小督の殿、やがて返事をせまほしうは思はれけれども、君の御爲御後めたしと思はれけん、手にだにとりて見給はず。上童にとらせて、急ぎ御坪の中へぞ投げ出さる。少將情無う恨めしけれども、さすが人もこそ見れと、空おそろしくて、急ぎ取つて懐に引き入れて、出でられけるが、猶立ちかへり、

玉章を今は手にだにとらじとやさこそ心におもひ捨つとも

今は此世にて相見んことも難ければ、生き居て、とにかくに人を戀しと思はんより、中々唯死なんとのみぞあこがれける。入道相國此の由を傳へき、給ひて、中宮と申すも御娘、冷泉の少將もまた婿なり。さればいやく、小督があらん程は、世の中よかるまじ。二人の聲を取られなんすいかにもして、小督の殿を召し出して、失はんとぞ宣ひける。小督の殿此の由を聞き給ひて、我が身の上はともありなん。君の御爲御うしろめたしと思はれけん、或夜暮方に竊に内裏をば紛れ出で、行方も知らずぞ失せられける。主上大きに御歎きあつて、晝は夜の御殿にのみ入らせおはします。夜は御殿に出御あつて、月の光を御覽じてぞ慰ませ給ひける。入道相國主上は、小督故に思召沈ませ給ひたんなり。さらんにとてはとて、其後は御介措の女房達をも参らせられず、参内し給ふ人々も猜まれければ、入道の權威に憚つて、参り通ふ人一人もなし。男女

「南殿」舎井抄云殿舎事紫宸殿俗云南殿九間四而此天曆御記云所云々とあり宅前云々とあり右は承明門左門にて一望晴れ

渡りて製月の眺
めよろしとな
り。

仲國字多天皇九
代從五位下皇后
宮大進細工所の
光遠の男なり。
從五位下利部大
輔同細工所。

「寮の御馬」集中に
左右馬寮あり。
延喜式八月附牧
監等貢上云々。
嵯峨の方一本西
をさしてぞ歩せ
けるとあり。京
都本今、同じ。
「なじり鳴く」歌苑
抄一をじつなく
此山里のささり
れば秋の夕暮」
ける秋の夕暮」
其後作。
「秋の頃」京師本に
「秋の暮」とあり。
「嵯峨室」清涼寺の
こと。嵯峨、いあ
り。僧齋然の申
請。
「中々」なアなアと
讀む。
「法論」元は木上山
桂林寺と云ふ後
道昌僧都改めて
智福山法輪寺と
號す。
「想戀」平調の
樂なり。韻府の
備の字の所には
笛の曲名とあり。
昔は相府蓮
と云ふ後想夫憐
と云ふたり。

打ち潜めて、禁中いまくしうぞ見えし。比は八月十日餘、さしも隈なき空なれども、
主上は御涙に曇らせ給ひて、月の光もおぼろにぞ、御覽せられける。や、深更に及ん
で、人やある、人やある、と召されけれども、御應答へ申す者もなし。や、あつて彈
正の大弼仲國、其夜しも御宿直申して、遙に遠う候ひけるが、仲國と御應答を申す。
汝近う參れ、仰下さるべき旨ありと仰せければ、仲國、御前近うぞ參じたる。汝若し小
督が行方や知りたると仰せければ、いかでか知り參らせ候ふべきと申す。誠や小督は、
嵯峨の邊、片折戸とかやしたる内にありと、申す者のあるぞとよ。主が名をば知らず
とも、尋ねて參らせてんやと仰せければ、仲國、主が名を知り候はでは、いかでか尋
ね逢ひ參らせ候ふべきと申す。主上實にもとて、御涙せきあへさせ給はず。仲國つく
づく物を案するに、まことや小督の殿は、琴彈き給ひしぞかし。此月のあかさに、君
の御事思ひ出で、琴彈き給はぬことはよもあらじ。日來御前にて琴彈き給ひし時、仲
國も笛の役に召され參らせしかば、其の人の琴の音をば、何處にても聞き知らんずる
ものを、嵯峨の在家幾程かあらん、打ち廻つて尋ねんに、なか聞き出さではあるべ
きと思ひ、さ候は、主が名は知らずとも、尋ね參らせ候ふべし。若し尋ねあひ參ら
せて候ふとも、御書なんども候はでは、浮雲しや思ひ召され候ふらん。御書賜はつて

參り候はん、と申しければ、主上實にもとて、やがて御書遊ばいてぞ下されける。寮
の御馬に乗つて行け、と仰せければ、仲國、寮の御馬給はつて、明月に鞭をあげて、
嵯峨の方へぞ憧惚れける。牡鹿鳴くこの山里と詠じけん、嵯峨のあたりの秋の頃、さ
こそは哀にも覺えけめ。片折戸したる屋を見つけては、此内にもやおはすらんと、控
へ〜聞きけれども、琴彈く所はなかりけり。御堂なんども參り給へることやと、
釋迦堂を始めて、堂々見廻れども、小督の殿に似たる女房だにもなかりけり。空
歸り參りたらんは、參らざらんより中々悪しかるべし。是より何地へも迷ひ
とは思へども、何國か王地ならぬ、身を隠すべき宿もなし。いかか
まことや、法輪は程近ければ、月の光に誘はれて、參り給へるこ
いてぞあゆませける。龜山のあたり近く、松のある方に幽
松風か、尋ぬる人の琴の音か、おぼつか無くは思へど
戸したる内に琴を弾きすまされたる。控へて是を聞きけり、少
なく、小督の殿の爪音なり。樂は何ぞと聞きければ、夫を想うて戀
といふ樂なりけり。仲國さればこそ、君の御事思ひ出で、樂こ
き給ふことの最愛さよと思ひ、腰より横笛ぬき出し、些と鳴い

八へ向
い嵐か
片折
へうも
恋夫戀
樂を彈
門をば

とくと叩けば、琴をばやがて弾き止み給ひぬ。是は内裏より仲國が御使に參つて候、あけさせ給へとて叩けども、咎むる者もなかりけり。やゝあつて、内より入の出づる音しけり。仲國さればこそと嬉しう思ひて待つ所に、錠をはづし、門をほそめにあけて、いたいけしたる小女房の、顔ばかりさし出で、是はさやうに、内裏より御使など賜はるべき所にもさぶらはす。若し門違へにてもや候ふらんと申しければ、仲國返事して門たてられ、錠さゝれなんすと思ひけん。是非をいはず押し開けてぞ入りにける。妻戸の際なる縁にゐて、何とてかやうの所には渡らせ給ひ候ふらん、君は御故に思し召し沈ませ給ひて、御命も既に危うこそ見えさせ給ひ候へ。かやうに申さば、浮雲とや思召され候らん。御書を給つて參つて候ふ參らせ候はんとて奉る。ありつる女房給まりついで、小督の殿にぞ進ませける。是を披けて見給ふに、實に君の御書にてぞありける。やがて御返事書いて引き結び、女房の装束一襲添へてぞ出されたる。仲國女房の装束をば肩に御掛けて是は余の御使などで候はんには御返事の上は、申すに及び候はねども、日來御前にて琴遊ばされし時仲國も笛の役に召され參らせしかば其時の奉公をばいかばかりとか御思召され候らん、直の御返事承はらして、歸り參らんは本意なかるべしと申しければ、小督の殿、實にもと思はれ

けん、自ら返事したまひけり。これはそこにも聞き給ひつらんやうに、入道相國あまりに、怖しき事申すと聞きしが、あさまいさに、我身の上はとてもありなん君の御爲め御心苦しさに或暮方に竊に、内裏をばまぎれ出で、今はかゝる住居なれば、琴弾くこともなかりしに、明日よりも小原の奥へ思ひ立つことさぶらへば、主の女房、今宵ばかりの名残を惜み、今は夜も更けぬ。立ちぎく人もあらじなどと、勸むる間、さぞな昔の名残もさすがゆかしくて、手馴れし琴をひく程に、安うも聞き出されけりなとて、涙もせきあひ給はねば、仲國も袖をぞぬらしける。やゝあつて、仲國涙を抑へて申しけるは、明日よりは小原の奥へ思し召し立つ事と候ふは、定めて御様なんどもやかへさせ給ひ候はんすらん。然るべうも候はず。さて君をば何とかし參らせ給ふべき。ゆめ〜叶ひ候ふまじ。相構へて此女房出し奉つるべからずとて、供に召し具したる、馬部吉上なんと留めおき、其の屋を守護させ我が身は寮の御馬に打ち乗つて、内裏へ歸りまゐりたれば、夜はほの〜とぞ明けにける。今は入御もなりたるら、誰しか申すべきと思ひ、寮の御馬繫がせ、女房の装束をば、はね馬の障でけて、南殿の方へ參るほどに、主上はいまだ夕の御座にぞまし〜け、に向ふ、寒温を秋の雁に付けがたく。東に出で西に流る、只瞻望を

「馬部」馬寮の屬
「吉上」庶人の奴隷
「はね馬の障子」清涼殿に馬形の障子とてあり
「南に翔り」南朝北
「鷹懸」付、寒暄於秋眉、東出西流

只寄贈望於魂
月江村公の時
なり。の」と發音
す。

「遷京都本奥とあ
り。

「天に住まはば
月の長恨歌七
夜半無人私語

御心細げに打ち眺めさせ給ふ折ふし、仲國つと参りつゝ、小督の殿の御返事
参らせけれ。主上斜ならず御感あつて、さらば汝、やがて夕さり具して参れと
せける。仲國、入道相國のかへり聞き給はん所もさすが空恐しけれども、亦勅定
なれば、苦しがるまじと思ひ雑色牛飼牛車に至るまで清げに沙汰し、嵯峨へ参り向ふ。
小督の殿いかにも参るまじき由宣ふ間、やう／＼にこしらへ車に乗せまゐらせ、内裏
へ参りつゝ、幽なる所に忍ばせて、主上常は召され参らせける程に、姫宮一所出で來た
させ給ひけり。坊門の女院とは、此の宮の御事なり。入道相國、何としてかは聞き出
されたりけん、いや／＼小督が失せたりといふは、跡形もなきそらごととなりとて。い
かにしてかはたばかり出されたりけん。小督の殿を捕へつゝ、尼になしてぞおツ放た
る。年二十三。出家は元來望なりけれども、思はざる外に尼になされ、濃き墨染にや
つればてて、嵯峨の邊にぞすまされける。無下にうたてき事どもなり。主上はかやうの
事共に、御惱つかせ給ひて、遂に崩御なりぬ。法皇、打ち續き御歎のみぞしげかりけ
る。去ぬる永萬には、第一の御子二條院崩御なりぬ。安元二年の七月には、御孫六
條の院かくれさせ給ひぬ。天に住まはば比翼の鳥、地にあらば願くは連理の枝とならん
と、天の河の星をさして、さしも御契淺からざりし國母建春門院、秋の露に犯されて、

時、在天願作比
翼鳥、在地願爲
連理枝とあり。
天の河の星をさ
しては、七夕に
て楊貴妃をさし
皇帝に暫ひし故
事に因れり。
「江相公夜息澄
明而四十九日
又悲莫悲於老
後子恨而更恨
莫恨之少先
之不定猶迷前
後之相違」
「一乘妙典」法華經
の事。方便品に
十方佛土、唯三
一乘法無二法華
とあり。法華經
以前の經典には
聲聞緣覺の二は
又は聲聞緣覺の
薩の三牙を便
に實は佛の便
に實は佛の便
の外は一乘の妙
法華經をひとく
づけたるなり。
「三密行法」菩提心
論に所、三密
者、一身密者、

朝の露と消えさせ給ひぬ。かく年月は隔たれども、昨日今日のやうに思し召して、御
涙も未だ盡させざるに、治承四年の五月には、第二の皇子高倉宮討たれさせ給ひぬ。
現世後生頼み思し召されつる、新院さへかやうにならせまされば、とにかくにかこ
つ方なし、御涙のみぞすゝみける。悲の至つて悲しきは、老いて後、子に後れたるよ
り悲しきはなし。恨の至つて恨めしきは、若うして親に先立つよりも、恨めしきはな
しと、彼の朝綱の相公の、子息澄明に後れて書きたりけん筆の跡、今こそ思し召し知
られけれ。さるまゝには一乘妙典の御讀誦も怠らせ給はず、三密行法の御勤修も積ら
せおはします。天下諒闇になりしかば、大宮人もおしなべて花の袂ややつるらん。

五廻文

入道相國、かく情なう當り奉られたりけることをば、さすがそら恐しうや思はれけ
ん、其比嚴島の内侍が腹の、姫君の生年十七になり給ふをぞ、法皇へは参らせらる。
當家他家の公卿多く供奉して、偏に女御参の様で候はれける。上皇かくれさせ給ひ
て、いまだ二七日だに過ぎざるに、是又然るべからずとぞ、人申ける。さるほどに、
其比信濃の國に、木曾の次郎義仲といふ源氏ありと聞えけり。彼は故帶刀の先生義賢

如_レ結_二契_一印_一召_レ請_レ聖_一衆_一是_レ也_一。二語_一密_一者_一如_レ密_一了_レ了_レ分_レ明_一。三語_一密_一者_一如_レ住_レ瑜_一伽_一。四語_一密_一者_一如_レ自_レ淨_一月_一。五語_一密_一者_一如_レ苦_レ提_一心_一也_一。

「利仁左大臣原名公五代の孫民部卿時長の男、鎮守府將軍武藏守。餘五將軍桓武帝六代孫鎮守府將軍繁盛、鎮守府將軍出羽守。」

が二男なり。然るを父義賢は、去ぬる久壽二年八月十二日、鎌倉の悪源太義平がために誅せられぬ。其の時は未だ二歳なりしを、母泣くく抱へて信濃へ越え、本會の中三の守兼遠が許に行いて、是相構へて育て、人になして我に見せよといひければ、兼遠甲斐しく請け取つて此二十餘年が間養育す。漸々長大するまゝに、力も世にすぐれて剛く、心もならびなく剛なりけり。馬の上歩、弓箭打物取つては、すべて上古の田村、利仁、餘五將軍、致頼、保昌、先祖頼光、義家の朝臣といふとも、是にはいかでか勝るべきとぞ人申しける。常は乳母仲三に具せられて、都へ上り平家の振舞有様どもをも、能く見窺ひけり。木曾、或時乳母の仲三を呼んで、云ひけるは、鎌倉の右兵衛の佐頼朝こそ、東八箇國を打ち從へて、東海道より責め上り、平家を追ひ落さんとほし給ふなれ。義仲も東山北陸兩道を討從へて、北陸道より責め上り、今日も先に平家を亡して、譬へば日本國に二人の將軍とも云はればやと思ふは如何にと宣へば、兼遠大きに畏り悦んで、其料にこそ、君を此二十餘年が間養育仕つては候へ。かやうに仰せらるゝも、ひとへに八幡殿の御末とこそ覺えさせましまして、やがて謀反を企つ。十三にて元服したりけるにも、まづ八幡へ参り通夜して、我が四代の祖父義家の朝臣は、此の御神の御子となつて、名を入幡太郎と號せしぞかし。且は

其の跡を追ふべしとて、御寶前にて警取りあげ、木曾次郎義仲とこそつけたりけれ。先づ廻文候ふべしとて、信濃國には、根井の小彌太、滋野の行親を語らふに、背くことなし。其外信濃一國の兵共、皆随ひつきにけり。上野の國には、多期の郡の兵ども、父義賢が好によつて、是も從ひつきにけり。平家の末になりぬる折を得て、源氏年來の素懷を遂げんとす。

六 飛脚到來

木曾といふ所は、信濃に取つても南の端、美濃境なりければ、都も無下に程近し、平家の人々、東國の背くだにあるに、北國さへこれは如何にとて、大きに恐て騒がれけり。入道相國の宣ひけるは、假令信濃一國の兵共こそ、皆從ひつくといふとも、越後國には餘五將軍の末葉、城の太郎助長、同じき四郎助持、是等兄弟共に多勢の者なり。今仰下したらんに、安う討つて参らせてんすと宣へば、實にもと申す人もあり。いや、唯今御大事に及びなんすと、さゝやく人々もありけるとかや。二月一日の日除目行はれて、越後國の住人城の太郎助長を、越後の守に任す。是は木曾追討せらるべき謀とぞ聞えし。同じき五日の日、大臣公卿家々には、尊勝陀羅尼、並に不動明王

「五日京都本七日尊勝陀羅尼陀羅」とあり。

尼經に若有一男
女人書寫此陀
羅尼安高幢
上衆聖苦皆不
受とあり。

法師「ボツシと濁
る。」

大路「オホチと
清む。」

「奴田」ヌメと清
む。

書き供養せらる、是は兵亂愼みのためとぞ聞えし。同じき九日の日、河内の國には石川の郡を知行しける、武藏の權守入道義基、子息石川の新判官代義兼、是も平家を背いて、頼朝に心を通はしけるが、東國へ落ち下るべき由聞えしかば、平家やがて討手を差向らる。大將軍には、源太夫の判官季定、攝津の判官盛澄を先として、都合其勢三千餘騎、河内の國へ發向す。城の内には義基法師を始めとして、僅百騎ばかりには過ぎざりけり。卯の刻より矢合して、一日戦ひ暮らし、夜に入りければ義基法師討死す。子息石川の判官代義兼は、痛手負うて生捕にこそせられけれ。同じき十一日、義基法師が頭、都へ入つて大路を渡さる。諒闇に賊首を渡されける事は、堀河の院崩御の時、前の對馬守源の義親が頭渡されし、其例とぞ聞えし。同じき十二日、鎮西より飛脚到來、宇佐大宮司公道が申しけるは、緒形の三郎惟義をはじめとして、九州の者ども臼杵、部槻、松浦等に至るまで、皆平家を背いて、源氏に同心の由申しければ、平家の人々、東國北國の背くだにあるに、西國さへこはいかにとて、手を打つてあざみあはれけり。同じき十六日、伊豫の國より飛脚到來、去年の冬の頃より、伊豫國の住人河野の四郎通清を始めとして四國の者共皆平家を背いて、源氏に同心の間、肥後の國の住人額の入道西寂は、平家に志深かりければ、伊豫國へ押し渡り、道前道後の

境なる高細の城に押し寄せて、散々に攻め候へば、河野の四郎通清討れぬ。子息河野の四郎通信は、安藝の國の住人、奴田の次郎は母方の伯父なりければ、それへ越えてありあはす。父を討せて安からずや思ひけむ、いかにもして西寂を討取らんとぞ窺ひける。額の入道西寂は、四國の狼籍を鎮めて、今年正月十五日、備後の鞆に押し渡り、遊君遊女共召し集めて、遊び戯れ酒盛しけるに、河野の四郎、思ひ切つたる兵共百餘人相語らつて、ばつと押し寄す。西寂が方にも三百餘人ありけれども、俄事にてはあり、思ひ儲けず、立合者は射伏せ斬り伏せ、先づ西寂を生捕つて、父が討たれたる高細の城まで提げ持ち行き、鋸にて首を切りたりとも聞ゆ。又磔にしたりとも聞えり。

七 入道逝去

同じき二十三日、院の殿上にて俄に公卿僉議あり。前の右大將宗盛の卿の申されけるは、先年坂東へ討手は能り向うたりとは申せども、させる仕出したる事もなし。今度は宗盛承つて、東國北國の兇徒等を追討すべき由奏聞せられたりければ、諸卿色代して、宗盛の卿の申す條ゆゝしう候ひなんすとぞ申されける。法皇大きに御感あり

けり。公卿も殿上人も、武官に備り少しも弓箭にたづさはらんする程の者一人も残らず皆宗盛の卿を大將軍として、東國北國の兇徒等を追討すべき由仰せ下さる。同じき二十七日首途して、既に打ち出でんとし給ひける夜半ばかりより、入道相國違例の心地として其日は留まり給ひぬ。明くる二十八日入道重病を受け給へば、京中六波羅、すは、しつるは、さ見つることよとぞ叫き合れける。病つき給へる日よりして、湯水も喉へ入れられず、身の中の熱き事は火を焚くが如し。唯宣ふ事とは、あたしくとばかりなり。臥し給へる所、四五間が内へ入る者は熱さ堪え難し。餘に熱さの堪え難にや、比叡山より千手井の水を汲み下し、石の船にたゝえて、それに居りて冷え給へば、水沸きあがつて、程なく湯にぞなりにける。若しやと寛の水をまかすれば、石や鐵なんどの焼けたるやうに、水迸つて寄りつかず。當る水は、炎となつて燃えければ、黒烟殿中に満ちて、炎うづまいてぞ上りける。是や昔法藏僧都と云ひし人、閻王の廳に赴いて、母の生所を尋ねしに、閻王憐み給ひて、獄卒を相添へて、焦熱地獄へ遣さる。鐵の門の中へ差し入つて見れば、流星などの如くに、燐空に打ち上り、多百由旬に及びけんも、是には過ぎじとぞ見えし。又入道相國の北の方、八條の二位殿の、御夢に見給ひける事こそ恐しけれ。譬へば猛火の夥しう燃えたる車の主もなき

法藏僧都東大寺の僧傳元亨釋書にあり安和二年卒。

鐵札「妻妾の悪を認む」と云ふ。「南園浮世」須南の檀金といふ金あり。

馬鞍「重寶を布施して修法する爲めなり中古以來の慣例と見え榮華物語道兼公薨去の段に見ゆ。

を、門の内へやり入れたり。二位殿の夢の中に、あれは何處よりぞと問ひ給へば、平家の太政の入道殿の御迎なりと申す。車の前後に立ちたるものは、あるは牛のおもてのやうなる者もあり、あるは馬のやうなる者もあり、車のまへには無といふ文字ばかり顯はれたる鐵の札をぞ打ちたりける。二位殿あれは何の札ぞと問ひ給へば、南園浮提金銅十六丈の廬遮那佛、焼き亡したる其罪によつて、無間の底に沈み給ふべきよし、閻魔の廳にて御沙汰候が、無間の無をばかゝれたれども、いまだ間の字をぬなりとぞ申しける。二位殿夢さめて後、此由語り給へば、聞く人皆身の毛り。靈佛靈社へ金銀七寶を投げ、馬、鞍、鎧、兜、弓矢、太刀、刀に至るま出で運び出して祈り申されけれども、其驗なし。唯男女の公達、跡枕に差し歎き悲み給ひけり。閏二月二日の日、二位殿熱さ堪えがたけれとも、御枕により泣く泣く宣ひけるは、日にそひて頼み少う見え給へば、それ何事にもあれ、思し召されんする御事あらば、物の少し覺えさせまします時、仰せられおけとぞ宣ひける。入道相國、日來はさしも勇々しうおはせしかども、今はの時にまなりぬれば、世に苦しげにて、息の下にて宣ひけるは、當家は保元平治よりこのかた、度々の朝敵を平げ、勲賞身に餘り、忝くも一天の君の御外戚となつて、丞相の位にいたり、榮花既に子孫に

「死出の山」別譯阿含、四に死有の相を、老山能壞、壯年盛色病山能壞、切強健、死能壞一切榮華富貴とあり。

「三途川」三つ瀬とも波川とも云ふ三惡趣を三大河に譬へたるなり。金光明經に是經能令諸鐵車枯、牛諸河魚乾枯。黄泉「孟子」に下飲「黄泉」とあり。中有の旅中陰とし云ふが有の後次の生有の定らざる間を云ふ。「出葬の夜」百練抄云六日今夜放入道大相國八條坊門第炎上。「を」トを發音す。

遺すも思ひおくこととは今生に一つもなし。但し思ひおく事とは、入道が一期の中に頼朝が頭を見ざりけることこそ口惜けれ。我いかにもなりなんのち、佛事孝養もすべからず。堂塔をも立つべからず。まづ鎌倉へ討手を遣はして、頼朝が首をきつて、我が墓の前に懸くべし。それぞ思ふことよと宣ひけるこそ、いと々怖しけれ。若しや助かると、板に水置いて伏し轉び給へども、少しも助かり給ふ心地もし給はず。同じき四日の日、悶絶躑地して、遂にあつち死にぞし給ひける。馬車の馳せ違ふ音は、天も響き大地もゆるぐばかりなり。一天の君萬乗の主の、いかなる御事ましますとも、是にはいかでか勝るべき。今年は六十四にぞなられける。老死といふべきにはあらねども、宿運忽に盡きぬれば、神明三寶の威光も消え、大法秘法の効驗もなく、諸天も擁護し給はず、況や凡慮に於てをや。身に代り命にかはらんと、忠を存せし數萬の軍旅は、堂上堂下に並み居たれども、是は目にも見ず、力にも關らぬ無常の殺鬼をば、暫時も開ひ返さず。又歸り來ぬ死出の山、三の瀬川、黄泉中有の旅の空に、唯一人こそおもむかれけれ。されども日來作りおかれし惡業ばかりや、獄卒となつて迎にも來りけむ。哀なりし事どもなり。さてしもあるべき事ならねば、同じき七日の日、愛宕にて烟になし奉り、骨をば圓實法眼頸にかけ、攝津の國へ下り、經の島にぞ納めける。

さしも日本一州に名を揚げ、威を振ひし人なれども、身は一時の烟となつて、炎空に立ちのぼり、屍は暫し踟躕らひて、濱の真砂に戯れつ、空しき土とぞなられける。

八經島

葬送の夜不思議の事あり。玉をのべ金銀を鑲めて作られたりける。西八條殿も、其の夜俄に焼けにけるこそ不思議なれ。何者の所爲にやありけん、放火とぞ聞えし。其夜の夜半ばかり六波羅の南に當つて、人ならば二三十人ばかりが聲して、うれし水、鳴るは瀧の水、といふ拍子を出して、舞ひ躍りどつと笑ひなんどしけり。去の正月には、上皇隠れさせ給ひて、天下諒闇になりぬ。又中一兩月を隔て、入道國薨せられぬ。心なきあやしの者も、いかゞ憂へざるべき。いかさまにも是は天狗所爲といふ沙汰にて、六波羅のはやり男の兵ども百餘人、笑ふ聲について、是れを尋ぬるに、院の御所法住寺殿には、平家の悪行によつて此一兩年は院も渡らせ給はず、御所預、備前の前司基宗といふ者あり。彼の基宗が相知りける者ども、酒を持つて來り集り、始はかゝる折節に音なせそとて飲みけるが、次第に飲み酔ひて、かやうには舞ひ躍りけるなり。六波羅の兵共笑ふ聲について、百餘人ばつと押し寄せ、酒酔ひ者

例時懺法天台宗
には明懺法夕例
と云ふあり朝は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は
懺法を勤め夕は

とも二三十人搦め取つて、六波羅へ率て参る。前の右大将宗盛の卿、大床に立つて、事の仔細を問ひ給うて、實にも夫程までに飲み酔ひたらん者を、左様なう斬るべきにあらすとて、皆赦されけり。人の死する跡には、朝夕に鉦打ちならし、例時懺法する事は常の習ひれども、此の禪門薨せられて後は、聊供佛施僧の營といふ事もなく。朝夕は唯軍合戦の企ての外は、又他事なしとぞ見えし。凡は最後の所勞の有様どもこそうたてけれども、誠にはたゞ人とも覺えぬ事ども多かりけり。日吉の社へ参り給ひしには、當家他家の公卿おほく供奉して、攝録の臣の春日の御参宮氏入など申すとも、是にはいかでか勝るべきとぞ、人申しける。夫に何よりも亦攝津の國和田の御崎に經の島築いて、上下往來の船の、今の世に至るまで、煩ひなきこそめでたけれ。かの島は、去る應保元年二月下旬に築き始められたりけるが、同じき八月二日の日、俄に大風吹き、大波立つて皆揺り失ひてき。同じき三年三月に、阿波の民部重能を奉行にて築かれけるに、人柱立てらるべしなどと、公卿僉議ありしかども、それは中々罪劫なるべしとて、石の面に一切經を書いて築かせられたりける故にこそ、經の島とは名づけけれ。

九 慈心坊

「慈惠」名其源性木
津氏江州淺井郡
のの。延喜十三
年九月三日生永
寂年七十四。
「男一人後に二人
とあり又他本に
も二人とあり二
人の方正し。
「立文」結文即ち書
したるに結びて紙
結ばざる者の
稱。

或人の申しけるは、清盛公はたゞ人にあらず、慈惠僧正の化身なり。其の故は攝津國清澄寺の聖、慈心坊尊惠と申し、は、本は叡山の學侶、多年法華の持者なり。然るを道心起し、離山して此寺に住みけるを、人皆歸依しけり。去ぬる承安二年十二月二十二日の夜の戌の刻ばかりに常住の佛前に参り、脇息に靠掛つて法華經をよみ奉られけるが、夢ともなく現ともなく、淨衣に立烏帽子着て、草鞋脛穿したる男一人、立文を持って來れり。尊惠、夢の中に、あれは何處よりぞと問ひ給へば、爛魔王宮より宣旨の候ふとて、尊惠にわたす。尊惠是を披いて見るに、南閻浮提、大日本國攝津の國清澄寺の聖、慈心坊尊惠、來二十六日、爛魔羅城大極殿にして、十萬部の法華經轉讀致さる、事あり。因つて急ぎ参勤すべし、爛魔王宣依て屈請件の如し。承安二年十二月二十二日、爛魔羅とぞ書かれたる。尊惠辭申すに及ばねば、聽て領掌のうけ文を書いて渡すと覺えて、夢覺めぬ。是を院主の光影房に語り給へば、聞く人身の毛よだちけり。尊惠其後は偏に死去の思ひをなして、口には彌陀の佛名を唱へ、心に引接の非願を念す。やうく二十五日の夜に入つて、又常住の佛前に参り、例の如く念佛讀經す。

「從僧しじゆさうと
譯る。」

子の刻ばかり睡しきりなるが故に、住房に歸つて打ち臥す。丑の刻ばかり、又先の如く男二人來つて、疾うくと勸むる間、尊惠參詣いたさんとすれば、衣鉢更になし。焰王宣を辭せんとすれば、甚だ其の恐れあり。此の思ひをなす所に、法衣自然に身に纏うて肩にかゝり、天より黄金の鉢下る。二人の從僧、二人の童子、十人の下僧、七寶の大車、寺房の前に現す。尊惠喜びて車に乗り、西北に向つて虚空を翔けると覺えて、程なく焰魔王宮に至りぬ。王宮の體を見るに、外郭曠々として、その内渺々たり。其中に、七寶所成の大極殿あり。高光金色にして、凡夫の眼に及び難し。其日の法會畢つて後、餘僧等皆歸り去んぬ。尊惠は大極殿の南方の中門に立つて、遙の大極殿を見渡せば、冥官冥衆、皆焰魔法王の御前に畏る。尊惠目出度かりける參詣かな。この次に後生の罪障を尋ね申さんと思つて、歩み向ふ。其の間に二人の從僧箱を持ち、二人の童子蓋をさす、十人の下僧列を引いて、やうく歩み近づく時、焰魔法王を始奉つて、冥官冥衆悉く下り迎ふ。藥王菩薩、勇施菩薩、二人の從僧に變じ、多聞、持國二人の童子に現す。十羅刹女十人の下僧に變じて、隨逐給仕し給へり。焰王問うて曰く、餘僧等歸り去んぬ、御房一人來る事いかに、尊惠後生の罪障を尋ね申さんがためなり。焰王答へて、往生不往生は人の信不信にありと云々。焰王

「信不信しシムアソ
△と半濁。」

「再門」再文の誤。

又冥官に勅して、此御房の作善の文宮大極殿の南方の寶藏にあり。行いて取り出し、一生の化他の碑文を見せ奉れとぞ宣ひける、冥官畏り承つて、南方の寶藏に行き、一の文箱を取つて參り、則ち蓋を開いて讀みさかす。冥官筆を染めて一々に是を書く尊惠が一期が間思ひとおもひ、爲しとせしことの、一つとして顯れずといふことなし。尊惠悲歎涕泣して、庶幾くは出離生死の道を教へ、證大菩提の直道を示し給へと、申されければ、焰王哀感教化して、種々偈を誦す。

妻子王位財眷屬

死去無一來相親

常隨業鬼繫縛我

受苦叫喚無邊際

此偈を誦し畢つて、尊惠に附屬す。尊惠隨喜の泪を流いて、南閻浮提大日本國に、入道大相國と申す人こそ、攝津國和田の御崎を轉じて、四面十餘町に屋を建て、多く持經者を屈請して、坊々に一面に座に着け、今日の十萬僧會の如く、念誦讀經丁寧に勤行致され候ふと申されたりければ、閻王隨喜感嘆し給ひて、清盛公はたゞ人にはあらず、慈悲僧正の化身なり。其故は天台の佛法護持のために、假に日本に再誕する故に、我彼の人を日々に三度禮する文あり、件の入道に得さすべしとて、

敬禮慈惠大僧正

天台佛法擁護者

「轉」一本點に作る。

示現最初將軍身

惡劫衆生同利益

此偈を誦し畢つて、尊恵に又附屬す。尊恵斜ならず悦び、南方の中門に出づる時、十餘人の從僧等、又先の如し。車の前後に隨ひつゝ、東南に向つて空を翔り、程なく歸り來るかと思へて、夢覺めぬ。その後尊恵都へ上り、入道相國の西八條の邸に行き向つて、此由具さに語り申されたりければ、入道相國斜ならず悦び、やう／＼にもてなされ、様々の引出物たうで、其時の勸賞には、律師になされけるとぞ聞えし。それよりしてこそ、清盛公をば、慈惠僧正の化身とは、人皆知りてんげり。持經上人は弘法大師の再誕、白河院は又持經上人の化身なり。此君は功德の林をなし、善根の徳を重ねさせおはします。末代にも清盛公、慈惠僧正の化身として、惡業も善根も共に功を積みて、世のため人のために、自他の利益をなすと見えたり。彼の達多と釋尊の同衆生の利益にことならず。

十 祇園女御

「祇園女御」續世繼

又ふるい人の申しけるは、清盛公は只人にはあらず。誠には白河院の御子なり。その故は、去ぬる永久の比ほひ、祇園女御として幸人おはしき。彼の女房の住居所は、

云賀茂社司東助女又東鑑云鳥羽院御寵祇園女御

「幸人」「サイハロ」

「白河院」東山の景を受して雲居寺の傍に小離宮を作らせ此の女房を置けれり祇園に近くして仙洞の御寵愛深かりしりば人々へ宿通と同視すべからず

「手に手にてんで」と讀む。「承仕法師」御持佛

東山の麓、祇園のかたはらにてぞありける。白河の院常は御幸なる。或時、殿上人一人、北面少々召し具して、忍の御幸ありしに、比は五月二十日あまり、まだ宵の事なるに、五月雨さへかきくれて、萬ものいふせかりける折節、件の女房の宿所近う御堂あり、御堂の片邊より、光物こそ出できたれ、頭は銀の針を研き立てたるやうにきらめき、左右の手と覺しきをさし上げたるを見れば片手には櫛のやうなる物を持ち、片手には光る物をぞ持たりける。是ぞまことの鬼と覺ゆる。手に持てるものは、聞ゆる打出の小槌なるべし、こは如何せんとて、君も臣も大きに怖れさせおはします。忠盛其時は北面の下臈にてぞさぶらはれるを、御前へ召して、此中には汝ぞあるらん。あの者射も殺して斬りも留めてんやと仰せければ、畏り承つて御前を罷り立つ、忠盛内々思ひけるは、彼者さして猛き者とは見えす、定めて狐狸のしわざにてぞあるらん。夫を射も殺し、斬りも留めたらんは、如何に念なからまし。同じ

にせんと思つて歩み向ふ。とばかりあつては、さつとは光り、とばかりあつつとは光り、二三度しけるを、忠盛すた／＼と走り寄りむづと組む。くまれて、こは如何にと騒ぐ。變化の者にはなくして、はや人にてぞ候ひける。其時上下手に手に火をともいて、是を御覽じ見給へば、六十ばかんの法師なり。譬へば御堂の承仕法師

堂の事を司る妻
帯出家隨意云々

「臣が子しいかゞは
し一本に忠盛と
りてとあり。」

にてありけるが、御燈明を參らせんために、片手には手瓶といふものに油を入れて持ち、片手には土器に火を入れて持つたりけるが、雨は射て降る、濡れじとて、小麥のわらを引き結んで被いだるが、小麥のわらが土器の火に輝いて、偏に白銀の針の如くには見えたんなり。事の體一々次第に顯れぬ。夫を射も殺し、切りも留めたらんは、いかに念なからまし。忠盛がふるまひこそ誠に思慮深けれ。弓矢取りはやさしかりけるものかなとて、さしも御秘藏と聞ゆる祇園女御を、忠盛にこそ下されけれ。この女御孕み給へり。女御の生めらん子女子ならば、朕が子にせん、男子ならば臣が子にして弓矢取に仕立てよと仰せけるに、則ち男をうめり。事にふれては披露せざりけれども、内々はもてなしけり。いかにもして披露せばや、と思はれけれども、よき便宜もなかりけるが、或時白河の院熊野へ御幸ある、紀の國系鹿坂といふ所に、御輿かきするさせ、暫く御休息ありけり。その時忠盛、藪にいくらもありける零餘子を袖にも入れ、御前へ參りかしこまつて、

いもが子ははふほどにこそなりにけれと申されたりければ、院やがて御心得あつて、たゞもりとりてやしなひにせよ

「花咲くわそくと
讀む。」

「定慧和尚」此孕婦
を賜ひしは孝徳
天皇の二帝同じ
く賜ひしに定
慧は孝徳帝の落
胤なり天智帝の
松不比等なり由
論へり。

とぞ附けさせおはします。それよりしてこそ我子とはもてなされけれ。此若君あまりに夜泣をし給ひしければ、院きこしめして、一首の御詠を遊ばいてぞ下されける。

夜なきすとたゞもりたてよ末の世に清く盛ふることこそあれ
さてこそ、清盛とは名のられけれ。十二にて兵衛の佐になり、十八の歳四品して、四位の兵衛の佐と申し、をだに、仔細存知せぬ人は、花族の人こそかうはと云へば、鳥羽院は知し召して、清盛が花族は、人に劣らじなどぞ仰せける。昔天智天皇孕み給へる女御を、大織冠にたばふとて、女御のうめらん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば臣が子にせよと仰せけるに、即ち男をうめり。多武峰の本願、定慧和尚是なり。昔もかゝる例ありければ、末代にも清盛公、誠に白河の院の皇子として、さしも天下の大事、都うつりなどいふ事をも、思ひたれけるにこそ。

十一 洲股合戦

同じき二十日の日、五條大納言邦綱の卿も、失せ給ひぬ。是は入道相國とさしも御契深かりしが、同日に病つきて、同じ日にうせ給ひけるこそ不思議なれ。同じき二十日、前の右大將宗盛の卿院參して、院の御所を、法住寺殿へ御幸なし奉るべき由奏

「今日吉」一本新日吉につくる今熊野も同じ。

「太液」云々長恨歌にあり太液は漢の宮地未央は宮の名蕭何の造
「南園」一本南園に作り正南園内に誤、長恨歌に西宮南園多秋草とあり。

せらる。彼の御所は、去ぬる應保元年四月十五日に造り出されて、今日吉、今熊野、間近う勸請し奉り、泉水木立に至るまで、御心のまゝなりしが、平家の悪行によつて、此一兩年は、院も渡らせ給はず、御所の發壞したるを修理して、御幸なし奉るべき由、奏聞せられたりければ、法皇なんの用もあるまじ、たゞ疾うくとして御幸なる。先づ故建春門院のおはしつる方を御覽すれば、岸の松、汀の櫻、年経にけりと思しくて、木高くなれるにつけても、太液の芙蓉、未央の柳、是に向ふに、いかに涙進まざらん。彼の南園西宮の昔の跡、今こそ思し召し知られけれ。三月一日の日、除目行はれし南都の僧綱等、皆赦されて本官に復す。末寺莊園、一所も相違あるべからざるよし仰せ下さる。同じき三日の日、大佛殿事始あるべしとて、事始の奉行には、前の左少辨行隆とぞ聞えし。此行隆先年八幡へ参り、通夜せられたりける夢に、御寶殿の内より鬢結うたる天童の出で、我は是大菩薩の御使なり。大佛殿事始の奉行の時には是を持つべしとて、笏を賜はるといふ夢を見て、さめて後見給へば、現に枕がみにぞ立てたりける。あな不思議、當時何事あつてか、大佛殿事始の奉行に参るべきは思はれけれども、懐中して宿所に歸り、深う納めておかれけるが、平家の悪行によつて、今又南都炎上の間、多くの辨の中に、此左少辨選み出されて、大佛殿事始の奉行

「東」ひんかしとよむ。
「追物射」追ぐる者

に参られける、宿縁の程こそ目出度けれ。同じき十日の日、美濃の國の目代、早馬を以て都へ申しけるは、去年の冬の比より源氏既に尾張國まで攻め上り、道をふさいで、一向人を通さぬよし申したりければ、平家の人々大きに噪いでやがて討手をさし向けらる。大將軍には、左兵衛の督知盛、小松の新三位の中將資盛、左の中將清經同じき少將有盛、丹後侍從忠房、侍大將には、越中の次郎兵衛盛繼、上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、都合其勢三萬餘騎、尾張の國へ發向す。入道相國かくれさせ給ひて、いまだ五旬をだにも満たざるに、さこそ亂れたる世といひながら、あさましかりし事どもなれ。源氏の方には、十郎藏人行家、兵衛の佐の弟卿公義圓、都合其勢六千餘騎、尾張川を隔て、源平兩方に陣をとる。同じき十六日の夜に入つて、源氏六千餘騎河を渡いて平家三萬餘騎が中へ駈け入り、寅の刻より矢合して、夜の明るるまで戦ふに、平家の方には些とも騒がず。源氏は川を渡いたれば、馬物具も皆濡れたるぞ、それをしるしに討てやとて、源氏を中に取りこめて、我うち取らんとぞ進みける。兵衛の左の弟、卿の公義圓、深入して討たれにけり。十郎藏人行家は、家の子郎等多く討せ、力及ばで川より東へ引き退く、平家やがて續いて川を越して、落ち行く源氏を追物射に射て行くに、あそこ此處にて返し合せ、防ぎ戦ふと雖も、多勢

を射る射法牛追物犬追物なども同じ類なり。「水驛」云々六船にあり陣法の一。

に無勢かなふべしとも見えざりけり。水驛を後にする事なかれとこそいへ、今度の源氏の謀はおろかなりとぞ人申しける。十郎藏人行家は、三河の國へ引き退き、矢矧川の端に搔楯かいて待ちかけたり。平家やがて續いて攻め給へば、そこをも遂に攻め落されぬ。猶も續いて攻め給はば、三河遠江の勢は、皆従ひ屬くべかりしを、大將軍左兵衛の督知盛いたはりありとて、三河の國より都へ歸り上られけり。されば今度も一陣をこそ破られたれども、殘黨を攻めざれば、させる仕出したる事なきが如し、平家は去々年小松の大臣薨せられぬ。今年亦入道相國うせたまひぬ。運命の末になる事あらはなりしかば、年來恩顧の輩の外は、従ひつくものなかりけり。東國は草も木も、皆源氏にぞなびさける。

十二 喘 涸 聲

さる程に、越後國の住人城の太郎助長、越後守に任せられ、朝恩のかたじけなきに、木曾追討のためにとて、其勢三萬餘騎にて信濃國へ發向す、六月十五日に門出して、既にうつ立たんとしける明る十六日に、俄に空かき曇り、雷おびたしう鳴つて大雨下り、天晴れて後、恐しげなる聲のしはがれたるを以て、南閩浮提、金銅十六丈

「唯理」云々「博文館」と誤る。同書に「崇を轉じて無難を求むることなり」と注せる。噴飯の至りなり。

「號」清む。

「入道松殿」治承四年十二月山内記云松殿自備前合入洛給自陸地歸給云々。「殿下」テンガと清む。「妙音院」師長。「賀王恩」拾芥抄に大食調とあり宋代の樂。「還城樂」黃鐘調。「秋風樂」盤渉調。

の塵遮那佛焼亡し奉つたる、平家の方人する者こゝにあり、寄つて召捕れやと、三聲叫びてぞ通りける。城の太郎を初として、これを聞く兵ども、皆身の毛よだちけり。郎等共是程に天の御告の候ふに、唯理をまげてとまらせ給へといひければ、弓矢取る身のそれによるべきやうなしとて、城を出で、十餘町をぞ行いたりける。黒雲一村立ち來つて、助長が上に覆ふと見えしが、忽ち身すくみ、心忙れて落馬してんげり。輿に昇かれて館へかへり、打ち臥す事三時ばかりして、やがて死にぬ。飛脚を以て、此由都へ申したりければ、平家の人々大きに恐れ騒がれけり。是に依つて七月十四日、改元あつて養和と號す。其日除目行はれて、筑後の守貞能肥後の守になつて、筑前肥後兩國を賜つて、鎮西の謀反平げに、其の勢三千餘騎にて鎮西へ發向す。又非常の赦行はれて、去ぬる治承三年に流されさせ給ひし人々、皆赦されて上らせ給ふ。入道松殿殿下、備前の國より御上洛。妙音院の太政の大臣殿、尾張の國より上らせ給ふ。按察の大納言資方の卿は、信濃の國より歸洛とぞ聞えし。同じき二十八日、妙音院殿御參院、去ぬる長寛の歸洛には、御前の實の子にして、賀王恩、還城樂を弾き給ひしが、養和の今の歸京には、仙洞にして、秋風樂をぞ遊ばされける。何れも、風情折を思し召しよらせ給ひけん、御心ばせこそめでたけれ。按察大納言資方の卿も、其日同じ